

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(盛岡市) 1 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に係る事業の推進について 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、地域の実情に応じて柔軟な活用が可能な創意工夫を生かせる一括交付金であり、本市においても、住民の安全で快適な生活環境の確保等、市民生活の向上に大きく寄与している。については、本交付金の特性を存分に発揮し、滞りなく事業を推進するため、事業費の確保について要望 <盛岡市の社会資本整備交付金による主な事業> 道路事業、街路事業、河川事業、住宅事業、都市公園事業、土地区画整理事業、下水道事業</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和元年6月及び11月に行った「令和2年度政府予算提言・要望」等により、継続的に国へ提言・要望を行っています。 令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度政府予算案では、公共事業関係費全体で概ね令和元年度と同額程度の予算が確保され、また、社会資本整備総合交付金等に加え、地方自治体事業の集中支援を可能とする個別補助制度が創設・拡充されました。 今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するため、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国に働きかけるなど、財源確保に努めていきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(盛岡市) 2 一般国道106号「宮古盛岡横断道路(復興支援道路)」の整備促進及び直轄指定区間編入について (1) 一般国道106号「宮古盛岡横断道路(復興支援道路)」の整備促進と全線高規格化を図ること</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び宮古盛岡横断道路等の内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。 一般国道106号を指定区間に編入し、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて国に対し強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>(盛岡市) 2 一般国道106号「宮古盛岡横断道路(復興支援道路)」の整備促進及び直轄指定区間編入について (2) 一般国道106号「宮古盛岡横断道路(復興支援道路)」については、国が直轄で管理すること</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び宮古盛岡横断道路等の内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。 県ではこれらの道路を「復興道路」として位置づけ、国の「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興基本方針」に沿って着実に整備を進め、早期の全線完成することを国に要望しています。 今後とも関係市町村と連携を図りながら、国に対し整備促進と全線高規格化を図ることを強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(盛岡市) 3 一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線供用区間の4車線化の整備促進について 北東北の東西連携の強化をはじめ、物流の強化や渋滞緩和、都市機能の集積強化を図るため、一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線共用区間について、4車線化の整備を促進されるよう要望</p>	<p>一般国道46号「盛岡西バイパス」については、平成25年12月に全線暫定供用開始したところですが、大規模商業施設等の相次ぐ立地等による更なる混雑緩和等を図るため、引き続き一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線区間の早期4車線化について国に対し要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(盛岡市) 4 一般国道4号「盛岡南道路」の事業化に向けた調査促進について 盛岡市を中心とした都市圏の圏域人口の維持や持続可能な経済・産業圏域の形成、高次都市機能の集約強化、そして「命を守る医療体系」を機能させるとともに、これらを支える渋滞のない道路ネットワークを形成するため、一般国道4号「盛岡南道路」の「計画段階評価を進めるための調査」促進について要望</p>	<p>一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南については、慢性的に混雑しているとともに、令和元年9月には三次救急医療も担う岩手医科大学附属病院が移転し、更に交通量の増加が見込まれ、渋滞の発生が懸念されています。 一般国道4号の混雑緩和と県内地域医療の中核を担う医療機関へのアクセス確保を図るため、引き続き一般国道4号「盛岡南道路」の事業化に向けた調査促進について国に対し要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(盛岡市) 5 一般国道4号渋民バイパスへの道の駅整備について 令和元年度には基本設定作成や、特産品開発などに着手し、令和5年度の開業を目指し事業実施を図る予定としているので、地方創生を推進し、持続可能な地域づくりを進めるためにも、当該道の駅整備の着実な推進について要望</p>	<p>「道の駅」は休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能を併せ持つ施設で、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域振興に寄与することを目的に設けられるものです。 県としては、平成31年3月に盛岡市において策定した基本計画を踏まえながら、道の駅整備の着実な推進について国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(盛岡市) 6 北上川上流ダム再生事業の促進について 盛岡市の安全で安心な地域づくりに向け、「ダム再生ビジョン」に基づき、「四十四田ダムのかさ上げ」など治水機能の増強を行う「北上川上流ダム再生事業」の着実な実施と促進を要望</p>	<p>国が令和元年度から実施計画調査に着手した北上川上流ダム再生事業については、治水リーディング・プロジェクトに位置付けて、特に重要な治水事業のひとつとして四十四田ダムの嵩上げを含む治水対策実施に向けた調査・検討を進めていくと聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し一層の整備促進を働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(盛岡市) 7 盛岡市土地区画整理事業の推進について 盛岡市の土地区画整理事業の推進と土地区画整理事業によらない区域の生活環境改善推進について、予算の優先的確保について要望(太田地区、道明地区、都南中央第三地区)</p>	<p>土地区画整理事業は、市街地整備の代表的な手法として活用されており、今後とも推進を図るため、事業費の確保について、国に働きかけていきます。 また、土地区画整理事業から外れた区域における道路整備事業についても、国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>都市計画課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(紫波町) 1 一般県道古館停車場線の整備促進について 本路線は、古館駅を起点とし国道4号に至る路線ですが、古館駅側の一部区間が未整備の状態となっている。これまでも部分的に歩行空間の整備をしているが、交通の安全性の確保のため、落合橋の拡幅を含めた早期の整備について要望</p>	<p>落合橋の拡幅を含めた歩行空間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、駅前広場の整備状況を踏まえ、交通量の推移や道路利用状況を見極めながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課 道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(紫波町) 2 仮称「盛岡紫波線」の県道昇格について 本路線は、盛岡市内の国道46号盛岡インターチェンジ付近から、盛岡市道、矢巾町道、紫波町道、一般県道紫波雫石線を経由して主要地方道盛岡和賀線、紫波インター線に接続する重要な路線となっている。物流、地域間交流を担う流通路として利用され、通過交通が多い本路線について、盛岡圏と花巻、北上圏結ぶ広域的幹線道路として、早期に県道昇格されるよう要望</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要がある、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(紫波町) 3 下水道施設の改築への国費支援の継続について 平成29年度の財政制度等審議会において、汚水に係る下水道施設の改築については受益者負担の観点から排出者が負担すべきとの考えが提示されている。仮に下水道施設改築への国費支援が無くなれば、人口減少が本格化する中、高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、住民生活が成り立たなくなる恐れがある。住民生活の維持や下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水施設の改築において、国費による支援継続を要望</p>	<p>平成29年度の財政制度等審議会では、下水道事業における国費支援は、上水道事業に比べ、補助率が高く、その対象が広がっており、新設・更新はほぼ国費や地方債で賄われていることから、受益者負担の原則と整合的なものとなっていないとの認識がされています。 しかしながら、下水道施設は快適な都市環境・生活環境を形成するため必要不可欠で、施設整備や維持更新は継続して実施する必要がある、また、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共性の高い役割を担っていることから、老朽化対策への必要な財政措置を継続するよう国に対して引き続き要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>下水環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(紫波町)</p> <p>4 親元就農する農業後継者への支援について</p> <p>地域では、農業者の高齢化や新規就農者の減少により、担い手不足が深刻となっている。農業後継者の確保を加速するためには、地域において現に担い手として活躍している中小経営体等の子弟が親元就農し、共に農業経営に参画し経営主が培ってきた技術、経営資源を生かしながら経営規模を拡大していくことが重要と考える。ついては、担い手の子弟の就農を促進するための新たな親元就農支援制度の創設を要望</p>	<p>県では、新規就農者の育成及び就農後の早期経営安定に向け、農業次世代人材投資事業、県単事業、担い手育成基金事業などによる支援や、農業改良普及センターによる生産技術・経営力の向上に向けた支援等を行ってきたところ。</p> <p>これまでの国への要望の結果、農業次世代人材投資事業の経営開始型については、親の経営と同一作物であっても新技術の導入等の取組を行うことで交付対象となるなど、担い手子弟の就農においてもより活用しやすくなっています。</p> <p>令和元年度も県では国に対し、当事業の準備型について、これまで対象とされた先進農家や先進農業法人での研修についても交付対象とするよう要望したところ。</p> <p>今後においても、親元就農における更なる要件緩和について、現場の課題等を見極めながら、親元就農者が更に活用しやすいよう国に対し要件の見直し等を働きかけていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>(矢巾町)</p> <p>1 一般国道4号「盛岡南道路」の事業化へ向けた調査促進について</p> <p>現在の盛岡西バイパスは、旧主要地方道上米内湯沢線の一部を一般国道46号の区域として一般国道4号へアクセスしている状況であるが、本町と盛岡市境にある物流拠点である流通センターとのアクセス、更には北東北の高度医療施設である岩手医科大学附属病院へのアクセスを考慮した一般国道4号までの「盛岡南道路」の事業化へ向けた調査促進について要望</p>	<p>一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南においては、慢性的な渋滞が発生しているとともに、令和元年9月には三次救急医療も担う岩手医科大学附属病院が移転し、更に交通量の増加が見込まれ、渋滞の発生が懸念されています。</p> <p>一般国道4号の混雑緩和と県内地域医療の中核を担う医療機関及び矢巾スマートインターチェンジへのアクセス確保を図るため、貴町等と連携し、引き続き国道4号「盛岡南道路」の事業化に向けた調査促進について国に要望していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 2 矢巾スマートインターチェンジアクセス道路の整備について 物流拠点である岩手流通センターなどへのアクセスや令和元年9月に開院し医療業務を開始している岩手医科大学附属病院へアクセスする町道に関しては現在も整備を進めておりますが、整備延長や橋梁の架け替えなど大規模な事業が多くあり、社会資本整備総合交付金の予算確保が必須であることから、国への働きかけを要望</p>	<p>平成30年3月に開通した矢巾スマートインターチェンジについては、既存の高速道路の利便性を高め、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るための施設として期待されており、その利用促進に資するアクセス道路の整備についても早期整備が望まれていることから、今後も矢巾町と連携を図りながら、必要な予算を確保するよう国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(矢巾町) 3 北上川堤防未築堤箇所の早期整備について 紫波町に近接する土橋地区の一部区間において、約500mが堤防の未整備区間となっており、大雨・洪水の際には堤外水位が道路・農地を冠水し宅地に隣接するところまで迫ってくる被害が生じており、その度に近隣住民は不安を抱えて生活している現状にあるため、早期に堤防整備推進について国に働きかけるよう要望</p>	<p>国では、無堤区間が多い北上川中流部の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水により家屋の床上浸水等の甚大な被害が発生したことを踏まえ、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して、治水対策を進めることとしており、当該地区については他地区の進捗を見ながら対応すると聞いています。 なお、北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し一層の整備促進を働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(矢巾町) 4 子どもの医療費助成の拡充について 全国の市町村においては、子育て世帯に対する経済的負担の軽減につながる医療費助成について、対象年齢の拡大や所得制限の撤廃を単独で実施しているが対応について格差が生じており、更なる制度の充実が望まれている。また、現物給付化により受診しやすい環境は整備されてきたが、国民健康保険においては、国庫負担金が減額調整となるため、下記について要望 (1) 医療費助成制度の実施…(国への要望)</p>	<p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきであり、政府予算提言・要望において、子ども医療費助成の全国一律化について継続して要望してきたところです。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 4 子どもの医療費助成の拡充について 全国の市町村においては、子育て世帯に対する経済的負担の軽減につながる医療費助成について、対象年齢の拡大や所得制限の撤廃を単独で実施しているが対応について格差が生じており、更なる制度の充実が望まれている。また、現物給付化により受診しやすい環境は整備されてきたが、国民健康保険においては、国庫負担金が減額調整となるため、下記について要望 (2) 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止…(国への要望)</p>	<p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきであり、政府予算提言・要望において、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止について継続して要望してきたところです。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>(矢巾町) 4 子どもの医療費助成の拡充について 全国の市町村においては、子育て世帯に対する経済的負担の軽減につながる医療費助成について、対象年齢の拡大や所得制限の撤廃を単独で実施しているが対応について格差が生じており、更なる制度の充実が望まれている。また、現物給付化により受診しやすい環境は整備されてきたが、国民健康保険においては、国庫負担金が減額調整となるため、下記について要望 (3) 医療費助成制度の拡充(財政支援の拡充、助成対象を中学3年生までに拡大)…(県への要望)</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、助成対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、受給者負担及び所得制限の撤廃や、対象者の範囲の更なる拡充をした場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 5 国民健康保険における保険料水準の統一に向けた取組について 岩手県では市町村間の医療費、所得水準の差異が大きい ため、当面は保険料水準の統一は行わないこととしている が、厚生労働省が示すガイドラインにおいては、将来的に都 道府県での保険料率の統一を目指し、提供される医療サー ビスの均質化や医療費適正化の取組が求められている。また 、同一県内で転居等した際の保険料の変動理由もわかり にくく、保険料水準の統一が求められているため、「都道府 県内の保険料水準の統一化」の早期実現に向けた取組を 要望。また子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保 険料の軽減措置の導入に向けた検討について国への働き かけを要望</p>	<p>本県の保険料水準の統一の時期等については、国民健康保険運営方針に おいて、医療費適正化の取組等による医療費水準の平準化の状況を見なが ら、3年ごとの国保運営方針見直しの際に検討することとしています。 現在、各市町村において、特定健康診査受診率向上、糖尿病の重症化予 防、後発医薬品の使用促進など様々な医療費適正化の取組が進められてい るところであり、県においても保健事業従事者のスキルアップ研修の開催や 医療費の分析等により支援を行っているところです。 保険料水準の統一など、今後の保険料負担の在り方については、令和3年 度を初年度とする次期運営方針の策定に向けて、本県における医療費等の 状況を踏まえ、市町村等と協議を行っていきます。 子どもの均等割の軽減措置については、個別の市町村が財源負担を行 いながら導入するものではなく、また、各自治体の財政力の差などによらず、全 国どこの地域においても同等な水準で子育て世代の負担解消が行われるべ きであり、まずは全国知事会等を通じて、国において必要な措置が講じら れるよう求めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>(矢巾町) 6 岩手大学附属病院移転による交通量の増加に伴う交通 対策の推進要望について 町内必要箇所への自動車用、歩行者用信号機の設置に よる交通の円滑化、交通安全確保について要望</p>	<p>岩手医科大学附属病院の移転による交通の安全と円滑化を図るための対 策として、警察では、これまでに ・ 岩手医科大学附属病院前に信号機1基新設、視覚障害者用付加装置の 設置 のほか、移転後の交通状況の変化に合わせて ・ 押ボタン式信号機の青色秒数の延長 ・ 国道4号矢幅駅口交差点の右折矢印信号機の灯火時間延長 を実施しています。 引き続き、岩手医科大学附属病院周辺の交通流、交通渋滞、交通事故の発 生状況などの変化及び住民の皆様の御意見も参考としながら、必要な箇所を 見定めて、信号機設置の判断を行います。</p>	警察本部	交通規制課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 1 災害復旧に要する費用の地方分担分に対する財源措置等について (1) 一日も早い生活の安定に向け、継続的かつ安定的な財源の確保に対する支援を図ること</p>	<p>県では、東日本大震災津波、平成28年台風第10号、令和元年台風第19号など度重なる災害により多様な財政需要が生じていることを踏まえ、国に対し、用途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実等を要望するとともに、独自の支援として、平成28年台風第10号災害に係る早期の復旧・復興を支援するため、自由度の高い県単独の交付金を交付しました。 今後も、引き続き市との連携を密にし、復旧・復興事業に係る財政需要や市の財政状況等を適切に把握しながら、必要な支援を検討していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>(宮古市) 1 災害復旧に要する費用の地方分担分に対する財源措置等について (2) 東日本大震災及び平成28年台風第10号からの復興事業と併せて人的支援の更なる充実を図ること</p>	<p>人材の確保に対する支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県による職員の派遣及び任期付職員の採用・派遣などに取り組んできました。 特に他自治体への働きかけについては、平成25年度から被災3県合同で県外自治体への直接要請を行い、継続した派遣を依頼しているほか、平成28年度からは県外自治体等を対象とした被災自治体視察事業を実施するなど、取組を強化してきたところです。 県としては、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を強化するよう要望するとともに、引き続き被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>(宮古市) 2 復興道路などの道路網の早期整備及び既存道路施設の維持・管理等について (1) 復興のリーディングプロジェクトである「復興道路」、「復興支援道路」の令和2年度の確実な供用開始を図ること</p>	<p>県では、平成元年6月11日に行った令和元2年度政府予算提言・要望において、三陸沿岸道路等の復興道路について、国の『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針に沿って着実に整備を進め、復興・創生期間が終了する令和2年度までに全線完成するよう要望しています。 県としては、復興道路等の令和2年度までの全線完成について、引き続き、国に強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(宮古市) 2 復興道路などの道路網の早期整備及び既存道路施設の維持・管理等について (2) 整備に必要な予算を通常予算とは別枠で継続して十分確保するとともに新たな地方負担を生じさせず整備を推進すること</p>	<p>復興・創生期間の終了後も、被災地においては、中長期的に取り組むべき課題もあることから、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、当該期間終了後も必要な事業及び制度を継続するとともに、復興に必要な予算が確実に確保されるよう、令和元年6月及び11月に実施した令和2年度政府予算提言・要望において、平成30年度に引き続き要望したところです。</p> <p>また、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の案を審議した令和元年12月9日開催の復興推進委員会においても、本県からは、復興の取組として一律に期限を適用することなく、引き続き被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、必要な事業及び制度を実施することや、被災地のニーズに応じた自由度の高い支援制度の継続について、知事から要請したところです。</p> <p>この結果、令和元年12月20日に閣議決定した当該基本方針では、復興・創生期間後においても、必要な復興事業を確実に実施するための東日本大震災復興特別会計の継続などの財源確保などについて盛り込まれたほか、各分野における取組として、復興・創生期間内に未完了となる一部のハード事業は当該期間内計上の予算の範囲内で支援を継続することや、災害復旧事業について事業が完了するまで支援を継続することについて記載されるなど、本県が国に働きかけてきたものが概ね盛り込まれたものと考えています。</p> <p>今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(宮古市) 2 復興道路などの道路網の早期整備及び既存道路施設の維持・管理等について (3) 資産価格や人材費の上昇により必要となる増額分についても確実に予算措置すること</p>	<p>県では、平成27年6月に決定された「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に基づいて、復興に必要な予算が確実に措置されるとともに、被災地の早期復旧・復興に遅れが生じないように、資材価格や人件費の上昇による事業費の増額にも十分対応できる予算を確実に確保されるよう要望しています。</p> <p>県としては、復興予算の確保について、引き続き、国に強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 2 復興道路などの道路網の早期整備及び既存道路施設の維持・管理等について (4) 急速な老朽化が危惧される道路施設に対して、予防保全を含む老朽化対策予算を別枠で確保すること</p>	<p>道路インフラの老朽化対策については、今後老朽化する施設が増加していくことから、平成元年6月11日に行った令和2年度政府予算提言・要望において、必要な財政支援を講じるよう国に対して要望しております。 御要望については、今後も関係市町村と連携を図りながら、必要な予算を確保するよう国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(宮古市) 2 復興道路などの道路網の早期整備及び既存道路施設の維持・管理等について (5) 道路施設の防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策を着実に実施するための予算を確保すること。また、令和3年度以降も財源の確保継続を行うこと</p>	<p>令和元年6月11日に行った「令和2年度政府予算提言・要望」では「国土強靱化地域計画を推進する財源の充実」について要望しています。 今後とも、地方の防災や経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持を着実に推進するための予算の確保について国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(宮古市) 2 復興道路などの道路網の早期整備及び既存道路施設の維持・管理等について (6) 地域の人々の命と暮らしを守るインフラの再構築や、通学路、生活道路における安全対策、少子高齢化社会に対応した道路 機能の向上、無電柱化等の推進のため、防災・安全交付金等の必要な予算を確実に確保すること</p>	<p>生活道路における安全確保については日常生活を支える安全な道づくりを推進することとしており、通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備を行うとともに、防災・安全・景観の観点から無電柱化の整備等に取り組みます。また、これらの整備等に必要となる予算を確保するよう国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 2 復興道路などの道路網の早期整備及び既存道路施設の維持・管理等について (7) 激甚化する大規模災害時の初動対応を踏まえ、今後発生しうる大規模自然災害への備えとして、現場に必要な人員や市町村への支援体制の整備・充実を図ること</p>	<p>災害時における人的支援体制については、県が被災市町村からの応援職員の派遣要請をとりまとめ、県市長会・町村会を通じて県内市町村に対し派遣要請を行うほか、県職員を派遣するなど、県内での確保に努め、充足できない要請数分について、全国の市区町村に対し派遣要請を行い、必要な応援職員が確保されるよう努めているところです。 また、国では、災害の規模が大きく、県内で応援職員を充足できない場合には、短期派遣の仕組みとして被災市区町村応援職員確保システムを運用しているほか、令和2年度からは、都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずることとされたため、必要な場合には、これらの制度も活用しながら、被災市町村に迅速な支援が行えるよう取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>(宮古市) 3 主要地方道重茂半島線の早期完成について (1) 着工箇所の整備促進を図り、令和元年度内の着実な供用開始を図ること</p>	<p>主要地方道重茂半島線については、地域の産業・経済活動や日常生活を支える重要な路線であり、また災害時において緊急輸送を担う路線でもあることから、交通の隘路区間を解消するとともに、津波による浸水区域を回避するため、堀内～津軽石地区、熊の平～堀内地区、里地区、千鷲地区、石浜地区、川代地区及び大沢～浜川目地区の7地区について平成24年度に事業着手したところです。 なお、平成30年度までに堀内～津軽石地区のほか3地区で供用開始となったほか、令和元年度は、台風第19号による完成時期の延伸はあるものの、残る里地区、石浜地区、大沢～浜川目地区で工事を推進し、早期供用に向け整備推進に努めていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(宮古市) 3 主要地方道重茂半島線の早期完成について (2) 現在着工している工区以外の区間についても、カーブが連続し狭隘な箇所が多くある。安全で円滑な交通確保のために、全線にわたる改良を図ること</p>	<p>現在着手している工区以外の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 4 河川の適切な維持管理のための財源措置について (1) 災害復旧において、機能向上等の「改良復旧」についても財源確保等を図ること</p>	<p>国庫負担法に基づく災害復旧事業における「改良復旧」は、河川等災害関連事業費として制度化されており、必要性が認められる場合は適切に予算措置されています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(宮古市) 4 河川の適切な維持管理のための財源措置について (2) 河川流下能力の向上につながるよう抜本的な強化を図ること</p>	<p>河川の維持管理については、「河道掘削・立ち木伐採の年次計画」等に基づき、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めているところであり、平成30年度は閉伊川、長沢川、近内川等において、支障木伐採や堆積土砂の撤去を行ったところです。 令和元年度は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、閉伊川及び津軽石川において河道掘削等を実施しました。 今後も河川パトロール等により管内の状況を把握し、必要に応じて支障木伐採や堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(宮古市) 4 河川の適切な維持管理のための財源措置について (3) 砂防堰堤について、適切な維持管理を図ること</p>	<p>県では、土砂災害対策として砂防堰堤などの整備を進め、施設の修繕や機能確保など維持管理に努めているところです。 土砂が堆積している砂防堰堤については、その堆積量や上流の荒廃状況、下流への影響などを個々に調査し、堆積土の除去等が必要な場合には対応を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 4 河川の適切な維持管理のための財源措置について (4) 河川水門施設に係る老朽化調査を実施し、改良、改修が必要な施設については、必要な予算を措置し早急な対応をすること</p>	<p>河川水門施設に係る老朽化対策について、個別施設計画を策定し、効率的・計画的な維持管理に取り組んでいきます。また、必要な財源の確保に向け、継続的に国に要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(宮古市) 4 河川の適切な維持管理のための財源措置について (5) 河川水門操作者の安全確保として、スルース型水門の自動開閉型への改良を図ること</p>	<p>河川水門については、定期的実施している水門施設点検の結果を踏まえ、自動開閉型への導入を含めた改良等の対応を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(宮古市) 5 岩手県立宮古水産高等学校への養殖科の新設について (1) 養殖漁業の担い手を育成するため、岩手県立宮古水産高等学校に養殖科を新設すること</p>	<p>宮古水産高校については、学科改編により、平成31年度入学生から水産学科の海洋生産科及び家庭学科の食物科の2学科としたところです。海洋生産科では2年生から船舶運航コース及び食品資源コースのコース制をとっており、食品資源コースでは、水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業(増殖・養殖)等に関する専門分野の基礎的な知識と技術についても、教育を行うこととしています。 本県の沿岸漁業を支える養殖業の人材育成は、重要な課題と認識していますが、新しい学科の設置については、中学生の進路希望状況、卒業後の進路、地域の産業構造や人材のニーズ及び、産業施策の方向性等、様々な観点からの検討が必要であるなど、多くの課題があるものと認識しています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 6 宮古港(藤原ふ頭地区)の港湾整備について (1) 大型クルーズ船等の安全性向上のための港湾整備に係る財源を確保すること</p>	<p>宮古港においては、平成28年度に「大型クルーズ船航行安全対策委員会」を開催し、14万トン級の大型クルーズ船が安全に出入港できる航行環境及び操船にかかる施設の確認・検討、岸壁における機能検討を実施して、安全に出入港できることが可能であることを確認済みであり、現在、更に大型の16万トン～17万トン級のクルーズ船を対象に同様の検討を実施しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(宮古市) 6 宮古港(藤原ふ頭地区)の港湾整備について (2) 耐震強化岸壁整備に係る財源を確保すること</p>	<p>県においても、大規模災害時等における海上からの緊急支援輸送は極めて重要であり、その根幹をなす港湾施設の機能を十分に発揮するためには、地震に強い耐震強化岸壁の整備が必要と認識しています。 宮古港で平成12年度に改訂した宮古港港湾計画において、藤原地区水深10m岸壁を耐震強化岸壁の整備予定箇所として位置付けていますが、平成30年6月に就航した宮古・室蘭フェリーが同年9月に発生した北海道胆振東部地震で、災害派遣部隊や支援物資の輸送に貢献したことから、宮古港の利用形態の変化等も加味しながら、耐震強化岸壁の事業化について検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市) 1 広域道の駅整備に対する支援について 平成26年12月から広域市町村長で構成する「久慈広域行政研究会」において、「道の駅」整備について検討し、平成28年12月に整備候補地を三陸沿岸道路「久慈北IC周辺」に決定し、平成29年度には県の支援をいただき「広域道の駅整備基本計画」を策定した。現在、整備に向け取り組んでいるが、多額の費用を要する見込みであり、広域市町村単独での整備は困難であることから財政措置を講じられるよう国に要望するとともに、県における更なる支援について検討すること</p>	<p>「道の駅」は休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を併せ持つ施設で、地域振興施設と簡易パーキングエリアが一体で設けられるものであり、道路利用者への安全で快適な道路交通環境を提供するものです。 久慈市において策定された基本計画を踏まえ、県は、久慈市と連携し情報共有を図りながら、国へ働きかけていきます。 また、広域道の駅の整備については、地域経営推進費の補助対象となっておりますので、久慈市の具体的な取組の方向性等についてお聴きしながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 2 久慈港の整備促進について (1) 久慈港湾口防波堤の整備促進 ① 令和10年度完成に向けた着実な整備を国に求めること 北 堤2,700m(概成1,303m)、南堤1,100m(概成1,100m)</p>	<p>久慈港湾口防波堤は、地域の安全確保や産業振興の基盤として重要な施設であり、また、久慈港湾口防波堤の完成を前提とした久慈市街の復興まちづくりが進められていることから、県では、国に対して整備促進を強く要望してきたところです。 また、令和元年6月11日に知事が国へ提出した「東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書」の中でも久慈港湾口防波堤の整備促進を要望しており、今後も引き続き機会を捉えて国へ強く要望していきます。</p>	県土整備部	港湾課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(久慈市) 2 久慈港の整備促進について (1) 久慈港湾口防波堤の整備促進 ② 県費負担に係る財源を確保すること</p>	<p>久慈港湾口防波堤整備に要する県費負担については、東日本大震災津波以降、震災復興特別交付税の措置により実質的に全額国費で事業が進捗されましたが、平成28年度からは地方負担が生じています。 久慈港湾口防波堤は久慈市街地における津波被害の軽減や久慈港の利用向上に欠かせない重要施設であることから、令和2年度当初予算において必要額を計上したところであり、今後も整備促進に向けて財源確保に努めていきます。</p>	県土整備部	港湾課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(久慈市) 2 久慈港の整備促進について (2) 久慈港における埋立計画(諏訪下地区、半崎地区)を推進</p>	<p>久慈港諏訪下地区及び半崎地区の埋立については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 2 久慈港の整備促進について (3) 県営上屋、照明設備、舗装等の新たな港湾施設・設備の整備</p>	<p>野積場の舗装については、諏訪下地区北側の未舗装部分を珪石の取扱増加を見込み、平成30年度に実施しました。 そのほかの部分については、取扱貨物量の推移等を見極めながら必要に応じて検討していきます。県営上屋、照明設備の整備については、港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(久慈市) 2 久慈港の整備促進について (4) 港湾施設利用料の低減や利用奨励制度の創設など、貨物取扱量の増加に向けた対策</p>	<p>久慈港の取扱貨物量は、東日本大震災により減少したものの、珪石の取扱量増加やヤシ殻の取扱等により回復し、現在は東日本大震災津波前を上回る水準となっております。引き続き、県、市及び港湾関係者と連携してポートセールスを展開し、取扱貨物の掘り起こしに取り組んでいきます。港湾施設使用料については、状況に応じて減免措置を実施しているところです。また、利用奨励制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加につながる施策となるよう、その必要性や効果、県と久慈市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(久慈市) 2 久慈港の整備促進について (5) 湾口防波堤の完成により創出される静穏海域を活用した産業に対する支援</p>	<p>県は、久慈湾口防波堤の完成により創出される静穏域の養殖漁場としての活用に向け、平成25年度から漁協が実施するマガキやマボヤ等の養殖試験について、市と連携し、試験に対する指導等を実施しています。 湾内の漁場環境の長期的な把握に向け、平成26年5月以降、漁協が4定点を設けて実施している漁場環境調査を支援しています。 県は、平成30年度の区画漁業権の免許切替に際して、地元漁協から養殖漁場として新たな区画漁業権の取得の意向が示されたことから、関係機関と調整の上、法令に定める手続きに従い、平成30年9月1日に新規2漁場を免許しています。 サケ・マス類の海面養殖については、有望な取組の一つと考えており、県は、「新しい増養殖モデル創出事業」により、静穏な海域を活用したサケ・マス海面養殖を推進しているところです。この生産モデルを実証し、サケ・マス類の海面養殖の事業化を促進するとともに、今後は、ウニ、アワビ、ナマコ等の増殖も進めるなど、本県の新しいつくり育てる漁業を積極的に推進していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>水産振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 3 再生可能エネルギーの推進について (1) 太陽光や風力(陸上・洋上)による発電、波力発電等の多様な再生可能エネルギー導入・検討に対する支援</p>	<p>洋上風力、波力などの海洋再生可能エネルギーについては、県北沿岸地域での導入可能性を探るため、これまで風況調査や海洋生物に対する影響調査等を実施し、現在事業化の可能性を検討しているところです。 平成29年3月には、海洋エネルギー関連産業の創出に向けて関係者が取組の方向性や将来の姿を共有する「岩手県海洋エネルギー関連産業創出ビジョン」を策定し、久慈地域におけるローカルエネルギーの活用推進を位置付けたところです。 また、久慈市において、平成30年度から、洋上風力発電の導入に向けた調査等を実施しているところであり、県としても協力・支援を行っているところです。 引き続き、海洋再生可能エネルギーの導入実現に向けて、久慈市や関係機関と連携し、取組を推進していきます。</p>	政策地域部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、知事を本部長とする岩手県地球温暖化対策推進本部を設置し、再生可能エネルギーの導入拡大による地域の振興や防災拠点への再生可能エネルギー導入促進に取り組んでいるところです。 また、平成29年3月には、海洋エネルギー関連産業の創出に向けて関係者が取組の方向性や将来の姿を共有する「岩手県海洋エネルギー関連産業創出ビジョン」を策定し、久慈地域におけるローカルエネルギーの活用推進を位置付けたところです。引き続き、海洋再生可能エネルギーの導入実現に向けて、久慈市や関係機関と連携し、取組を推進していきます。 【風力発電(陸上・洋上)、波力発電等の多様な再生可能エネルギー導入・検討に対する支援】 ①設備導入に対する県単融資制度での支援 ②事業化検討のための導入支援マップや支援情報の県ホームページでの提供 ③普及啓発や機運醸成に向けたセミナーや勉強会の開催 ④風力発電導入構想の中で、久慈市を含む3地域4地区を選定し、円滑な立地に向けた風力発電導入構想連絡会の開催による情報共有</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 3 再生可能エネルギーの推進について (2) 大規模発電所の系統連系に必要な送電網強化に向けた取組の推進</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行っており、今後も要望を継続していきます。</p> <p>なお、電力インフラが脆弱な地域においては、接続費用が買取価格で想定する費用を上回るなど、地域間格差が生じており、本県の恵まれた再生可能エネルギーの活用を促進するためには、送電網の増強支援とともに、接続費用の地域間格差解消に向けた施策の展開が必要であると認識しています。</p> <p>現在、電力系統の運用調整を担う電力広域的運営推進機関により、本県を含む東北北部エリアなどの送変電設備の増強が必要な地域について、複数事業者が共同で設備増強することにより費用負担の軽減を図る「募集プロセス」が進められているところです。</p> <p>また、国においては、混雑時の出力抑制など、一定の条件下で接続を認める「日本版コネク&マネージ」の具体化に向けた取組が進められています。</p> <p>県においては、このような新たな取組の効果を注視しつつ、市町村や事業者等との意見を踏まえながら、引き続き国に対して送配電網の強化を働きかけるなどの取組を進めて行きます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(久慈市) 4 久慈病院の医師等の確保について (1) 医師の増員及び偏在の是正、勤務医の待遇改善など、効果的な医師確保対策を講じること</p>	<p>県立久慈病院において、常勤医師が不在となっている診療科への常勤医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中、奨学金養成医師の配置に当たっては、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んでいるところであり、令和元年度は53名の養成医師のうち、久慈保健医療圏に7名を配置したとともに、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、今年度臨床研修を開始した奨学金養成医師から、沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図ったところです。</p> <p>また、医師の待遇改善については、令和元年度から医療クランクを段階的に増員することとしており、医師の負担軽減を図ることで勤務環境の改善を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、引き続き、関係大学等と連携するとともに、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 4 久慈病院の医師等の確保について (2) ハイリスク分娩についても久慈病院で対応できるよう、周産期医療体制の充実強化策を講じること</p>	<p>県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しています。</p> <p>また、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。</p> <p>平成30年3月に策定した第7次保健医療計画において、周産期医療を担う医療従事者の確保及び救急搬送体制の強化等を掲げているところであり、また、久慈保健医療圏では、ICTの活用により、市町村や周産期医療機関の情報連携を推進し、妊産婦の健康サポート等を行うほか、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、県立久慈病院と市町村、保健所が連携し産後ケア等に取り組むこととしています。</p> <p>令和元年度は、総合周産期母子医療センター(岩手医科大学附属病院)の矢巾町への移転により診療機能の高度化が図られたことから、周産期医療体制の更なる充実・強化に努めています。</p> <p>また、令和元年度は、新たにハイリスク妊産婦が健診又は分娩のために周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に準備宿泊する際に要する経費を市町村が助成する場合、当該市町村に対し補助する事業や、リスクの高い妊婦の状態を遠隔でモニタリングし、緊急出産等の低減を図るとともに、妊婦の救急搬送中の計測データをリアルタイムに周産期母子医療センターに送信することにより、円滑な受入態勢の構築を図るため、モバイル型妊婦胎児遠隔モニターを周産期母子医療センターが整備する場合、当該センターに対し補助するなど、周産期医療体制の更なる充実・強化に努めています。</p> <p>これらを総合的に推進しながら、周産期母子医療体制の充実・強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 4 久慈病院の医師等の確保について (3) 看護師の待遇改善のほか、看護師の養成及び確保対策を講じること</p>	<p>県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金制度による養成確保対策、Uターン促進や勤務環境改善取組支援等による確保定着対策、ナースセンターによる復職を希望する看護職員への再就業支援、新人看護職員研修や認定看護師等の育成支援等による資質向上対策などに取り組んでいます。</p> <p>また、職場環境改善に取り組む病院への看護職員による支援や研修会を実施するとともに、県医療勤務環境改善支援センターにおいては、個々の医療機関の課題に応じたアドバイザー等の派遣、勤務環境改善支援補助金による支援を行うなど、看護師の待遇改善及び定着、働きやすい職場環境づくりの充実に努めています。</p> <p>今後も引き続き、本アクションプランに基づき看護師の養成及び確保対策に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>看護師の待遇改善については、夜勤専従制度を始めとする多様な勤務形態の導入等によるワークライフバランスの向上、看護補助者の夜勤導入など看護師業務の多職種への移管や業務の共同化、いわゆるタスクシフティング、タスクシェアリングの推進による業務負担軽減、介護休暇等の休暇制度の充実など、総合的な勤務環境の改善を進め、魅力のある働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>また、確保対策については、看護師養成校の訪問や就職セミナーの開催、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組んでいるほか、令和元年度の職員採用選考試験において、看護師の受験資格年齢の引上げや、試験日程を1か月程度早めて実施するなど、志願者が受験しやすい環境整備を行ったところであり、今後とも様々な取組により看護師確保に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (1) 復興道路「三陸沿岸道路」の早期全線完成 ① 地域高規格道路「三陸北縦貫道路」の整備促進</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される幹線道路ネットワークの構築が必要不可欠と考えています。県では平成元年6月11日に行った令和2年度政府予算提言・要望において、これらの復興道路等について、国の『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針に沿って着実に整備を進め、早期に全線完成することを国に対し要望しています。 令和元年8月8日には、三陸沿岸道路について、令和2年度の全線開通の見通しが公表されたところです。 県としては、全線開通に向けて引き続き関係機関と連携を図っていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (2) 復興支援道路の改良整備 ① 国道281号の改良整備 (ア) 重要物流道路への指定</p>	<p>国土交通省では、平成31年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。 平成31年4月1日には、まず供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路の指定が行われたところですが、令和元年度以降、各地域において策定する新たな広域道路交通ビジョン・計画を踏まえ、事業中や計画中の路線を含めて重要物流道路の指定が行われる予定となっています。 県としては、県内の地域高規格道路や基幹となる補助国道等を重要物流道路として追加指定することや、指定された重要物流道路と代替・補完路の機能強化や重点整備について、国に強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (2) 復興支援道路の改良整備 ① 国道281号の改良整備 (イ)平庭峠、案内～戸呂町口間の抜本的改良整備</p>	<p>平庭峠については、これまで整備に向けた各種調査を進めてきましたが、多額の事業費を要する大規模事業であり、道路事業をはじめとする公共事業は厳しい財政環境にあることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 (C) 案内～戸呂町口間については、平成29年11月に案内工区が開通したところです。(A) また、案内工区から東側1.0kmの区間について、令和2年度より、現地測量・設計に着手予定です。(B)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (2) 復興支援道路の改良整備 ① 国道281号の改良整備 (ウ)下川井～沼袋間の早期完成</p>	<p>下川井～沼袋間については、下川井工区として、約0.5kmのトンネルを含む全体延長約1.5kmの改良整備を進めているところです。 平成30年度に着手済みのトンネル本体工事に続き、令和元年度は用地取得が完了し、橋梁及び改良工事に着手しており、引き続き整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (2) 復興支援道路の改良整備 ① 国道281号の改良整備 (エ)大川目地区(森、生出町歩道)、川貫地区の歩道整備</p>	<p>歩道設置については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている状況です。 岩井橋～森地区の歩道整備について、一部、平成22年度より事業着手し、現在工事を進めており、令和3年度の完成を目指しているところです。(A) 生出町地区及び川貫地区については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (2) 復興支援道路の改良整備 ① 国道281号の改良整備 (オ)川貫地区～国道45号へ接続するバイパス整備</p>	<p>川貫地区から国道45号へ接続する一般国道281号の久慈市街地のバイパスについては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (2) 復興支援道路の改良整備 ① 国道281号の改良整備 (カ)葛巻町茶屋場～田子間の代替路線の整備支援</p>	<p>当該区間の葛巻町道 茶屋場田子線は、災害などの緊急時に、葛巻町中心市街地を通る緊急輸送道路である国道281号の迂回路として機能する重要な路線であると認識しています。 これまで県は、県工事により発生した土砂の提供や、事業計画等に関する技術的助言、調整などの支援を行ってきたところです。 今後も当該路線の早期整備が図られるよう、県としても必要な支援を講じていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (2) 復興支援道路の改良整備 ② 主要地方道久慈岩泉線の改良整備	早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (2) 復興支援道路の改良整備 ③ 主要地方道戸呂町軽米線の改良整備	早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (2) 復興支援道路の改良整備 ④ 国道395号の改良整備(特に通学路区間の歩道整備)	改良整備について、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている状況です。早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課 道路環境課	C 当面は実現できないもの
(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (3) 復興関連道路の改良整備 ① 主要地方道野田山形線の改良整備 (ア)関～平庭峠の改良整備及び冬季閉鎖の解除による通年通行	関～平庭峠については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。 また、当該区間については、積雪量が多く、道路幅が狭いことに加え急な坂道、日陰の区間が多くあり、さらにはなだれの危険性があることから、現在の除雪体制では冬期間における安全な通行の確保が困難であり、約5か月間の冬期通行止めとしていますので御理解をお願いします。	県土整備部	道路建設課 道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (3) 復興関連道路の改良整備 ① 主要地方道野田山形線の改良整備 (イ)白石峠～野田村の改良整備</p>	<p>白石峠～野田村については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市) 5 復興道路及び復興支援道路等の整備促進について (3) 復興関連道路の改良整備 ② 一般県道野田長内線の改良整備</p>	<p>久慈市より平成29年度「あまちゃん街道」の愛称命名が行われた区間の一部である、小袖～大尻地区については、平成22年度に事業着手し、地域の実情にあった1.5車線の道路整備を行っており、令和元年度も引き続き整備推進に努めております。(A) その他の区間については、早期の改良整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。なお、平成30年度から道路利用者の安全な通行を確保するため、待避所設置や道路法面の落石対策を進めております。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>
<p>(久慈市) 【令和元年台風第19号の豪雨等による災害対策に関する要望】 (1) 特別交付税の財源確保等について 今般の台風第19号は広範囲にわたり甚大な被害をもたらした、応急復旧など対応には相当な財源が必要となるため、災害等の特別な財政需要があった場合に措置される特別交付税について、被災した自治体の財政状況の違いによって、その対応に差が生じることのないよう災害対応に係る経費を幅広く対象とするとともに、必要な予算の確保を要望</p>	<p>県では、県内で甚大な被害が発生していることを踏まえ、国に対して、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度を含め、復旧・復興に要する経費に対する特段の財政措置を要望しています。 今後も引き続き市との連携を密にし、復旧・復興事業に係る財政需要や財政状況等を適切に把握するとともに、国に対しても市の実情を丁寧に説明しながら、特別交付税の重点配分など必要な財政措置が講じられるよう働きかけていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 【令和元年台風第19号の豪雨等による災害対策に関する要望】 (2) 被災した中小企業・商店街等への支援 大規模冠水により、多くの事業者が店舗及び設備、什器備品、商品等に甚大な被害を受けた。被災した商工業者の多くは経営基盤が脆弱であり、平成28年台風第10号豪雨災害で被災した事業者もあることから、事業の早期復旧・再開に向けた補助制度の創設等、手厚い支援を要望</p>	<p>県では、被災した中小企業の施設・設備の復旧に向けて、既存の「中小企業経営安定資金(災害対策)」に加え、県が保証料を全額補給することにより、利用者に保証料を負担させない融資制度である「中小企業災害復旧資金」を令和元年度9月補正予算で措置したところです。 また、国による「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」の「地域企業再建支援事業(自治体連携型補助金)」を活用し、被災した事業者の復旧に要する経費の4分の3を市町村に補助する「地域企業再建支援事業費補助」を令和元年度12月補正予算で措置しました。 引き続き、被災事業者の復旧・復興の取組を加速し、早期に地域経済を立て直していくよう取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(久慈市) 【令和元年台風第19号の豪雨等による災害対策に関する要望】 (3) 災害廃棄物処理に対する財政支援の強化 平成23年の東日本大震災津波被害及び平成28年台風第10号豪雨災害と度重なる自然災害を受けていることから、国庫補助の引上げや補助対象経費の柔軟な取扱いのほか、東日本大震災と同様に負担軽減に向けた財政支援の強化を要望</p>	<p>災害廃棄物の処理に要する費用については、国に対し、復旧・復興に要する経費について特段の財政措置を講ずるよう要望したところ、補助対象事業費に係る国の負担割合が通常災害の90%から97.5%まで引き上げられています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(久慈市) 【令和元年台風第19号の豪雨等による災害対策に関する要望】 (4) 農林水産業に対する支援 ① 農業においては、農地や農業用施設被害に対する災害復旧事業の早期の補助対策と補助金配当について要望</p>	<p>令和元年台風第19号の暴風雨による災害に係る激甚災害としての指定及び適用措置を指定すべき政令が令和元年11月1日に公布されており、「農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置」により国庫補助率が嵩上げされることから、令和2年1月16日付けで農林水産大臣に補助率の増高を申請したところです。 また、本災害に係る本県の災害査定は令和元年12月25日に終えており、今後、国から農地・農業用施設等災害復旧事業に係る予算割当が内示される見込みです。内示後は、早期に交付決定されるよう、速やかに補助金申請等の事務を進めます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 【令和元年台風第19号の豪雨等による災害対策に関する要望】 (4) 農林水産業に対する支援 ② 林業においては、林道災害復旧の対象外となる小規模な被災箇所も併せて、早期復旧に向けた財政支援を要望。また、国庫補助申請査定設計に要する経費について、林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱の補助率の嵩上げ等の財政支援を要望</p>	<p>林道施設災害復旧事業(国庫補助)では、1か所の工事費40万円以上が対象とされていますが、1か所の工事費が40万円未満13万円以上の小規模な災害復旧については、起債充当や交付税措置の対象となります。また、激甚災害の適用措置により、要件を満たした市町村については、交付税額の算定に用いる基準財政需要額への算入率と起債充当率が引き上げられます。 なお、今回の甚大な被害に鑑み、小規模災害の起債充当率についても、林道施設災害復旧事業と同率とするよう、国に対して要望しています。 国庫補助申請用の査定用設計委託費については、激甚災害の適用措置により、「林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金」(国庫補助)の対象となります。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(久慈市) 【令和元年台風第19号の豪雨等による災害対策に関する要望】 (4) 農林水産業に対する支援 ③ 水産業においては、漁港・海岸等に漂着した流木等を円滑に処理できるよう、災害等廃棄物対策事業費補助金及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業について、国庫補助対象の拡大及び補助率の嵩上げ等の財政支援を要望</p>	<p>災害関連大規模漂着流木等処理対策事業は、洪水、台風等により、海岸保全区域内の海岸保全施設に漂着した流木等が異常に堆積し、これを放置することで、海岸保全施設機能を阻害する場合に緊急的に漂着流木等の処理を行うもので、海岸に漂着した場合に実施できます。 本事業は平成12年3月に創設され、平成21年9月に事業の採択要件が拡大されたもので、海岸を所管する管理者にかかわらず、複数の海岸や連続する沿岸区分内等における漂着量が1,000㎡以上となれば事業対象となること、また、海岸保全区域内の海岸保全施設から区域外であっても、1km以内までの漂着した流木等は処理できることとなっています。 本県沿岸域は、海岸保全区域の管理を、県においては複数の部局で担当し、また、沿岸市町村が管理する区域もあることから、令和元年台風第19号により発生した漂着流木等の処理状況を精査し、沿岸市町村や県の他部局等と連携しながら、国庫補助対象の拡大や補助率の嵩上げについて、国への要望を行うこととして、検討していきます。 なお、漁港施設(航路又は泊地)へ流木等が漂着した場合は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業の対象となります。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 【令和元年台風第19号の豪雨等による災害対策に関する要望】 (5) 浸水被害軽減対策への支援 小河川及び内水の氾濫により住家等1,000戸を超える浸水被害となっているため、現在整備中である内水排除施設の早期完成を図るための財政支援を要望</p>	<p>浸水被害の軽減対策については、技術的な助言等の支援を行うとともに、国に対し必要な財政措置を講じるよう働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>下水環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(久慈市) 【令和元年台風第19号の豪雨等による災害対策に関する要望】 (6) 公共土木施設の早期復旧に対する支援 浸水区域内の広範囲で土砂及び流木が堆積し、堆積土砂排除事業にて対応しているが、事業対象拡大と市単独費の負担軽減に向けた財政支援の強化を要望。また市内全域の公共土木施設の被災箇所が極めて多く、被害額が多額に及ぶことから、公共土木災害復旧の対象外となる小規模な被災箇所についての財政支援のほか、国庫負担申請を行うために必要な査定設計に要する経費について、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱における補助対象限度額の引上げや補助率の嵩上げ等に対する財政支援について要望</p>	<p>道路や河川などの公共土木施設並びに宅地に堆積した土砂については、一定程度以上の規模が認められた場合、国の補助対象となっており、市負担分についても100%起債充当が可能であり、後年度に交付税が措置される制度となっています。 また、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象外となる限度額未満の箇所については、単独災害復旧事業による財政支援を講じて、早期復旧に取り組んでいきます。 庫負担申請用査定設計に要する経費については、これまで査定設計委託費補助に係る補助対象限度額算出方法の改正により、財政支援の強化が図られたところですが、引き続き、地元負担の軽減を図るよう国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(久慈市) 【令和元年台風第19号の豪雨等による災害対策に関する要望】 (7) 被災者の負担金等の減免に対する支援 被災者に対する国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用料の免除等に要する費用について、令和2年1月までとされる予定であるが、財政支援の確実な実施及び実施基幹の延長を要望。加えて、子育て中の被害者への支援として、家屋等財産が著しく損失を受けた方や所得が激減した方の保育所保育料の減免のほか、放課後児童クラブ利用者負担金について、財政支援を要望</p>	<p>台風第19号災害の被災市町村に対する国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用料の免除に要する費用の全額を補てんする国の特別な財政措置については、令和2年9月まで実施期間が延長されたところです。 また、台風第19号災害の被災者に対する保育所の利用者負担については、国の補正予算により、その減免に係る財政支援制度が創設されたところです。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課 子ども子育て支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 【令和元年台風第19号の豪雨等による災害対策に関する要望】 (8) 市税の減免に伴う減収分への支援 被害家屋等の件数も多い状況となっており、被災者に対しては、損害の規模等により減免することとしており、当市の財政状況がさらに厳しくなることから、市税減免に伴う減収分について、特別交付税措置等の支援を要望</p>	<p>地方税の減免措置に伴う減収分については、激甚災害指定に伴い一定の要件を満たした場合に歳入欠かん債の発行が可能となっており、後年度に元利償還金の47.5～85.5%が普通交付税により措置されます。 また、県では、県内で甚大な被害が発生していることを踏まえ、国に対して、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度を含め、復旧・復興に要する経費に対する特段の財政措置を要望しています。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>(二戸市) 1 県北振興の着実な推進について (1) 地域の特徴を生かした産業振興について ① 地域産業の強化に向けた人的支援及び最先端技術(IoT、AI)の導入支援</p>	<p>県では、政策推進プランに基づき、県北・沿岸地域において、地域全体の産業競争力の強化のため、地場企業を含めた生産性・技術力の向上や人工知能(AI)・IoTなどの導入を支援しながら、地域産業の高度化に取り組むこととしています。 県北地域の産業を支える縫製業の分野においては、(学)文化学園と連携し、縫製技術指導や同校のカリキュラムを活用した人材育成に取り組んでいるほか、令和元年度は新たにAI・IoTの利活用等に向けたセミナーの開催などにも取り組んでいます。また、若者の就業を促進するため、「北いわて学生デザインファッションショー」を開催するとともに、「北いわて仕立て屋女子会」の運営を支援しています。 今後も、市町村や関係機関と連携し、様々な取組を進めることにより、地域産業の強化に向けた人的支援や最先端技術の導入支援に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(二戸市) 1 県北振興の着実な推進について (1) 地域の特徴を生かした産業振興について ② 漆苗木生産の省力化に向けた機械化及び実地研究に対する支援</p>	<p>漆苗木生産の省力化に向けた研究については、県林業技術センターにおいて、効率的な苗木の安定生産技術の開発に取り組んでいるほか、広域振興局において地域経営推進費を活用し、苗木生産技術の普及啓発や県工業技術センターと連携した省力化に取り組んでいるところです。 今後も関係機関と連携をとりながら、漆苗木生産の省力化に向けた取組を支援していきます。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市)</p> <p>1 県北振興の着実な推進について</p> <p>(1) 地域の特徴を生かした産業振興について</p> <p>③ 県産牛のブランド力を高める優秀な種雄牛の開発支援</p>	<p>県では、平成30年度から、ゲノム解析技術を活用した、産肉能力に優れた本県独自の種雄牛の造成に取り組んでおり、令和2年度には、ゲノム解析技術を活用した本県初の種雄牛の造成が実現する見込みとなっています。</p> <p>こうした取組により、全国トップレベルの種雄牛を造成し、県産牛のブランド力の強化と生産者の所得向上を図っていきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(二戸市)</p> <p>1 県北振興の着実な推進について</p> <p>(1) 地域の特徴を生かした産業振興について</p> <p>④ 県北広域産業力強化促進事業費補助金の要件緩和、地域経済牽引事業に対する支援</p>	<p>県では、県北地域への企業誘致や産業力強化に取り組んでいるところであり、平成29年度に創設した県北広域産業力強化促進事業費補助制度を活用し、中小企業による設備投資を支援することにより、地域全体の産業競争力の強化を通して、企業誘致に結びつけていくこととしています。企業誘致に係る優遇制度については、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の事情等を勘案して不断の見直しを行っているところであり、県北広域産業力強化促進事業費補助金における要件につきましても、県北地域の状況、雇用情勢等を鑑みながら、必要に応じて検討していきます。</p> <p>また、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対する支援については、予算・税制・金融など様々な側面から、国による支援措置が設けられており、県内においても、地方創生推進交付金との連携、国の補助金の採択における優遇措置、政府系金融機関等による低金利融資など、様々な取組が進められています。今後もこれらの支援措置の活用が一層図られるよう、県として、市町村や事業者はもとより、商工指導団体・金融機関・産業支援機関に対して、国とも連携しながら様々な機会を通じて情報提供していきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市)</p> <p>1 県北振興の着実な推進について</p> <p>(2) 金田一温泉周辺、九戸城跡周辺、天台寺周辺の3地区を軸とした、観光交流促進への環境整備</p>	<p>「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」において、周遊ルートの構築や地域資源を生かした観光地域づくりの推進による国内外からの交流人口の拡大の促進に取り組むこととしていることから、二戸市をはじめとする北いわての市町村と連携し、国の「地方創生推進交付金」を活用した交通サービスの利便性向上に向けた調査など、広域周遊観光の環境整備に向けて取り組むとともに、「地域経営推進費」の活用による支援等についても検討していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
	<p>金田一温泉、九戸城跡、天台寺などの地域資源は、北いわての広域周遊観光を促進していく上で重要なコンテンツと認識しています。</p> <p>県では、これらの地域資源を含む広域周遊観光ルートの構築や発信を行うとともに、旅行会社への売込みを通じて、旅行商品の造成促進を図っているところ。</p> <p>また、県北地域の観光地を巡るバスツアーや、高付加価値型の周遊モニターツアーの実施などにより、誘客を進めているところです。</p> <p>今後も、地域主体の取組を促しながら、観光交流促進に向けた取組を図っていきます。</p>	商工労働観光部	観光課	B 実現に努力しているもの
	<p>県道の案内標識については、二戸市の九戸城跡への誘導・案内に係る全体的な計画を勘案しながら、二戸市とともに検討していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市)</p> <p>1 県北振興の着実な推進について</p> <p>(3) 県北地域の医療を支える医師の確保、並びに周産期医療の拠点となる県立二戸病院の産婦人科医師数の維持</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和元年度は、県内全ての二次保健医療圏の基幹病院等に計53名の養成医師を配置し、そのうち県北地域には10名を配置したところです。</p> <p>令和3年度に義務履行を開始する医師から、県北・沿岸地域での2年間の勤務を必須化したところであり、こうした取組により、引き続き県北地域の医師の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>県立二戸病院の産婦人科医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、令和2年度においては、産婦人科医師5人体制は維持できる見通しとなっています。</p> <p>産婦人科医師については、派遣元である大学において医師の絶対数が不足しており、大変厳しい状況となっておりますが、今後とも、関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置などにより常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(二戸市)</p> <p>1 県北振興の着実な推進について</p> <p>(4) 小中高等部からなる独立校としての特別支援学校の設置</p>	<p>二戸地区における特別支援教育の整備については、国のインクルーシブ教育システム構築の動向を踏まえ、居住地域での教育の保障を図るため、小学部、中学部、高等部と順次、分教室を設置してきました。</p> <p>また、分教室に通う児童生徒数の増加に対して教室を増設する等、学習環境の確保にも取り組んできたところです。各分教室においては、日常的かつ継続的な交流及び共同学習を通じて、「共に学び、共に育つ」教育が醸成されていると捉えています。</p> <p>県教育委員会としては、平成31年3月に策定した「いわて特別支援教育推進プラン(2019～2023)」に基づき、令和元年度から特別支援学校整備計画の策定に着手したところであり、県全体の現状と課題を整理し、関係者等からも意見を聴取しながら検討を進めていきますが、本計画の策定検討において、二戸地区の特別支援学校の在り方や方向性についても検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(八幡平市) 1 企業立地促進奨励事業費補助金の対象業種の拡充について (1) 本市の企業立地促進事業費補助(立地補助金)においては、道路貨物運送業、倉庫業を対象業種に指定しており、県の補助では対象業種でないことから、物流関連業種も対象とするよう要望</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金については、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、工場等を新設または増設しようとする、製造業を営む事業者を対象として、これまで認定してきたところです。 物流関連業種については、現時点で補助対象業種とはなっていないものの、新しい交通ネットワークの整備により、本県の物流環境が改善され、あらゆる産業において取引の拡大が今後想定されることから、県としては、他県の状況も参考としつつ、産業界の同行や具体の企業ニーズを踏まえ、市町村と連携した支援策について研究していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>(八幡平市) 1 企業立地促進奨励事業費補助金の対象業種の拡充について (2) 同様に、県の補助では、当該市町村で創業した企業は対象外となっていることから、地場企業も対象とするよう要望</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金は、企業立地により地域経済の活性化及び雇用の拡大等を図ることを目的として、域外からの誘致を促進しようとするものであり、限られた財源の中で、現時点において地場企業や起業に対する補助を創設することは難しい状況にありますが、補助制度を含めた支援の在り方については、企業ニーズや市町村等の意向を踏まえて、より良い方策を不断に研究していきます。 なお、県では「特定区域における産業の活性化に関する条例」において、地場企業・誘致企業の別を問わず、不動産取得税及び事業税の減税措置を設けています。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	C 当面は実現できないもの
<p>(八幡平市) 1 企業立地促進奨励事業費補助金の対象業種の拡充について (3) 増設に関して、雇用者数要件の引下げを要望</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金については、県及び市町村における税源涵養の観点から、不動産取得税や固定資産税等の対象となるような相当規模の設備投資を補助対象とするほか、雇用創出を要件としてきたところです。 ソフトウェア等については、今後、IoTの進展などにより、IT関連企業をはじめあらゆる産業においてその活用の拡大が想定されることから、県としては、他県の状況を参考としつつ、産業界の動向や具体の企業ニーズを踏まえ、市町村と連携した支援策について研究していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(八幡平市) 1 企業立地促進奨励事業費補助金の対象業種の拡充について (4) 固定資産投資額としてソフトウェアなど償却資産として位置付けられる無形固定資産も対象とするよう要望</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金については、県及び市町村における税源涵養の観点から、不動産取得税や固定資産税等の対象となるような相当規模の設備投資を補助対象とするほか、雇用創出を要件としてきたところです。ソフトウェア等については、今後、IoTの進展などにより、IT関連企業をはじめあらゆる産業においてその活用の拡大が想定されることから、県としては、他県の状況を参考としつつ、産業界の動向や具体的な企業ニーズを踏まえ、市町村と連携した支援策について研究していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(八幡平市) 2 市道鴨志田線外の県代行による整備要望について 市道鴨志田線外の道路改良整備は、災害時における緊急輸送路の円滑な確保を実現するものであり、大型車の通行も可能となることから、冬期間の交通渋滞緩和及び民生安定など地域生活に大きな効果を発揮するものと期待されているため、県代行制度による道路整備を要望</p>	<p>県代行事業については、事業の必要性、緊急性、重要性が高く、用地補償が完了した箇所の中から、県全体の道路整備状況を踏まえ総合的に検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。 国道282号の荒屋新町地区は幅員狭小で、平成22年末における豪雪で渋滞が発生し、交通や住民生活に大きな影響が生じたことから、今後とも貴市と連携を図りながら、豪雪時や災害時等における円滑な緊急輸送路の確保について引き続き検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(八幡平市) 3 国道282号の改良整備促進について (1) 松川地区右折レーン設置</p>	<p>松川地区の右折レーン設置の御要望箇所については、県としても渋滞の解消方法について検討しているところですが、右折レーン設置に係る早期の事業化は難しい状況です。 今後も、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら引き続き対応を判断していきます。 なお、信号機を時差式にすることで右折が円滑になることから、警察と協議を行っています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(八幡平市) 3 国道282号の改良整備促進について (2) 五日市地区道路局部改良及び流雪溝の設置</p>	<p>五日市地区については、豪雪等により円滑な道路通行確保が困難となる場合もあるため、車道除排雪等に万全を期しているところですが、局部改良及び流雪溝の設置については、早期の事業化は難しい状況です。 今後も、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら引き続き対応を判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(八幡平市) 3 国道282号の改良整備促進について (3) 竜ヶ森地区スノーシェルター拡幅整備及び登坂車線の改良</p>	<p>竜ヶ森地区については、冬期間に交通事故等が発生しており、スノーシェルター内に運転者の安全運転を促すための注意標識や減速マーキング等を設置しているところですが、スノーシェルター内の拡幅整備及び登坂車線の改良については、早期の事業化は難しい状況です。 今後も、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら引き続き対応を判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(八幡平市) 3 国道282号の改良整備促進について (4) 兄畑中川原地区道路改良整備及び橋りょう架け替え</p>	<p>兄畑中川原地区については、豪雪の際には道路幅員が狭小となるなど円滑な道路通行確保が困難となる場合もあるため、車道除排雪等に万全を期しているところですが、道路改良整備及び橋梁架替については、早期の事業化は難しい状況です。 今後も、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら引き続き対応を判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(八幡平市) 4 スマートインターチェンジ整備への支援について スマートインターチェンジは、防災、緊急医療、観光など多面的分野における移動時間の短縮と観光人口の誘客を図るため、松尾・八幡平インターチェンジと安代インターチェンジ間への整備を計画している。ついては、整備実現に向けての支援を要望</p>	<p>スマートインターチェンジは、観光振興などの面で地域の活性化に資する施設であることから、県としても、八幡平市の検討状況に応じて、周辺施設等へのアクセス改善効果など、広域的な観点からの助言等を行っていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(八幡平市) 5 テレビ共同受信施設組合の施設更新に係る支援制度の創設について 国では「無線システム普及支援事業費等補助金」や「電波遮へい対策事業費等補助金」等の補助を実施しているものの、大規模災害の復興支援に対する補助であり、多くの自治体は対象外となっている。については、岩手県に対し、テレビ難視聴解消事業に対する県補助金制度の創設及び国庫補助金制度の創設について、国への働きかけを要望</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、県では、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。 また、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。 今後も、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	政策地域部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(滝沢市) 1 子ども医療費助成制度の拡大について 子ども医療費助成制度については、県内ほとんどの市町村が独自に助成対象者を拡大するなどして医療費助成を行っているが、市町村毎に拡大内容が大きく異なることから、県内全域において助成対象者や助成額が統一された基準により実施されることが望ましいと考える。 (1) 助成対象者は、中学校卒業までとし、対象医療費は入院と入院外とすること。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、助成対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、対象者の範囲の更なる拡充をした場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>(滝沢市) 1 子ども医療費助成制度の拡大について 子ども医療費助成制度については、県内ほとんどの市町村が独自に助成対象者を拡大するなどして医療費助成を行っているが、市町村毎に拡大内容が大きく異なることから、県内全域において助成対象者や助成額が統一された基準により実施されることが望ましいと考える。 (2) 所得制限を撤廃すること</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、助成対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。 所得制限の撤廃をした場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (1) 主要地方道盛岡環状線の国道46号から盛岡市境の岩姫橋に至る未整備区間を早期に事業化すること。 ① 滝沢市商工会館前交差点から篠木地区交差点間までの未整備区間の拡幅改良及び滝沢南中学校入口前後の線形改良</p>	<p>主要地方道盛岡環状線鶴飼～大沢～篠木地区(滝沢市商工会館交差点から篠木小入口交差点間)については、篠木小入口交差点において、平成25年度に事業着手し、平成27年度に供用しました。また、滝沢南中学校入口前後については、令和2年度より、現地測量・設計に着手予定です。(A) その他の区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、事業中の箇所を進捗や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (1) 主要地方道盛岡環状線の国道46号から盛岡市境の岩姫橋に至る未整備区間を早期に事業化すること。 ② 滝沢ふるさと交流館から木賊川交差点までの未整備区間の拡幅改良及び滝沢ふるさと交流館東側の歩道整備</p>	<p>主要地方道盛岡環状線木賊川交差点から滝沢ふるさと交流館までの拡幅改良及び滝沢ふるさと交流館東側の歩道整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課 道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (1) 主要地方道盛岡環状線の国道46号から盛岡市境の岩姫橋に至る未整備区間を早期に事業化すること。 ③ 岩姫橋の架け替え及び岩姫橋から野沢地区までの歩道設置</p>	<p>岩姫橋については、建設後50年程経過した老朽橋で、幅員も狭く橋梁前後の区間においても曲線区間が連続することから、整備の必要な区間として認識しています。 岩姫橋の架替を含む改良整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、北上川上流ダム再生事業の計画等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課 道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (2) 国道282号一本木バイパス、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の現在事業化されている箇所の実業促進 ① 国道282号一本木バイパスの早期完成</p>	<p>国道282号一本木バイパスについては、平成22年11月11日に一本木地区の人家連担部を迂回する北側約2.8kmの区間について供用開始を行ったところ です。 残りの区間については一部の用地取得が未了のため、供用にはなお時間を要する見込みですが、引き続き地権者のご理解が得られるよう努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (2) 国道282号一本木バイパス、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の現在事業化されている箇所の実業促進 ② 主要地方道盛岡環状線(中鶴飼地区)の早期完成</p>	<p>主要地方道盛岡環状線中鶴飼地区については、平成25年度に事業着手しており、令和元年度は道路改良工事を実施しています。 今後とも滝沢市と連携を図りながら整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (2) 国道282号一本木バイパス、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の現在事業化されている箇所の実業促進 ③ 一般県道盛岡滝沢線(下鶴飼地区)の早期完成</p>	<p>一般県道盛岡滝沢線下鶴飼地区の道路改良については、平成25年度に事業着手しており、令和元年度は用地取得の推進と道路改良工事を実施しています。 今後とも貴市と連携を図りながら整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (2) 国道282号一本木バイパス、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の現在事業化されている箇所の実業促進 ④ 都市計画道路下鶴飼御庭田線(八人打地区)の早期完成</p>	<p>都市計画道路下鶴飼御庭田線(八人打地区)については、平成30年度に事業着手し令和元年度は用地補償等を実施しています。今後も事業用地の取得を進めるとともに、整備推進に向けて努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>都市計画課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (3) IGR巣子駅に接続する市道を県道昇格すること ① 国道4号からIGR巣子駅まで 約2,200m</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要がある、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (4) 盛岡西廻りバイパス北バイパスの早期整備に向けた具体的な取組 ① 国道46号から国道4号滝沢分レ南交差点まで</p>	<p>県では、平成26年度に盛岡広域都市圏道路網基本計画を策定し、盛岡西廻りバイパスを含めた幹線道路ネットワークのあるべき姿を定めたところであります。 盛岡西廻り北バイパスの計画については、今後、整備に向けた具体的な取組について国及び関係市と連携しながら取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(滝沢市) 3 砂防施設整備の促進について 未整備箇所における砂防施設整備の促進、特に「高森の沢」、「上鶺飼の沢」の早期整備を行うこと</p>	<p>砂防施設の整備に当たっては、避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所や、被災履歴がある箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。 「高森の沢」及び「上鶺飼の沢」については、早期事業化へ向け取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(滝沢市) 4 一級河川木賊川の河川整備の促進について 一級河川木賊川の遊水地建設及び河川改修の一層の促進を行うこと</p>	<p>木賊川の河川改修については、「分水路＋遊水地＋河道改修」の3手法を基本として段階的な整備により事業を進めており、平成23年5月には分水路への通水を開始するなど治水安全度を高めたところです。 平成28年度から遊水地の工事に着手しており、令和元年度も引き続き遊水地の工事を進め、更なる治水安全度の向上に取り組んでいます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 5 岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の軽減について (1) 県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区が、当初の計画に基づき事業が実施されるよう、引き続き必要な予算を確保すること</p>	<p>岩手山麓地区については、築造から50年が経過し、構造物の欠損や漏水等が発生していることから、災害の未然防止や用水の安定確保のため、県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区及び国営土地改良事業岩手山麓地区により用水路の改修を行っているところです。 本地区の令和元年度予算は、前年度の5千2百万円に対し、前年度補正予算等と合わせ3億6千5百万円と7倍を超える額を確保したものの、依然として国営事業の進捗とは差が生じています。 県では、可能な限り早期に事業完了できるよう、関係市、土地改良区の意向も踏まえながら、事業の推進に向け引き続き予算の確保に努めていきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの
<p>(滝沢市) 5 岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の軽減について (2) 岩洞ダムにおける共用施設の管理費に係る農業者負担について、当地区の農業者負担が他地区と比較して突出した状況が解消され、今後も持続的な農業経営を維持できるよう、軽減措置を講じること</p>	<p>岩洞ダム共有施設管理費に係る農業者負担金につきましては、平成17年度に負担率を15%から11%に変更するなど、これまでも農業者側に対する配慮から負担額の軽減を行ってきております。 また、平成29年度から令和2年度までの管理に要する経費の標準額等についても、他の2地区と同様の基準により算定し、岩手山麓土地改良区等と平成29年3月21日付けで覚書を締結したところです。 企業局では、これまで農業用水を優先した水利運用や、農業用水の安定供給のため共有施設の適切な維持管理を実施するとともに、管理要員数の見直しや徹底的なコスト削減の取組などをしてきたところです。今後も施設修繕等を計画的に行うなど経費負担の平準化を図るとともに、更なる費用の削減に努めていきます。 今回の要望につきましても、滝沢市の意見も伺いながら、共有施設の共同管理者である岩手県企業局、東北農政局、東北農政局から管理業務を委託されている岩手県及び岩手山麓土地改良区との4者で、協議をしながら検討していきます。</p>	企業局	経営総務室	B 実現に努力しているもの
<p>(滝沢市) 6 交番・駐在所の新設・移設について (1) 現在大規模開発が進行中であり、著しい人口増加が進んでいる牧野林地区又は現に人口が集中している土沢地区等へ交番を新設すること</p>	<p>交番・駐在所は、警察法(昭和29年法律第162号)及び地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号)の規定に基づいて設置しており、その新設や移設については、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件又は事故の発生状況等の治安情勢を総合的に勘案しながら、全県的な視点に立って検討を進めており、今回の御要望についても、要望の趣旨を深く認識し、引き続き検討していきます。</p>	警察本部	地域課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 6 交番・駐在所の新設・移設について (2) 現在国道46号沿いに所在している大釜駐在所のJR田沢湖線大釜駅付近へ移設すること</p>	<p>交番・駐在所は、警察法(昭和29年法律第162号)及び地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号)の規定に基づいて設置しており、その新設や移設については、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件又は事故の発生状況等の治安情勢を総合的に勘案しながら、全県的な視点に立って検討を進めており、今回の御要望についても、要望の趣旨を深く認識し、引き続き検討していきます。</p>	警察本部	地域課	C 当面は実現できないもの
<p>(大船渡市) 1 国際リニアコライダー(ILC)の誘致実現について (1) ILCの実現に向け、国際プロジェクトを主導とする立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整などの早期合意を目指し、確実な実現を図ること</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や震災復興、地方創生にも大きく寄与するものと考えています。 そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところです。 平成31年3月7日に、日本政府が初めてILC計画に対する前向きな関心を示す意思表示を行ったことを受け、同年6月には、北海道・東北地方知事会など東北の関係団体が一丸となり、国に対し、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を明示するとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、更に国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けるよう要望したところです。 また、平成31年3月の政府関心表明で示された国内外での議論については、令和2年1月、日本学術会議が公表した「第24期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2020)」において、ILCは学術大型研究計画に選定されるなど、国内の学術プロセスにおける議論が行われ、国外においても、令和2年5月策定とされる欧州素粒子物理戦略の議論が進捗していることから、今後、更にILC計画の議論が進展するものと考えています。 引き続き、関係団体との連携を強化しつつ、国への働きかけを行うとともに、受入環境の整備やILCに対する地元の機運醸成などについて、広く取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市)</p> <p>1 国際リニアコライダー(ILC)の誘致実現について</p> <p>(2) ILC実現に向けた政産官学及び地域社会での様々な取組を海外政府に情報発信すること</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や震災復興、地方創生にも大きく寄与するものと考えています。</p> <p>そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところです。</p> <p>平成31年3月7日に、日本政府が初めてILC計画に対する前向きな関心を示す意思表示を行ったことを受け、同年6月には、北海道・東北地方知事会など東北の関係団体が一丸となり、国に対し、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を明示するとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、更に国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けるよう要望したところです。</p> <p>また、平成31年3月の政府関心表明で示された国内外での議論については、令和2年1月、日本学術会議が公表した「第24期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2020)」において、ILCは学術大型研究計画に選定されるなど、国内の学術プロセスにおける議論が行われ、国外においても、令和2年5月策定とされる欧州素粒子物理戦略の議論が進捗していることから、今後、更にILC計画の議論が進展するものと考えています。</p> <p>引き続き、関係団体との連携を強化しつつ、国への働きかけを行うとともに、受入環境の整備やILCに対する地元の機運醸成などについて、広く取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市)</p> <p>1 国際リニアコライダー(ILC)の誘致実現について</p> <p>(3) ILC計画を我が国の科学技術の進展、さらに地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、民間の力を伸ばす成長戦略、地方創生などの柱に位置付けること</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や震災復興、地方創生にも大きく寄与するものと考えています。</p> <p>そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところです。</p> <p>平成31年3月7日に、日本政府が初めてILC計画に対する前向きな関心を示す意思表示を行ったことを受け、同年6月には、北海道・東北地方知事会など東北の関係団体が一丸となり、国に対し、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を明示するとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、更に国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けるよう要望したところです。</p> <p>また、平成31年3月の政府関心表明で示された国内外での議論については、令和2年1月、日本学術会議が公表した「第24期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2020)」において、ILCは学術大型研究計画に選定されるなど、国内の学術プロセスにおける議論が行われ、国外においても、令和2年5月策定とされる欧州素粒子物理戦略の議論が進捗していることから、今後、更にILC計画の議論が進展するものと考えています。</p> <p>引き続き、関係団体との連携を強化しつつ、国への働きかけを行うとともに、受入環境の整備やILCに対する地元の機運醸成などについて、広く取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市)</p> <p>2 被災(移転)跡地の利活用に係る予算枠の確保などについて</p> <p>(1) 令和2年度までの「復興・創生期間」において、利活用に係る事業が完了するよう、予算枠を十分に確保すること</p>	<p>国においては、10年間の復興期間における復旧・復興事業の財源として総額32兆円程度を確保しておりますが、県としても被災跡地の活用計画に関する市町村からの相談をきめ細かくお聞きして、被災跡地の活用に必要な予算が確保されるよう国との調整を行ってまいります。</p>	復興局	まちづくり・産業再生課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 2 被災(移転)跡地の利活用に係る予算枠の確保などについて (2) 交付対象要件を緩和するなど、より柔軟な復興交付金制度の運用を図ること</p>	<p>復興交付金制度は令和2年度まで継続されることになっていますが、令和2年度政府予算提言・要望においては、被災跡地の集約や整地等についても復興交付金の活用を認めていただくよう、要望したところであり、今後とも、被災跡地の利活用促進のための積極的な支援を国に強く働きかけていきます。</p>	復興局	まちづくり・産業再生課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 2 被災(移転)跡地の利活用に係る予算枠の確保などについて (3) 未利用被災跡地の維持管理費用について、財源措置を講ずること</p>	<p>公有地の維持管理に係る経費は経常的経費であり、復興交付金等による助成は困難な状況です。市町村の負担軽減を図るため、引き続き、民間事業者の利用を含めた市町村による有効活用の取組を支援していきます。</p>	復興局	まちづくり・産業再生課	C 当面は実現できないもの
<p>(大船渡市) 3 労働力不足対策の強化について (1) 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の適正・円滑な施行により、外国人労働力の受入れを促進するとともに、外国人との共生社会の実現に向け、行政・生活情報の多言語化や相談体制の整備など、環境整備を強力に進めること</p>	<p>県では、国の関係機関及び市町村等との情報共有に十分留意し、関係省庁が行う各産業分野ごとの制度の周知に協力するとともに、令和元年7月に設置した「いわて外国人県民相談・支援センター」をワンストップ窓口として外国人労働者が生活する上での様々な相談に関係機関と連携して対応するなど、外国人労働者の円滑な受入や定着を図っていきます。 なお、令和元年6月11日に実施した「令和2年度政府予算等に係る提言・要望」においては、改正出入国管理法の施行に伴い、外国人の雇用の安定に向けた住宅確保の支援をはじめ、外国人材を大都市その他の特定の地域へ集中させないための施策の実施などについて、要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 3 労働力不足対策の強化について (2) 女性及び若者の人材育成や柔軟な働き方が実施しやすい労働環境整備など、働き方改革の実現に向けた施策を強力に進めること</p>	<p>県では、産学官労金による「いわてで働こう推進協議会」を構成し、仕事と生活の両立や女性の活躍促進につながる働き方改革の推進と処遇改善の推進を特に注力する取組として掲げています。 本協議会を核として、全県的ないわて働き方改革推進運動を展開する中で、いわて働き方改革アワードの受賞事例などの優れた事例について広く普及啓発しています。 中小企業等を対象とした「いわて働き方改革等推進事業費補助」制度により、県内企業等における計画的・自律的な働き方改革の取組を支援するとともに、いわて働き方改革推進運動への参加企業を拡大し、県内全域における働き方改革の取組を強化していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(大船渡市) 3 労働力不足対策の強化について (3) 高齢者及び女性の就労機会の拡充を図るとともに、職業訓練や教育訓練の実施など各種支援策を強化すること</p>	<p>県では、ハローワーク等の関係機関・団体等と連携した面接会の開催によるマッチング支援のほか、企業におけるプチ勤務の導入など、高齢者や女性の就業ニーズに応じた雇用機会の拡充に向けて取り組んでいます。また、職業訓練において、年齢を問わず民間職業訓練施設を通じた職業訓練を実施しており、女性等に関しては、母子家庭の母等を対象とした職業訓練や託児サービスの付いた職業訓練を実施しています。 また、地方創生推進交付金の「新規就業支援事業」を実施し、超短時間勤務(プチ勤務)の導入により、女性や高齢者の就労機会の拡充を図っています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(大船渡市) 3 労働力不足対策の強化について (4) 介護従事者の賃金水準引上げなどの処遇改善や介護ロボット・ICTの活用による労働環境の改善など、総合的な介護人材確保対策を強力に進めること</p>	<p>介護人材については、県内各地にキャリア支援員を配置し、新規人材や潜在的有資格者の掘り起こし、マッチング支援などを行っているほか、労働環境の整備改善を促すセミナーの開催、研修の受講や介護ロボットの導入、介護人材確保に関して市町村等が行う取組を支援するための補助事業などに継続して取り組むとともに、令和2年度からは、外国人介護人材受入支援の取組を拡充し、指導職員向け研修会の開催や、介護ロボット導入支援の取組を拡充し、ICT導入に対する支援等にも取り組むため、所要の経費を当初予算に計上しています。 また、県社会福祉協議会では、県の財政支援のもと介護福祉士を目指す学生等に対して修学資金を貸し付けています。 今後も、国、県、市町村、関係団体及び養成機関で構成される岩手県介護労働懇談会等を通じて、関係機関が連携しながら、介護人材の確保・定着に取り組んでいきます。 なお、介護職員処遇改善加算については、令和元年10月から、「新しい経済政策パッケージ」に基づく、介護職員の更なる処遇改善(特定処遇改善加算)が実施されているところであり、今後も説明会を開催するなど、県内介護事業所に積極的な加算取得を促すとともに、状況に応じて国に対し必要な要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市)</p> <p>3 労働力不足対策の強化について</p> <p>(5) これらの取組の推進を図るため、十分な財政支援措置を講じること</p>	<p>介護人材については、県内各地にキャリア支援員を配置し、新規人材や潜在的有資格者の掘り起こし、マッチング支援などを行っているほか、労働環境の整備改善を促すセミナーの開催、研修の受講や介護ロボットの導入、介護人材確保に関して市町村等が行う取組を支援するための補助事業などに継続して取り組むとともに、令和2年度からは、外国人介護人材受入支援の取組を拡充し、指導職員向け研修会の開催や、介護ロボット導入支援の取組を拡充し、ICT導入に対する支援等にも取り組むため、所要の経費を当初予算に計上しています。</p> <p>また、県社会福祉協議会では、県の財政支援のもと介護福祉士を目指す学生等に対して修学資金を貸し付けています。</p> <p>今後も、国、県、市町村、関係団体及び養成機関で構成される岩手県介護労働懇談会等を通じて、関係機関が連携しながら、介護人材の確保・定着に取り組んでいきます。</p> <p>なお、介護職員処遇改善加算については、令和元年10月から、「新しい経済政策パッケージ」に基づく、介護職員の更なる処遇改善(特定処遇改善加算)が実施されているところであり、今後も説明会を開催するなど、県内介護事業所に積極的な加算取得を促すとともに、状況に応じて国に対し必要な要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>令和2年度政府予算では、介護・保育・建設等の分野における人材確保対策の総合的な推進をはじめ、高齢者の就労・社会参加の促進、外国人材受入れの環境整備など、労働力不足の解決に向けた施策が盛り込まれたところ</p> <p>です。</p> <p>県では、政策推進プランに基づき、県内就業の促進のほか、雇用・労働環境の整備や職業能力開発の支援など、様々な取組を進めているところであり、必要な財源の確保について、引き続き国に働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 4 永続的で適切な水産資源の確保について (1) 新たな水産政策が目指す水産資源の適切な管理の実現に向け、水産資源状況の的確な把握に努めるとともに、科学的で合理的な資源管理施策を一層促進すること</p>	<p>国は、水産政策の改革において、新たな資源管理システムの導入を掲げ、このシステムにより漁獲量を管理する魚種を増やすこととしており、改正漁業法では、資源調査にかかる国、県の役割を明記しています。 県では、国の研究機関等と連携して資源量調査を実施するとともに、漁業関係団体の協力の下、漁業者等の資源管理計画の策定や実行を指導することにより、資源状況に応じた適切な資源管理措置を実行していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 4 永続的で適切な水産資源の確保について (2) サケやサンマ、サバのような北太平洋を広く回遊する魚種の資源管理については、これまで以上に国家間及び広域的な取組の促進と連携の強化を図ること</p>	<p>サケについては、資源の減少要因の一つとして、沿岸からオホーツク海までの生残率の低下があげられていることから、国に対し、ロシア海域を含めた広域的な調査の実施を要望しているところです。また、サンマやサバのような北太平洋を広く回遊する魚種については、国の調査研究機関と連携して、資源状況を適切に把握し、漁獲可能量の遵守を指導していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 4 永続的で適切な水産資源の確保について (3) サバなどについては、付加価値の高いサイズでの漁獲を促進するなど、資源の有効活用による水産業の成長産業化を図ること</p>	<p>サバは、国内の需要が高まっているほか、輸出商材としても有望な魚種であり、本県では、主に定置網やまき網で漁獲されています。近年、漁獲量が安定しているこれらの漁法では、大型から小型まで様々なサイズが漁獲されていることから、県では漁獲から加工まで一貫した衛生品質管理に取り組みながら、加工利用の目的別に選別するなど付加価値の向上と有効利用を進めています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 4 永続的で適切な水産資源の確保について (4) 太平洋クロマグロの漁獲可能量(TAC)配分枠の設定にあたっては、適切な漁獲配分となるよう十分な調整を図るとともに、安定的な漁業経営に資する補償制度などを拡充すること</p>	<p>国は、太平洋クロマグロの親魚資源量を回復させるため、平成27年からクロマグロの資源管理を実施し、平成30年からは各都道府県にTACを設定しています。県では、漁獲が超過した場合に備える県の留保分を除き、ほとんどの漁獲枠を過去の漁獲実績を基に定置網へ配分しています。また、クロマグロの資源管理措置の実施による水揚げの減少については、国の漁業共済制度や積立ふらすによる補償が受けられるよう支援するほか、入網したクロマグロの放流による労働力の増加については、国のクロマグロ混獲回避活動支援事業の導入を進めています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 4 永続的で適切な水産資源の確保について (5) 諸外国における三陸産水産物などの輸入規制に関し、輸出再開に向けた取組強化と関係する漁業者の救済を図ること</p>	<p>県では、農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している諸外国の政府等に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう、国に対して要望しています。 また、原発事故により本県の水産物が被った損害に対しては、東京電力㈱から漁業者へ早期かつ確実に賠償金が支払われるよう、適宜、本県水産関係者側の立場から交渉を支援していきます。</p>	農林水産部	流通課 水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 4 永続的で適切な水産資源の確保について (6) 東北太平洋沿岸における秋サケの回帰低下が深刻化していることから、種苗法流に関する支援をはじめ、回帰向上に向けた試験研究の取組などの強化を図ること</p>	<p>ふ化放流体制の強化については、東日本大震災津波後のさけふ化放流体制を再構築するため、県は、増殖団体、漁業者代表及び有識者で構成する「岩手県さけふ化放流事業復興検討会」に参画し、ふ化場の復旧整備を支援するとともに、種卵確保対策や資源回復計画等を協議するなど、関係者と一体となって取り組んでいます。 調査研究の強化については、県では、国の研究機関と連携しながら平成13年度から耳石温度標識を用いてさけ稚魚の移動分布、成長等を調査しており、平成26年度からは、釜石市に新たに整備した「水産技術センターさけ大規模実証試験施設」を活用し、健康な稚魚の生産技術を確立するための試験・研究を行っています。 加えて、近年の沿岸水温の上昇等の海洋環境の変化も不漁要因の一つと考えられていることから、平成30年度からは高水温でも回帰する北上川水系のサケに着目し、その特性を利用した新たなサケ資源の造成を検討しているところです。 さらに、サケ資源の減少が北海道でも確認されていることから、稚魚減耗要因のより広域的な調査の実施を国に要望しているところです。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 4 永続的で適切な水産資源の確保について (7) ホタテガイやカキなどの貝毒に関する調査・研究の取組及び養殖漁業者の経営支援策について、充実・強化を図ること</p>	<p>貝毒については、県水産技術センターを中心に、貝毒の発生予測や、毒化したホタテガイなどの毒量を低減する技術の開発についての試験・研究を進めていくとともに、県漁連による貝柱の加工向け出荷にかかる中腸腺の毒量基準の緩和を受けて、県漁連と連携の上、水産加工業者に対し、加工処理基準の遵守及び適切な加工処理を指導していきます。また、自主規制により出荷額の減少が確定した場合には、漁業共済の共済金の支払い対象となることから、県漁業共済組合に対し、共済金の早期支払いを指導していくとともに、必要に応じ漁業者に対して融資制度の活用を促進していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 4 永続的で適切な水産資源の確保について (8) 三陸沿岸におけるサケ、サンマ、スルメイカなどの主要魚種の漁獲量の減少に伴い、加工用原料の確保が困難になっていることから、その安定確保に向けた施策の充実を図ること</p>	<p>加工用原料の確保については、県水産技術センターによる漁海況情報の提供を行うとともに、サケなどの不漁魚種の資源回復に努めていきます。近年、資源が増えているマイワシについては、小型漁船漁業による操業の可能性を検討するほか、市町村や漁協等と連携して県外廻来船の誘致による地元魚市場への水揚増加を図ります。 また、新たにサケ・マス類の海面養殖の事業化を促進するとともに、国産原料の確保について国の支援制度の活用などにより、更なる加工原料の安定確保に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(大船渡市) 4 永続的で適切な水産資源の確保について (9) 沿岸漁業における採介藻漁業の資源管理については、密猟などの法令違反行為を防ぐよう、より一層取締りの強化を図ること</p>	<p>県では、漁業取締船「はやちね」、「岩鷲」の2隻の高速船を配備しており、この体制を維持するため、老朽化した「岩鷲」の代船を建造しています。今後も沿岸域の操業秩序を維持するため、密漁監視や沖合域の違反操業等の取締業務に取り組んでいきます。また、国の水産政策の改革においても、アワビ、ナマコ等が特定水産動植物として指定される見込みで密漁の罰則強化が図られることから、国等と連携し、必要な規則等の整備を進めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 5 地域公共交通施策に対する支援の拡充などについて (1) 地域公共交通確保維持改善事業の補助要件の緩和及び補助率の引上げなど財政支援の拡充を図ること</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業における、広域バス路線の運行を支援する地域間幹線系統確保維持費補助及び地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援する地域内フィーダー系統確保維持費補助について、地域の生活の足を確保するため、補助要件の緩和や補助上限額の拡大を行うよう、国に対し要望を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 5 地域公共交通施策に対する支援の拡充などについて (2) タクシーチケット配布などに対する補助制度の創設を図ること</p>	<p>県では、既存のタクシー事業者を対象としたチケット配布などへの補助制度はありませんが、地域公共交通活性化推進事業費補助金により、予約応答型乗合交通(いわゆるデマンドタクシーなど)の実証運行費用等に対して補助するなど、地域公共交通の維持確保を図るため、引き続き市町村の支援を行っていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	S その他
<p>(大船渡市) 6 気仙地域と内陸部を結ぶ路線の重要物流道路への指定と国道107号及び397号の改良整備促進について (1) 平常時・災害時を問わず安全かつ円滑な輸送を確保するため、内陸部の物流拠点・後方支援拠点と重要港湾・大船渡港を結ぶ物流上重要な幹線道路を重要物流道路として指定すること</p>	<p>国土交通省では、平成31年の3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。 平成31年4月1日には、まず供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路の指定が行われたところですが、令和元年度以降、各地域において策定する新たな広域道路交通ビジョン・計画を踏まえ、事業中や計画中の路線を含めて重要物流道路の指定が行われる予定となっております。 県としては、県内の地域高規格道路や基幹となる補助国道等を重要物流道路として追加指定することや、指定された重要物流道路と代替・補完路の機能強化や重点整備について、国に強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 6 気仙地域と内陸部を結ぶ路線の重要物流道路への指定と国道107号及び 397号の改良整備促進について (2) 気仙地域と東北横断自動車道を結ぶ国道107号の改良整備の早期事業化を図ること</p>	<p>国道107号については、大船渡港を有する気仙地区と内陸部を結ぶ横軸として、幹線道路ネットワークを形成し、安全・安心な生活や円滑な物流、さらに産業振興を支える上で重要な路線であると認識しております。 大船渡市から宮守IC間の峠部や屈曲区間等については、現在、現道のカーブや勾配の調査等を行い、当該路線の中での整備の優先箇所などを検討しているところであり、今後、どのような手法での整備が可能か検討していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>(大船渡市) 6 気仙地域と内陸部を結ぶ路線の重要物流道路への指定と国道107号及び 397号の改良整備促進について (3) 国道397号の子飼沢トンネルから栗木トンネル間などの抜本的な改良整備を促進すること</p>	<p>一般国道397号の子飼沢トンネルから栗木トンネル間の抜本的な改良整備については、地形条件が厳しいことから、子飼沢工区としてセミレーラの通行に対応したカーブの改善や、拡幅等の局部改良による整備を進め、平成25年9月に供用開始しています。 新たなルート設定による抜本的な改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>(大船渡市) 7 大船渡湾の効果的な水質保全対策の実施について 県が実施する公共用水域水質測定の結果においては、平成29年度のCOD(化学的酸素要求量)の数値が環境基準を超過するなど、悪化傾向にあることから、対策の一層強化が必要な状況にあるため、汚濁原因に係る調査研究の深化及びより効果的な水質保全対策の実施が図られるよう要望</p>	<p>県では、大船渡湾の水環境の保全に向け、森林の水源かん養機能の維持・増進に向けた森林整備の促進、下水道と浄化槽整備への助成による汚水処理の普及促進、水質汚濁防止法規制対象事業場に対する立入検査等を行い、汚濁負荷量の削減に取り組んできたところです。 閉鎖性水域における水質悪化の要因は多分野にわたるため、これまでの水質保全対策の効果を検証するとともに、引き続き関係機関の連携の下、負荷量削減に向けた施策に取り組んでいきます。</p>	環境生活部 農林水産部 県土整備部	環境保全課 森林整備課 水産振興課 下水環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 8 大船渡港湾の復旧・整備と利用促進について (1) ILC誘致・実現に係る永浜・山口地区工業用地の活用方針を早期に決定すること</p>	<p>ILCの建設工事の際には、加速器本体であるクライオモジュールや測定器など世界各国で製作された大型部品が船便により国内に持ち込まれることが想定されています。 県では、東北ILC準備室が策定したILC東北マスタープランを踏まえ、大型部品の陸揚げ等ILCの物流拠点として県内港湾が活用されるよう、庁内の部局横断で設置した分科会等で検討を進めるとともに、関係団体等に働きかけていきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 8 大船渡港湾の復旧・整備と利用促進について (2) 岸壁、ふ頭用地、臨港道路などの港湾施設の復旧・整備の推進を図ること</p>	<p>大船渡港内の港湾施設については、岸壁、ふ頭用地の復旧は完了していません。 臨港道路の一部については、隣接する防潮堤等の海岸保全施設の復旧工事との調整が必要なことから、関係者や利用者との調整を図りながら復旧工事を進めていきます。 港湾施設の整備については、永浜・山口地区の-13m岸壁背後のふ頭用地を平成31年1月に供用開始しました。また、-7.5m岸壁背後のふ頭用地や臨港道路については、令和2年度内の供用、茶屋前地区の照明設備については、令和元年度に設計に着手し令和2年度内の供用を目指し、整備を進めていきます。</p>	県土整備部	港湾課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(大船渡市) 8 大船渡港湾の復旧・整備と利用促進について (3) 永浜・山口地区工業用地全体を早期に完成させること</p>	<p>永浜・山口地区工業用地については、第1期区画(約5.3ha)が完成していません。残る第2期区画(約6.4ha)については、仮置きされている震災復興事業で発生した残土の搬出を進めており、令和2年度に転石等を含む残土を撤去し、用地造成を完了する計画としています。</p>	県土整備部	港湾課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 8 大船渡港湾の復旧・整備と利用促進について (4) 港湾施設使用料の低減と国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度を創設すること</p>	<p>国際フィーダーコンテナ定期航路については、平成25年9月の就航以来、取扱貨物量が順調に増加している状況になっており、平成30年は平成22年の過去最多取扱量(実入り)水準まで回復しました。 港湾施設使用料については状況に応じて減免措置を実施しているところです。また、国際フィーダーコンテナ定期航路の安全運営及び利用促進に資する制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等を踏まえ、取扱貨物量の増加につながる施策となるよう、その必要性や効果、県と大船渡市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 8 大船渡港湾の復旧・整備と利用促進について (5) 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を計画し、整備すること</p>	<p>耐震強化岸壁は、震災時の物流拠点として港湾の機能を継続させるために必要な施設であり、施設整備にあたっては、港湾計画を変更し耐震強化岸壁を港湾計画に位置付けることが必要となることから、大船渡市や港湾利用者等と耐震強化岸壁の配置について調整を図り、令和2年2月に港湾計画を変更しています。 今後、公共事業予算の推移や事業の優先度等を勘案しながら、耐震強化岸壁の事業化について検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの
<p>(遠野市) 1 生活交通の確保対策について (1) 生活交通を維持するための財政的支援策の拡充について 地域事情を考慮した最低限の公共交通網を維持するため、新たな財政支援を講ずること</p>	<p>県では、平成30年度、「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むこととしています。 また、デマンド交通等、新たな交通手段の導入には、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を実施しており、引き続き支援を実施していきます。 地域内公共交通への財政支援については、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を国に対し要望しているところです。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 1 生活交通の確保対策について (2) 地域拠点間をつなぐ広域バス路線の整備について 地域格差を地域間連携で解消するため、基幹病院(岩手医大、中央病院、中部病院)などの拠点施設間や、沿岸部と中央部などの地域間を鉄道やバスなどの複数の公共交通手段で結ぶ、広域バス路線の創設等について、市と一体となってバス事業者に対し働きかけを行うこと</p>	<p>広域バス路線の運行には、一定数の利用者が必要になることから、利用者のニーズや必要な運行ルートなどを調査・整理して、バス事業者に要望いただく必要があると考えており、県としては、その調査結果を踏まえ、必要に応じ、市町村と連携してバス事業者への働きかけを行いたいと考えています。 また、県としては、市町村が実施する調査費用や実証運行などについて、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を引き続き行うとともに、広域バス路線が補助要件を満たす場合には、国庫補助や県単補助により路線確保の支援を行っていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	S その他
<p>(遠野市) 1 生活交通の確保対策について (3) 乗務員の確保対策について 恒常的な乗務員不足が深刻であることから、交通事業者と連携した人材の確保、育成対策を講ずること。また、自動運転車等の先進技術の導入による公共交通網の整備について検討すること</p>	<p>県では、「岩手県地域公共交通網形成計画」において「バス運転士の確保による路線の維持」を目標の一つに掲げ、岩手県バス協会に対する補助(運輸事業振興費補助)により、バス事業者が実施する運転士の確保や養成に対する支援を行っているところであり、今後も乗務員の確保の取組等を支援していきます。 自動運転については、運転士不足の対策になりうるものと考えていますが、いまだ試験段階であり、今後の動向を注視していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(遠野市) 2 再生可能エネルギー事業への対策について (1) 太陽光パネル等の廃棄費用の確保等の施策に関すること パネル等の廃棄費用は、国への定期報告が義務化されているが、積立ての水準や時期は事業者の判断に委ねられていることから、廃棄費用の確実な積立てが担保される施策が講じられるよう県から国に要望すること</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備の設置に当たって、防災や景観上の懸念等から地域住民との関係が悪化するなどの問題が生じていることから、国においては、平成29年4月施行の改正FIT法において、事業実施中の点検・保守や、事業終了後の設備撤去等の遵守を求め、違反時の改善命令・認定取消が可能となったところです。また、平成30年3月の事業計画策定ガイドラインの改訂においては、設備の撤去及び処分費用の積立に当たっては、積立の開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定することが遵守事項として盛り込まれるなど、適切な事業実施を確保する仕組みが一定程度導入されたところです。 さらに国は、第三者機関が事業終了後の撤去・廃棄に必要な費用を積み立てる仕組みを検討しているところです。 県としては、事業終了後の太陽光発電設備を適正に処理する仕組みの構築について、引き続き国に対して要望を行っていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 3 子育て支援の充実について (1) 副食費無償化に向けた財政支援について 幼児教育・保育の無償化から外れ、実費負担となる副食費について、秋田県では、県と市町村共同の助成事業に市町村が独自に上乘せを行うことで、全額の助成を実現し、子育て支援と人口減少対策の充実化を図っていることから、本県においても、保護者の負担軽減と子どもたちの健やかな成長のため、副食費無償化に向けた財政支援を創設すること</p>	<p>保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業の副食費については、令和元年9月までは、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担しているところです。 国における副食費の取扱いに係る検討においては、 ・ 保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもの副食費は、これまで保育料の一部として保護者が負担してきたこと ・ 在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること ・ 授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担とされていることを踏まえ、幼児教育・保育の無償化後においても、保護者による負担との考え方を維持することとされたところであり、国の基準によって副食費の減免対象となる年収360万円未満相当の世帯を除き、保護者が副食費を負担する取扱いに変更はないものです。 秋田県において、副食費の一部を補助する事業を実施していますが、本県において、仮に秋田県の助成事業と同様の事業を実施とした場合、現時点での粗い試算では、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業及び認可外保育施設に係る県補助額が年間2億2千万円程度と見込まれます。 現在の厳しい県財政の状況を踏まえると直ちに当該事業に取り組むことは困難な状況にありますが、子育ての負担軽減に向け、市町村の意向や他県の動向など、無償化導入後の情勢等を踏まえ、対応について検討していきます。</p>	<p>保健福祉部 政策地域部 教育委員会事務局</p>	<p>子ども子育て支援課 学事振興課 学校教育課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(遠野市) 4 利用自粛牧草の早期処理について (1) 利用自粛牧草の処理方針の検討について 利用自粛牧草の処理について、これまでの焼却処分以外の手法について、客観的、専門的な見地から検討を行い、処理方針についても、市と一体となって検討を行うこと</p>	<p>放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理については、廃棄物として処理する場合、県のガイドラインにおいて、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる手法を示しておりますが、焼却処理以外の処理方法については、今後の国の方針、汚染状況の推移、新たな技術開発などの状況について情報収集しながら、今後に必要な技術的支援に努めていきます。</p>	<p>環境生活部 農林水産部</p>	<p>環境生活企画室 農林水産企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(遠野市) 5 高校教育の岩手モデルの実現について (1) 高校少人数数学級導入と教員定数確保について 生まれた地域や経済状況によって、教育環境に著しい格差が生じないよう教育の機会を確保するため、県立高校における特例を認め、高校少人数数学級の導入を実現し、教員定数削減の対象外とすること</p>	<p>高等学校における少人数数学級の導入には、教職員定数の充実が必要であり、教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望してきているところです。 一方で、本県の高等学校は、総体的に定員割れの状況にある中で、小規模校を中心に生徒の多様な進路選択の実現を図るため、習熟度別クラスの編成や進路希望別コース編成等の方策を講じているところです。 今後において、少人数数学級の導入を含めた教職員体制の充実に向け、国への要望等も行いながら、引き続き検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>(遠野市) 5 高校教育の岩手モデルの実現について (2) 新たな判断基準に基づく小規模高等学校の存続について それぞれの高等学校が、地域や行政と連携した地方創生に向けた活動を通じ、特色ある新たな高校の魅力化に取り組んでいる状況と、地域の高等学校存続を切望する地域住民の総意に応え、新たな判断基準を構築し、小規模高等学校を存続すること</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。 こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図っていきます。 その一方で、高校は、集団生活を通して社会性や協調性をはぐくむ場として、一定規模の人数が必要という面もあることから、後期計画の策定に当たっては、今後も、学校の魅力づくりや教育の質の確保等について、地域と連携して取り組み、市町村等との丁寧な意見交換に努めながら、検討を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市)</p> <p>1 土地区画整理事業等の事業完了までの支援の継続について</p> <p>土地区画整理事業や防潮堤災害復旧事業等、令和2年度までに着手済みの事業について、事業完了までに必要な予算の確保及び制度の柔軟な運用を行うよう要望。また、土地区画整理事業の精算金処理等の迅速な実施には、応援職員による体制強化が必要であり、職員派遣に係る予算の確保及び東日本大震災復興特別交付税による交付税措置について、令和3年度以降も継続されるよう要望</p>	<p>国の「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、復興・創生期間後の5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当ですることや、規制の特例、復興整備計画、金融の特例についての支援、必要な人材確保対策に係る支援の継続などが盛り込まれました。</p> <p>県としては、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組の継続や必要な予算を確実に措置するよう要望するとともに引き続き被災市町村と連携し、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
	<p>復興・創生期間の終了後も、被災地においては、中長期的に取り組むべき課題もあることから、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、当該期間終了後も必要な事業及び制度を継続するとともに、復興に必要な予算が確実に確保されるよう、令和元年6月及び11月に実施した令和2年度政府予算提言・要望において、平成30年度に引き続き要望したところです。</p> <p>また、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の案を審議した令和元年12月9日開催の復興推進委員会においても、本県からは、復興の取組として一律に期限を適用することなく、引き続き被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、必要な事業及び制度を実施することや、被災地のニーズに応じた自由度の高い支援制度の継続について、知事から要請したところです。</p> <p>この結果、令和元年12月20日に閣議決定した当該基本方針では、復興・創生期間後においても、必要な復興事業を確実に実施するための東日本大震災復興特別会計の継続などの財源確保などについて盛り込まれたほか、各分野における取組として、復興・創生期間内に未完了となる一部のハード事業は当該期間内計上の予算の範囲内で支援を継続することや、災害復旧事業について事業が完了するまで支援を継続することについて記載されるなど、本県が国に働きかけてきたものが概ね盛り込まれたものと考えています。</p> <p>今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	復興局 農林水産部 県土整備部	復興推進課 漁港漁村課 都市計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 2 被災者の住宅再建及びコミュニティ再生支援の継続について (1) 被災者の住宅再建に当たって取得した住宅用地の特例や取得した家屋に係る課税の減免等の税制優遇措置について、令和3年度以降もこれまでと同じ措置を継続すること</p>	<p>復興・創生期間の終了後も、被災地においては、まちづくり後における住宅再建も含め、中長期的に取り組むべき課題もあることから、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、当該期間終了後も必要な事業及び制度を継続するとともに、地方税の課税免除等に係る減収補てん措置について令和3年度以降においても現在の措置を継続するよう、令和元年6月及び11月に実施した令和2年度政府予算提言・要望において国に対し要望したところです。</p> <p>また、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の案を審議した令和元年12月9日開催の復興推進委員会においても、本県からは、復興の取組として一律に期限を適用することなく、引き続き被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、必要な事業及び制度を実施するよう、知事から要請したところです。</p> <p>この結果、令和元年12月20日に閣議決定した当該基本方針では、復興を支える仕組みとして、復興・創生期間後においても震災復興特別交付税を継続することや、各分野における取組として、地方税の減収額等に対し、補てん措置を講じることについて記載されるなど、本県が国に働きかけてきたものが概ね盛り込まれたものと考えています。</p> <p>今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(陸前高田市) 2 被災者の住宅再建及びコミュニティ再生支援の継続について (2) 災害公営住宅に入居した被災者の生活支援を継続するため、災害公営住宅家賃低廉化事業及び、東日本大震災特別家賃低減事業について、令和3年度以降も別枠で必要な予算を確保し、補充事業を継続すること</p>	<p>令和3年度以降の、災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針により、「災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、復興交付金の廃止に伴い、これまでの復興交付金による支援から別の補助に移行した上で引き続き支援する」とこととなりました。今後の事業の推移を注視していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 2 被災者の住宅再建及びコミュニティ再生支援の継続について (3) 被災者支援総合交付金制度について、令和3年度以降もこれまでと同じ措置を継続し、その用途についてもこれまでと同様の事業については認めること</p>	<p>令和元年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、「②心のケア等の被災者支援」として、復興・創生期間の終盤に再建される地区のコミュニティ形成、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者を始めとする被災者の心身のケア、生きがいづくりのための「心の復興」、見守り・生活相談、東日本大震災により親を亡くした子どもへの支援等の取組について引き続き対応が必要なことから、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、被災者支援総合交付金等により、事業の進捗に応じた支援を継続するとされ、個別の事情を丁寧に把握し、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援の在りかたを検討し、適切に対応するとされており、国としても令和3年度以降も実情に応じた支援を継続する方針が示されたところです。 県としても被災者支援総合交付金の各事業は期限の到来によって一律の廃止とはせず、被災者の状況や自治体の意見を踏まえた上で支援期間を判断すべきものとして復興庁へ意見提出しているところです。</p>	復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(陸前高田市) 2 被災者の住宅再建及びコミュニティ再生支援の継続について (4) コミュニティの再生と併せて必要となる自治会館整備事業について、必要な予算を確保し、令和3年度以降も補助事情を継続すること</p>	<p>県では、国に対し、復興・創生期間の終了後も必要な事業及び制度を継続するとともに、復興に必要な予算が確実に確保されるよう、令和元年6月及び11月に実施した令和2年度政府予算提言・要望において、平成30年度に引き続き要望したところです。 これに加え、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の案を審議した令和元年12月9日開催の復興推進委員会においても、本県からは、被災地の変化するニーズに柔軟に対応できるよう、自由度の高い支援制度の継続について、知事から要請したところです。 今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(陸前高田市) 3 被災児童・生徒への心のケア及び就学支援について 被災児童の心のケアを行うための緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金について、令和3年度以降もこれまでと同じ措置を継続するとともに、学区外通学を行っている小・中学生のための通学を支援するための被災児童・生徒就学援助事業費補助金制度の通学補助について、令和2年度も必要な予算を確保するとともに、令和3年度以降も継続されるよう要望</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。 今後も各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。(B、01) また、就学支援を必要とする児童生徒が解消されるまで、被災児童生徒就学支援等事業交付金制度を継続するよう、引き続き国に要望していきます。(B、02)</p>	教育委員会事務局	学校調整課 教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市)</p> <p>4 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制優遇措置及び津波・原子力災害被災地域雇用創出企業補助金制度の延長について</p> <p>なりわいの再生による土地利活用を進めていくため、復興特区法に基づく国税の減免措置及び地方税の減免を行った県・市町村に対する減収補てん措置について、令和3年度以降も延長し、その措置についてもこれまでと同じ措置を継続するとともに、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金制度について、令和3年度以降も継続されるよう要望</p>	<p>復興特区法に基づく国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る地方自治体に対する減収補填措置については、令和3年3月31日投資分までが措置されることとなっています。</p> <p>県としても、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補填措置について、令和3年度以降も現在の措置を継続するよう、令和2年度政府予算提言・要望において要望を行ったところであり、その結果、令和元年12月20日に閣議決定された、「復興・創生期間」後における東日本大震災から復興の基本方針において、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討することとされています。</p>	復興局	まちづくり・産業再生課	B 実現に努力しているもの
	<p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、沿岸被災地の産業復興に大きな効果が期待される制度と認識しており、これまでも国に対して事業期間の延長と必要な予算の確保について要望をしてきたところです。</p> <p>その結果、六次公募以降の採択事業については、交付申請期限が令和元年度末まで、事業完了期限が令和2年度末まで延長されるとともに、平成31年2月18日から令和元年5月27日まで九次公募が行われ、県内では8事業が採択されました。</p> <p>こうした中、被災の状況によっては、復興になお時間を要することも想定されることから、令和元年6月11日に実施した「令和2年度政府予算等に係る提言・要望」において、被災地の実情を踏まえた期限の延長及び十分な予算の確保について国に要望しました。</p> <p>この結果、令和元年12月20日に閣議決定された「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域に対象地域を重点化した上で、企業等からの申請期限を最大4年間(令和5年度末まで)・運用期限を最大5年間(令和7年度末まで)延長する」とされました。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 5 持続可能な地域公共交通の構築について 本市においては、震災以降、JR大船渡線気仙沼～盛間で運行されているBRTをはじめ、路線バス、乗合タクシー及びデマンド交通の運行とともに、復旧・復興の状況や日々変化する市民ニーズに対応しながら、運行経路の見直しや、バス停の新設等に取り組んでいるが、コミュニティーの再生にはまだ時間がかかり、公共交通ネットワークの形成にも時間を要する。については乗合タクシーの運行補助を含めた交通確保対策に関する事業について必要な予算を確保し、令和3年度以降も継続し、地域間連絡バスに係る国庫補助における被災地特例と激変緩和措置について令和3年度以降も継続するとともに、地域の実情に応じた地域公共交通確保に向けた社会実験等を行うための支援拡充を要望</p>	<p>被災地における地域内公共交通への財政支援については、令和2年度、国に対して特定被災地域公共交通調査事業における期限延長の要望を行うことを検討していきます。 また、広域バス路線に対する国庫補助事業については、輸送量等の補助要件を緩和している被災地特例等の延長を国に要望しているところです。 市町村が行う交通手段の確保については、県では引き続き、地域公共交通活性化推進事業費補助により新たなコミュニティバスやデマンド交通等の導入への支援を実施していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(陸前高田市) 6 復興支援道路及び生活道路の整備推進について (1) 一般国道343号の改良整備 ・新笹ノ田トンネルの整備</p>	<p>一般国道343号については、内陸部から復興祈念公園へのアクセスルートとなり、また内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。 なお、新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えております。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>(陸前高田市) 6 復興支援道路及び生活道路の整備推進について (2) 一般国道340号の改良整備 (ア) 陸前高田市高田町字大石沖から気仙町字三本松までの新ルートの整備促進</p>	<p>一般国道340号の陸前高田市高田町字大石沖(オイソキ)から気仙町字三本松(サンボンマツ)までの新ルートの整備については、国の復興交付金事業において、(仮)今泉大橋地区として平成24年度に事業着手したところであり、平成28年度に橋梁下部工工事に着手し、令和元年度は、引き続き用地取得や橋梁下部工、上部工工事等を進めています。 今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 6 復興支援道路及び生活道路の整備推進について (2) 一般国道340号の改良整備 (1) 国道45号と国道340号の交差点から市道今泉高田線までの区間のかさ上げの整備促進</p>	<p>一般国道45号と一般国道340号の交差点から市道今泉高田線までの区間については、現道をかさ上げる事業に平成30年度に着手したところです。 令和元年度は、周辺事業との計画調整を図りながらかさ上げ工事を進めています。 今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(陸前高田市) 6 復興支援道路及び生活道路の整備推進について (3) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備 ・津波被害を受けない高台を通る久保一泊間の整備促進</p>	<p>主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備については平成24年度から事業着手し、花貝(ハナガイ)地区においては、平成28年9月に、広田町地区は平成29年9月に、小友(オモ)地区と大陽(オオヨウ)地区は平成30年3月にそれぞれ供用しました。 久保(クボ)・泊(トマリ)間については、令和元年度も引き続き道路改良工事等を進めています。 今後とも、地域の協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(陸前高田市) 6 復興支援道路及び生活道路の整備推進について (4) 一般県道の改良促進 (7) 県道世田米矢作線の矢作町清水地区から愛宕下地区間の整備促進</p>	<p>一般県道世田米矢作線の未改良区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(陸前高田市) 6 復興支援道路及び生活道路の整備推進について (4) 一般県道の改良促進 (1) 陸前高田停車場線の国道45号沼田交差点から浜田川までの整備促進</p>	<p>陸前高田停車場線の国道45号沼田交差点から浜田川までの整備については、令和元年度から事業着手し、引き続き整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 1 新たな岩手県立釜石祥雲支援学校の早期整備について 岩手県立釜石祥雲支援学校は、敷地が狭く設備も不十分な状態であることから、現在、高等部の生徒は県立釜石高等学校の校舎の一角で授業を受けている。このことから、岩手県では旧釜石商業高等学校跡地に新たな校舎を建設する方向性を打ち出している。については、できるだけ早期に新たな岩手県立釜石祥雲支援学校を整備されるよう要望</p>	<p>県立釜石祥雲支援学校の移転新築については、保護者代表や地元釜石市等で構成する検討協議会において、移転候補地の絞り込みや学校のあり方などを中心に協議を行ってきました。 その結果、県有地である旧釜石商業高等学校跡地を活用することで、関係者の一定の理解が得られたところであり、基本設計、実施設計等進めているところです。 今後、県としては、旧釜石商業高等学校跡地が応急仮設住宅用地として使用されているため、その解消の見通し等を見極めながら、工事の着手の時期を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 2 安定的な岩手県立釜石病院の運営について (1) 岩手県立釜石病院の建て替え整備 岩手県立釜石病院は移転新築から40年が経過し、各種設備が老朽化していることから、建て替え整備が必要な状況となっている。早期に劣化度調査を実施し、新築に向けて、建て替え整備計画を明確に示すよう要望</p>	<p>医療局では、県立病院等において良質な医療を持続的に提供していくため、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」において施設毎の劣化状況を踏まえ計画的に改修を進めることとしています。 県立釜石病院については、令和元年度、劣化調査を行っているところであり、当該調査の結果を踏まえ対応していきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 2 安定的な岩手県立釜石病院の運営について (2) 岩手県立釜石病院の医師確保 市民が安心して医療サービスを受けるよう、岩手県立釜石病院において安定的に医療提供体制が確保される医師の配置について要望</p>	<p>県立釜石病院の医師の配置については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足しており、現時点では増員や配置が困難な状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持等に努めているところです。 県においては、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入、奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 3 釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について 釜石港の国際貿易拠点化を一層推進するためには、高まる釜石港利用ニーズに十全な対応が可能となるよう、リーファー(冷凍・冷蔵)コンテナ電源の増設、夜間荷役用照明塔の新設などターミナルに着実な整備促進が必要となる。また、コンテナ貨物の急激な増加によって、ヤードの狭隘性が顕在化する中、新たな釜石港寄港ニーズへの対応を見据えた場合、公共ふ頭の用地面積、岸壁数の不足が喫緊の重要課題として浮上してくることから、釜石湾長期開発構想の検討による港湾計画の改訂、さらには、ふ頭用地造成及び、岸壁新設が必要不可欠であることから、特段の御高配を要望</p>	<p>ふ頭用地造成及び岸壁新設については、震災後の釜石港を取り巻く状況の変化や今後の利用見通しを踏まえ、釜石港の長期構想を策定する時期等も考慮しながら、施設整備の方針を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(釜石市) 4 道路整備の促進について (1) 主要地方道及び県道の改良整備の促進 ・ 主要地方道釜石遠野線笛吹峠付近の山間部路線の抜本的改良整備</p>	<p>笛吹峠付近については、幅員が狭く、急カーブが連続しており、また橋野鉄鉱山の世界遺産登録等により交通量が増加していることから、改善に向けて整備が必要な区間と認識しています。 抜本的な改良については、多額の事業費が見込まれるなど、早期の整備が難しいものの、まずは、安全に通行できるよう、大型車や乗用車同士のすれ違いが困難な状況を緩和するため、平成29年度から局所的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置等の事業に着手したところです。 当該区間は全て国有保安林であるため、令和元年度は保安林に関する手続き等を進めてきました。 今後も整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(釜石市) 4 道路整備の促進について (2) 国道283号(釜石駅前～五の橋間)整備事業の促進</p>	<p>御要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 4 道路整備の促進について (3) 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要があるが、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断の上、行うこととしています。 当該路線については、まずは、道路法に規定する県道の認定要件を満たす必要がありますが、現状では厳しいものと考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(釜石市) 5 災害に強いまちづくりの推進について (1) 市内河川の浚渫 ① 甲子川の源田沢地区の浚渫</p>	<p>甲子川の源太沢地区の堆積土砂については、平成30年度の河道掘削で約7,000m³を撤去したところです。令和元年度も引き続き河道掘削を進めています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(釜石市) 5 災害に強いまちづくりの推進について (1) 市内河川の浚渫 ② 平成28年の台風第10号等により被災した甲子川、鶉住居川等の河川の復旧や土砂撤去等の早期実施</p>	<p>甲子川、鶉住居川等の河道掘削を行うにあたっては、沿川の土地利用状況や家屋の近年の浸水被害実績などを踏まえ、釜石市の意見も参考とさせていただきながら、緊急を要する箇所から、計画的に取り組むこととしています。 また、平成28年8月の台風第10号に係る河川災害復旧は令和元年12月までに全24か所の復旧を完了しました。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(釜石市) 5 災害に強いまちづくりの推進について (2) 急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害防止事業及び治山事業の促進</p>	<p>治山事業については、平成30年度から引き続き田郷地区、唄貝地区及び駒木地区で落石防止及び土砂流出防止対策に取り組んでいるところであり、これらは全て令和元年度の事業完了を予定しています。 また、令和元年台風第19号災害における緊急に対策が必要な地区については、令和元年度内に事業着手しました。 今後も荒廃山地の復旧整備について緊急度の高い箇所から順次実施し、山地災害からの集落等の保全を図っていきます。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業等の実施にあたっては、避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所や、被災履歴がある箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林保全課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
		<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 5 災害に強いまちづくりの推進について (3) 避難所の環境改善 津波緊急避難場所においては、屋外の広場等を指定しているため、防雨、防風、防寒対策等も避難する住民から求められている。さらには、甲子川・鶴住居川において、想定最大規模の降雨によるシュミレーションが作成・公表された場合は、避難所及び避難場所の見直しが必要となっている。バリアフリー対策や冷暖房設備の整備等、避難所の整備に関する自治体負担の軽減のため、財政支援の検討と支援の充実を要望</p>	<p>避難所の環境改善については、県としても重要と捉えており、内閣府指針「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、「平時より、避難所として指定する施設をバリアフリー化等しておくことが望ましいこと。」とされ、整備に対する国の支援制度が示されていることから、市町村に活用を促しています。 冷暖房設備については、国の指針やガイドラインにおいて、各自治体が各避難所に災害時用の空調機器等を常時保有するのではなく、発災時に必要な場所に必要な機材を投入することが現実的な対応として推進されています。県としては、災害救助法適用により、冷暖房機器借上費の支援が可能と考えていますが、災害救助法適用に至らない災害も含め、大規模災害発災時において、空調設備の応急対策が必要な市町村が適切に支援を受けられるよう、設備団体との協定締結などの支援策も検討していきます。 国に対しては、北海道東北地方知事会において、ハード整備及び発災時の迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と財政措置を講ずるよう提言を行っており、県としては、今後も機会を捉えて国へ働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 6 東日本大震災からの復興への支援について (1) 被災地臨時会場での大学入試センター試験の継続実施 大学入試センター試験については、平成31年度試験に引き続き、岩手県立釜石高等学校を臨時会場として実施いただきたい。また、受験生やその家族が早期に安心できるよう、出来る限り早いうちに、臨時会場での試験の実施を決定されるよう要望</p>	<p>大学入学共通テストについては、令和3年1月に実施される試験での継続実施についても決定されるよう引き続き取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 6 東日本大震災からの復興への支援について (2) 児童・生徒への心のケア対策 今後も、当分の間、継続して岩手県から臨床心理士を学校へ安定的に派遣いただき、児童・生徒の心のケア対策に配慮されるよう要望</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。 今後も各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 6 東日本大震災からの復興への支援について (3) 災者生活再建支援金制度(加算支援金)の申請期限延長 住まいの復興に要する時間には個人差があるため、現在、申請期限の令和2年4月10日までに住宅の再建に着手できない世帯が生じることが予測される。については、被災者生活再建支援金制度(加算支援金)の申請期限の延長を要望</p>	<p>被災者生活再建支援金の申請期間については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、やむを得ない事情があると認められる場合には、国の通知により1年を超えない範囲で繰り返し再延長できるとされており、本支援金の事務を行う公益財団法人道庁センターと協議し、令和2年1月に、被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間の再延長が必要な市町村について、令和3年4月10日までの延長が決定されました。更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、同センターと協議していきます。</p>	復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(釜石市) 6 東日本大震災からの復興への支援について (4) 災害援護支金制度の申請期限延長 被災者一人一人に対して支援の手がきめ細かに行き届き、被災者が自立した生活を安心して送るため災害援護資金制度の申請期限を延長されるよう要望</p>	<p>東日本大震災に係る災害援護資金貸付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)」が平成31年4月1日付けで改正されたことにより、貸付期間の延長等の特例措置の適用期間が令和2年3月31日まで1年間延長されたところです。 一方で、本県被災地においては、令和2年3月31日時点では住宅の再建が完了しないことが見込まれ、当該特例措置が同日で終了する場合、住宅再建などの生活再建に係る資金の調達が困難となる被災者が生じるおそれがあるところです。 そうしたことから、東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期間の延長を含め、令和2年4月1日以降の特例措置の延長について、令和元年6月、知事から関係省庁に対して要望を行ったところであり、今後も機会を捉え、国への要望活動を実施していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 7 地域生活支援事業への一層の財政措置の拡充について 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、地方自治体が地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金について、実績額に対する適正な補助率による補助金の交付を要望</p>	<p>地域生活支援事業費については、国から交付される補助金額が、県や市町村の所要額を下回っていることから、県負担分も含め、やむなく市町村に対する補助を割り落して執行している状況です。 県としては、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、十分な財政措置について、県の令和2年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。 また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も機会を捉えて国へ要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 8 地域公共交通バスの核となる路線バスへの支援について (1) 仮設住宅が整備された地区を通る路線バス及び本市が委託運行するコミュニティバス、デマンドバスを補助対象にする被災地特例が終了した後復興公営住宅が整備された地区を通る路線バス等を補助対象とする恒久的な財政支援を要望</p>	<p>県では、広域バス路線に対する国庫補助事業や、コミュニティバス等に対する特定被災地域公共交通調査事業の補助対象について、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とするよう国に要望しているところです。 また、広域バス路線に対する国庫補助事業については、輸送量等の補助要件を緩和している被災地特例等の延長を国に要望しているところです。コミュニティバス、デマンドバスについては、地域内フィーダー系統確保維持費補助の新規性を必要とする補助要件の緩和について国に要望しているところであり、特定被災地域公共交通調査事業の期限延長についても、今後要望を行っていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 8 地域公共交通バスの核となる路線バスへの支援について (2) バス事業者が運行する広域路線バス及び本市が委託運行するコミュニティバス、デマンドバスについて、令和3年度以降も1日あたり輸送量等の国庫補助要件を緩和措置するよう要望</p>	<p>広域バス路線に対する国庫補助事業については、輸送量等の補助要件を緩和している被災地特例等の延長を国に要望しているところです。コミュニティバス、デマンドバスについては、地域内フィーダー系統確保維持費補助の新規性を必要とする補助要件の緩和について国に要望しているところであり、特定被災地域公共交通調査事業の期限延長についても、今後要望を行っていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 9 地籍整備関係予算の確保について 当市においては、復興まちづくりを進める上で、地籍未調査地区の早期の調査完遂が求められているが、地籍整備関係予算は、令和3年度に復興特別会計から一般会計へ完全移行し、必要な事業費を確保することが困難になることが想定されている。については、地籍整備関係予算が一般会計へ移行した後においても復興特別会計と同等規模の予算が確保されるよう要望</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果があり、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなど、その重要性が改めて認識されており、これまで、東北管内の各県や県内市町村と連携しながら必要な予算の確保に向け、国への要望活動を実施してきたところです。 令和元年度は、6月に県から国に対し、また、7月には東北ブロック国土調査推進連絡協議会を通じて、地籍整備関係予算の確保などについて要望を行ったところです。 今後も機会を捉え、国に対し、必要な予算の確保を要望していきます。</p>	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 10 ラグビーワールドカップ2019釜石開催後のスタジアムの利活用に係る支援について 釜石鶴住居復興スタジアムを活用した、県主催の各種スポーツ大会や文化イベント等の開催、全国規模の大会の誘致等、スポーツを始め、教育、文化、観光など様々な分野において、スタジアムが幅広く活用され、交流人口の増加が図られるよう支援を要望</p>	<p>県では、市町村・関係団体等で組織した「いわてスポーツコミッション」を中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致の取組を推進しており、釜石鶴住居復興スタジアムを活用したジャパンラグビートップリーグなどの試合招致をはじめ、各種スポーツ大会、合宿、イベント等の誘致を図り、沿岸地域の振興、広域的な文化・スポーツの振興に向けて取り組んでいくこととしています。 また、ラグビーワールドカップ2019釜石開催を記念したメモリアルイベントの開催や出場国を中心とした国際的なラグビー・文化交流の展開など、大会を契機とした交流人口の拡大に向けて、釜石市をはじめ、県内各市町村や関係団体等と連携を図りながら取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	ラグビーワールドカップ2019推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(釜石市) 【令和元年台風第19号災害からの早期復旧に向けた支援について】 (1) 被災者の生活再建に向けた支援 被災された市民が一日でも早く生活を再建できるように、半壊及び一部損壊世帯への被災者生活再建支援金の支給等、必要な支援策を講じること。加えて、東日本大震災と同様に自由度の高い基金を活用する等して、きめ細かな再建が行えるよう十分な財政支援を講じること</p>	<p>台風第19号災害においては、国による被災者生活再建支援制度のほか、国の制度が適用されない市町村の全壊世帯、大規模半壊世帯及び、国の制度の支援対象となっていない半壊世帯、床上浸水世帯に対しても支援金を支給する県単独事業を実施しています。 県としては、被災者の方が安心して自力再建できるよう、国に対し、被災者生活再建支援金の増額及び制度の要件緩和と充実を求めているほか、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度の創設等を要望しているところであり、今後も機会を捉え、必要な財源措置や制度改正等について要望していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(釜石市) 【令和元年台風第19号災害からの早期復旧に向けた支援について】 (2) 災害等廃棄物処理事業に係る解体費用補助拡充による支援 平成30年豪雨と同様に、市町村が行う半壊家屋の解体費用についても災害等廃棄物処理事業の補助対象となるよう国において十分な支援を講じること</p>	<p>国は、令和元年11月7日に発表した「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」において、市町村が生活環境保全上の支障があると認める半壊家屋の解体費用についても災害等廃棄物処理事業の補助対象としています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>(釜石市) 【令和元年台風第19号災害からの早期復旧に向けた支援について】 (3) 公共土木施設等の早期復旧及び安全・安心な復興まちづくりに向けた支援 被害を受けた道路等について、早期かつ円滑に災害査定が実施できるよう、机上査定の適用等柔軟な対応策を講じること。加えて、災害復旧事業予算に不足が生じることがないように、国において補正予算の編成を含め必要な予算を確保するよう十分な財政措置を講じること。また、東日本大震災復興交付金を活用して新たに造成した宅地等において、今般の台風第19号によって土砂流出に伴う浸水被害や法面崩壊が発生したことから、国において復興事業により造成した宅地等における内水排除の検証及び対策を行うことへの支援を講じること</p>	<p>台風第19号の災害査定については、早急に実施ができるように、査定の効率化について通知がなされており、机上査定の範囲について拡大されるなど、状況に応じた柔軟な対応が実施されています。 また、災害復旧事業費については、速やかに国の補正予算が編成され令和2年1月30日に決定されています。 復興事業により造成した宅地等における土砂流出に伴う浸水被害や法面崩壊の検証及び対策については、市町村へ技術的な助言等を行うとともに、必要に応じて国からの支援について働きかけるなど、早期に対策が講じられるよう取り組んでいきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 【令和元年台風第19号災害からの早期復旧に向けた支援について】 (4) 浸水被害を受けた事業者等への支援 被災した事業者等の多くは、東日本大震災により被災し、仮設店舗等からの本設再建を果たした事業者等であり、台風第19号による浸水被害により、再建した施設の修繕や什器等設備の購入を余儀なくされていることから、事業者等の持続的な経営に向け、国による復旧に要する費用の部を助成する制度の創設等、必要な支援策を講じること</p>	<p>県では、被災した中小企業の施設・設備の復旧に向けて、既存の「中小企業経営安定資金(災害対策)」に加え、県が保証料を全額補給することにより、利用者に保証料を負担させない融資制度である「中小企業災害復旧資金」を9月補正予算で措置したところです。 また、国による「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」の「地域企業再建支援事業(自治体連携型補助金)」を活用し、被災した事業者の復旧に要する経費の4分の3を市町村に補助する「地域企業再建支援事業費補助」を12月補正予算で措置しました。 引き続き、被災事業者の復旧・復興の取組を加速し、早期に地域経済を立て直していくよう取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(釜石市) 【令和元年台風第19号災害からの早期復旧に向けた支援について】 (5) 林道及び尾崎半島林野火災復旧事業地の早期復旧に向けた支援 特に地域住民にとって重要な林道大骨線は、路肩の決壊や舗装路面の損壊等で甚大な被害を受けたため、早期復旧に向けた国庫補助等の十分な財政措置を講じること。また、平成29年に発生した尾崎半島林野火災の被災地は、国庫補助及び震災復興特別交付税により復旧作業中であったところ、台風第19号により森林作業道の決壊等、大きな災害が発生したことから、全ての復旧作業が完了するまで、国において十分な財政措置や技術面での支援を講じること</p>	<p>林道大骨線の復旧については、国の林道災害復旧事業を活用し、釜石市への工事工法に係る技術的助言を行いながら、市と連携して復旧していきます。 尾崎半島林野火災復旧事業地における令和元年台風第19号被害からの復旧については、国の森林整備事業の活用が可能となったことから、釜石市等へ復旧に当たっての技術的な指導・助言等を行いながら、被災した造林地や森林作業道の早期復旧を支援していきます。 また、林野火災被害からの復旧対策も含め、引き続き、国に対して森林整備事業など復旧に必要な予算を十分に措置するよう要望していきます。</p>	農林水産部	森林保全課 森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(釜石市) 【令和元年台風第19号災害からの早期復旧に向けた支援について】 (6) 災害廃棄物の早期処理に向けた支援 今般の台風第19号により大量の流出土等が発生し、これらの処理について東日本大震災と同様に、自治体の財政負担を鑑み、全額国庫補助となるよう、国において措置を講じること</p>	<p>災害廃棄物の処理に要する費用については、国に対し、復旧・復興に要する経費について特段の財政措置を講ずるよう要望したところ、補助対象事業費に係る国の負担割合が通常災害の90%から97.5%まで引き上げられています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 【令和元年台風第19号災害からの早期復旧に向けた支援について】 (7) 三陸鉄道リアス線の早期復旧に向けた支援 三陸鉄道リアス線が甚大な被害を受け、本市においては、釜石駅から鶉住居駅間で土砂流入や路盤流出等6か所の被害が発生し、同区間が不通となっている。沿線住民にとって生活に欠かすことのできない重要な公共交通であることから、三陸鉄道リアス線の早期復旧に向け、国においても十分な財政支援を講じること</p>	<p>三陸鉄道については、令和元年台風第19号被害からの早期復旧に向け、南阿蘇鉄道と同等の国の補助スキームを活用して国、県、沿線市町村の支援により三陸鉄道災害復旧事業を進めているところです。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(雫石町) 1 1級町道滝沢・安庭線 昇瀬橋架け替え事業の県代行事業について 国道46号の赤淵地内に接続する1級町道滝沢・安庭線の起点地点に位置し、雫石川に架設されている「昇瀬橋」について、この路線の必要性、重要性、橋梁の現状及び橋梁整備の緊急性等に鑑み、本橋梁の架け替え事業について、県代行事業採択による早期整備実施を要望</p>	<p>県代行事業による道路整備については、事業の必要性、緊急性、重要性等が高く、用地補償が完了した箇所の中から、県全体の道路整備状況や公共事業予算の動向等を踏まえ総合的に検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。 なお、平成30年度に採択された志戸前川地区直轄地すべり防止事業については、当橋に与える影響が考えられることから、県としても動向を注視しています。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(雫石町) 2 県立雫石高等学校の存続について 県後期高校再編計画では都市部の高校と中山間地の高校に区別して再編が検討されており、県立雫石高等学校は、都市部の高校に位置付けられている状況にあるが、雫石町の面積は広大で広く中山間地の町が形成されていること、秋田県境に位置しているため雫石高校には秋田県仙北市からの入学者も在学していることから、特別の支援を要する中山間の高校であるとして、その存続を求めている。今後も県教育委員会をはじめ関係団体及び企業との連携・協働を一層深めながら、雫石高校の教育力の向上、生徒の健全育成等、雫石高校の存続に向けての配慮を要望</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。 こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図っていきます。 後期計画の策定に当たっては、今後も、地域の方々の御意見を十分に伺いながら、丁寧に取り組んでいきます。 また、雫石町・町教育委員会においては、現在、「雫石高校将来ビジョン」に基づき、雫石高校や地域と一体となって、同校の魅力化に向けた取組を進めています。県教育委員会としては、今後も、町教育委員会や地域等と緊密な連携を図りながら、雫石高校において魅力ある教育活動が展開されるよう取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>(雫石町) 3 いわて雪まつりの広域開催支援策について 県においては、52回の歴史を重ねてきたいわて雪まつりが、岩手県を代表する冬の一大イベントであり、冬季における観光入込に大きな影響を与えるイベントであるとの認識をご理解いただき、今後においても広域的かつ継続的に盛岡広域エリアへ集客できるよう、いわて雪まつりへの主体的な参画とさらなる財政的支援を要望</p>	<p>県では、いわて雪まつりについて、観光ガイドブックへの掲載や首都圏誘客イベントなど様々な機会を活用した情報発信を行っています。 また、海外での旅行博や、旅行会社へのPR、外国人旅行者対応のための通訳の配置、多言語パンフレットの作成、在留外国人のモニターツアーの実施などにより、外国人観光客の誘客に取り組んできたところです。 令和2年度も、冬季観光における国内外からの誘客の柱として、いわて雪まつりに係る情報発信や誘客促進に向けて支援していきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(葛巻町) 1 北岩手・北三陸横断道路の整備促進について 「北岩手・北三陸横断道路」を新たに整備計画に盛り込むとともに、自動車専用道路として早急に整備・着工されることを強く要望</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。 県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識しており、要望の県北地域を横断する自動車専用道路の構想については、国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、県北地域の道路ネットワークのあり方について関係市町村とともに幅広く検討していきたいと考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(葛巻町) 2 持続できる酪農経営対策について (1) 規模拡大志向の畜産農家が規模拡大を図られるよう、農山漁村地域整備交付金草地畜産基盤整備事業及びいわて地域農業マスタープラン実践支援事業等の畜舎建設等関係予算を、地域の要望に応えた計画的な事業執行となるよう重点的に配分すること</p>	<p>本県の酪農・肉用牛は、飼養頭数、戸数において、全国トップクラスであるものの、経営規模が小さく、生産コストが高いことから、経営体質の強化に向け、規模の拡大や生産性の向上が必要です。 このため、県では、農山漁村地域整備交付金草地畜産整備事業や、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業等を活用した施設整備を支援しており、引き続き、地元の意向を伺いながら、計画的に事業を進めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>畜産課 農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(葛巻町) 2 持続できる酪農経営対策について (2) 粗飼料生産基盤の強化及び整備が図られるよう、農地の担い手への集積を進めるための事業を積極的に展開すること</p>	<p>農地の集積については、県では、担い手への農地集積・集約化が円滑に進むよう、農地中間管理機構が配置した農地コーディネーターと農業委員会の農業委員、農地最適化推進員などによる農地のマッチング活動を支援する等、農地中間管理事業の積極的な活用に取り組んでいるところです。 この結果、葛巻町では、平成30年度の集積面積が農地全体で2,489ha(集積率65.9%)となっており、特に飼料作物が大半を占める畑地の集積率は70%以上となっています。引き続き、畜産経営体への集積を進めながら、粗飼料生産基盤の強化に向け支援していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(葛巻町) 2 持続できる酪農経営対策について (3) 効率的な経営を進めるための技術指導を強化するとともに、コントラクター等の外部委託組織の拡大及び普及を進めること</p>	<p>県は、令和元年度、県北地域全体を管轄する中央農業改良普及センター軽米普及サブセンターを再編し、より現地に密着指導できるよう、久慈、二戸普及センターに畜産担当職員を配置するなど、畜産指導体制の見直しを行い、これらの農業改良普及センターを単位に、県や市町村、農協で構成する「肉用牛・酪農のサポートチーム」を設置し、農家個別の課題解決のための巡回指導等を行っています。</p> <p>また、コントラクター等の外部委託組織の普及について、県は、関係団体とともに「いわてコントラクター等利用推進協議会」を平成28年度に設立し、新たな粗飼料収穫作業などの現地実証や、粗飼料の広域流通に向けた活動支援等を行ってきました。</p> <p>令和元年度は、粗飼料の広域流通に加え、岩手県立農業大学校の講義においてコントラクター業務の紹介を行うなど、人材確保の取組も実施しており、引き続き、コントラクターの更なる機能強化に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(葛巻町) 2 持続できる酪農経営対策について (4) 省力的、効率的経営の実現のため、TMR利用技術指導を強化するとともに、TMR原料となる国産粗飼料の広域流通の推進を図ること</p>	<p>県では、これまで、TMRの利用を促進するため、TMRを供給する組織の設置を支援するとともに、TMRの原料となる自給粗飼料の収量向上やTMRの調製技術の指導、農家での利用指導などの支援を行ってきており、引き続き、TMRの利用拡大に向け、供給組織の設置や利用技術等の指導を進めていくこととしています。</p> <p>また、国産粗飼料の広域流通については、(公社)岩手県農業公社が平成30年度から、自ら生産した粗飼料の販売に取り組んでおり、作業面積も着実に増加しています。引き続き、良質粗飼料の生産・供給が可能となるよう、収穫作業等に係る技術的な支援を行っていきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(葛巻町) 2 持続できる酪農経営対策について (5) 新葛巻型酪農構想は、リーディング牧場の創設や畜ふんバイオマスの利用を柱とする、これまでにない特徴を持つ計画であり、県においても独自の事業を創設するなど、財政支援を強化すること</p>	<p>県では、補助事業による牛舎等の整備、公共牧場の機能強化等を進めており、引き続き、農山漁村地域整備交付金や畜産クラスター事業等の導入を支援するなど、新葛巻型酪農構想の実現に向け取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(葛巻町) 3 林業の振興について (1) 伐採及び間伐、再造林、苗木の生産・供給を含めた総合的な再造林対策のため、伐採から植栽までの一貫作業を推進すること</p>	<p>本県の再造林面積は、人工林伐採面積の4割にとどまっており、将来に向けて安定した森林資源を確保していくためには、造林コストの低減を図りながら着実に再造林を進めていくことが重要と考えています。 再造林を促進するため、県では、森林整備事業の最低植栽本数の補助要件緩和に加え、研修会の実施等により、伐採から植栽までの作業を連続して行う一貫作業システムや低密度植栽の普及に取り組んでいます。 平成30年度からは、国の交付金を活用し、伐採・再造林一貫作業を支援する「岩手県林業成長化総合対策事業(資源高度利用型施策)」を事業化し、造林コスト削減の取組に対する補助を行っているところであり、国には、令和2年度以降の事業の継続を要望しているところです。 また、植え付け効率がが高く、秋季まで植栽が可能となるコンテナ苗木の活用が一貫作業の推進に有効なことから、コンテナ苗木の生産施設整備を支援しています。 県では、こうした取組を今後も強力に進めるとともに、林業・木材関係団体が設立した「岩手県森林再生機構」による再造林経費の助成が平成30年度から新たに開始されたところであり、関係団体と連携しながら、再造林の一層の促進に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(葛巻町) 3 林業の振興について (2) スギ及びアカマツの需要拡大を図るため、大径材の利活用促進に取り組むこと</p>	<p>本県では、戦後造成した人工林が主伐期を迎えてきており、スギやアカマツの大径材の利活用を図っていくことが重要であると認識しています。 このため、県林業技術センターにおいて、大径材利活用を促進するため、平角材の乾燥技術の開発・普及を行ってきたほか、令和元年度から針葉樹大径材の利用拡大を目指した効率的な製材技術の開発に着手しました。 また、県では、林業・木材産業団体と連携して、今後、流通の増加が見込まれるスギ大径材の利活用に向けて、試験研究成果等の情報を共有し、大径材利活用促進に向けた検討を進めているところです。 さらに、アカマツ大径材は寺社仏閣・文化財の修復用木材として需要が見込まれることから、名古屋城天守閣復元工事へ県産木材を供給するため、県内林業団体等が施工事業者売り込み活動を行い、アカマツ材の供給に向け取り組んでいます。 引き続き、県内林業・木材産業団体と連携を密にししながら、こうした取組を継続し、スギ・アカマツ大径材の利活用の促進に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(葛巻町) 4 「復興支援道路」として位置づける一般国道281号「葛巻町～岩手町間」の改良整備について 国道281号全線を県最優先整備路線として改良整備が早期に図られるよう次の事項を要望 (1) まちば再生支援事業 ① 町中心市街地の活性化に結びつく道路整備</p>	<p>町中心市街地の活性化に結びつく道路整備については、町中心市街地のまちづくりの施策と一体となった道路整備のあり方等について、引き続き、町と連携しながら支援の在り方を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(葛巻町) 4 「復興支援道路」として位置づける一般国道281号「葛巻町～岩手町間」の改良整備について 国道281号全線を県最優先整備路線として改良整備が早期に図られるよう次の事項を要望 (1) まちば再生支援事業 ② 城内小路地区の局部改良整備</p>	<p>城内小路(じょうないこうじ)地区については平成30年度に注意看板の設置等を実施し、交通安全に関する注意喚起を図っているところですが、局部改良については、まちづくりの施策と一体的に取り組む必要があると考えており、今後も町と連携しながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(葛巻町) 4 「復興支援道路」として位置づける一般国道281号「葛巻町～岩手町間」の改良整備について 国道281号全線を県最優先整備路線として改良整備が早期に図られるよう次の事項を要望 (2) 繋～小屋瀬地区の歩道整備促進</p>	<p>県管理道路の歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 御要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(葛巻町) 5 県立葛巻高等学校の1学年2学級の継続について 人口減少問題を抱える中山間地域における中等教育振興のため、県立葛巻高等学校の1学年2学級の継続を強く要望</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。 こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図っていきます。 また、葛巻高校は、近隣に他の高校がなく、他地域への通学が極端に困難な地域に所在する学校として、1学年1学級でも存続させる特例校に指定し、後期計画期間においても維持することとしており、今後においても、山村留学等、地方創生に向けた取組について考慮しつつ、引き続き、地域と意見交換を行いながら、同校の魅力づくりや教育の質の確保等について連携して取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(岩手町) 1 主要地方道岩手平舘線における歩行者の安全確保について 児童生徒が安心して通学できる歩行空間を確保するよう、また車両における見通しが悪いカーブの解消を図るよう、城山地区～新町地区、大町地区～愛宕下地区までの道路改良を要望</p>	<p>歩行者空間の確保については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 御要望の主要地方道岩手平舘線(城山地区～新町地区、大町地区～愛宕下地区)の道路改良及び歩道設置については、早期の着手は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等々を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>(岩手町) 2 救急医療体制を支える国道281号の整備について 当該地区における救急医療機関への搬送時間の短縮を図るため、国道281号岩手町・葛巻町間の地域高規格道路並みの抜本的改良整備を要望</p>	<p>国道281号については、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な幹線道路であり、「復興道路」と一体となって機能する「復興支援道路」に位置付けて、各地区における交通あい路の解消を図っていくこととしています。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>(岩手町) 3 北岩手・北三陸横断道路の整備促進について 「北岩手・北三陸横断道路」を新たに整備計画に盛り込むとともに、自動車専用道路として早急に整備・着工されることを強く要望</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。 県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識しており、ご要望の県北地域を横断する自動車専用道路の構想については、国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、県北地域の道路ネットワークの在り方について関係市町村とともに幅広く検討していきたいと考えています。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(岩手町) 4 県立中央病院附属沼宮内地域診療センターの医療体制の継続について 「岩手町型在宅医療体制」づくりにあたって、様々な助言指導等いただき、定期的な情報交換を行うなど良好な関係づくりに努めながら、「既存の医療レベルを低下させない」という診療所化の際の条件が継続されるよう、今後も現在の職員配置を含めた診療センターの診療体制を維持いただき、地域の医療体制充実について配慮されるよう要望</p>	<p>沼宮内地域診療センターについては、平成31年1月に策定した「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」において、これまでの体制を基本として、県立病院等相互の役割分担と連携により、地域医療提供体制の確保を図ることとしています。 今後においても、常勤医の配置や応援診療の継続等、地域の医療ニーズに応じた医療提供体制の維持に努めていきます。</p>	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(岩手町) 5 県立沼宮内高等学校の再編について 今後、県が策定する次期再編計画においても地域の実情を踏まえ、一極集中することなく、より一層均衡ある高等教育の確保と本町の発展に大きく寄与している沼宮内高等学校の存続を強く要望</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。 こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図っていきます。 今後においても、市町村等との丁寧な意見交換に努め、学校の魅力づくりや教育の質の確保等について、地域と連携して取り組んでいきます。 また、後期計画の策定に当たっては、今後も、地域の方々の御意見を十分に伺いながら、丁寧に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(山田町)</p> <p>1 秋サケの資源回復について</p> <p>本県の秋サケ漁は、ピーク時には7万トン(平成8年度)を超えるまでに発展したが、平成9年度以降、県内の漁獲量は減少傾向にあり、東日本大震災後は、1万トン前後と低迷しており、特に重茂半島以南の海域で不漁が続いている。平成30年度は4年ぶりに1万トンを僅かに上回ったが深刻な状況に変わりにない。また本町では、平成22年度から河川遡上尾数が極端に減少し、漁協のふ化放流事業は大きな影響を受けている。不漁の要因は、気候変動によるもののほか、サケ稚魚の放流後からオホーツク海に至るまでの時期における減耗等も要因の一つとして考えられており、その原因解明と回帰率の向上に向けた新たな取組が求められている。については、引き続き調査・研究・指導に取り組み、資源の早期回復が実現されるよう要望</p>	<p>県では、放流されたサケ稚魚の減耗要因解明のため、平成13年度から耳石温度標識を用いてサケ稚魚の移動分布、成長等を調査しています。また、平成26年度からは、健康な稚魚の生産技術を確立するため釜石市に整備した「水産技術センターさけ大規模実証試験施設」を活用し、サケ種苗の生産工程全てを検証し、平成30年度からは、高水温でも回帰する北上川水系のサケに着目し、その特性を利用した「海水温の上昇に強い高水温耐性を持つ稚魚の生産技術開発」に取り組んでいます。</p> <p>また、平成30年度からは、サケ稚魚の沿岸域における減耗を抑制するため、山田湾において海中飼育放流における生残率向上の技術開発に取り組んでいます。</p> <p>さらに、サケ資源の減少が北海道でも確認されていることから、国に対して稚魚減耗要因のより広域的な調査の実施を要望しているところです。</p> <p>県では、資源の早期回復を図るため、サケ稚魚減耗要因の解明に向け、引き続き調査・研究を行うとともに、健康な稚魚の放流に向け、増殖事業関係団体と連携しながら、飼育池毎の適正な飼育管理や適期・適サイズ放流の徹底などを指導していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(山田町)</p> <p>2 防潮堤及び水門の早期完成について</p> <p>県においては、「社会資本の復旧・復興ロードマップ」のスケジュールに沿って、各地区で防潮堤及び水門の整備を進めているが、その多くが未完成の状況となっている。建設が進む防潮堤の背後地では、住宅の再建が進んでおり、地域住民から安全・安心の新たなまちづくりの基礎となる防潮堤や水門の早期完成が求められている。については、津波から住民の生命・財産を守るため、防潮堤及び水門の早期完成について要望</p>	<p>東日本大震災津波により被災した山田漁港海岸などの防潮堤及び無堤区間については、災害復旧事業、海岸高潮対策事業により全ての地区で復旧・整備を進めているところであり、工事の進捗を図るため工程管理に万全を期すなど、引き続き、早期完成に努めていきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>東日本大震災津波により被災した山田漁港海岸などの防潮堤及び無堤区間については、災害復旧事業、海岸高潮対策事業により全ての地区で復旧・整備を進めているところであり、工事の進捗を図るため工程管理に万全を期すなど、引き続き、早期完成に努めていきます。</p> <p>また、大沢川、関口川及び織笠川の各水門については、平成27年度から水門土木工事及び機械設備工事に着手しており、令和元年7月に大沢川で水門本体工事が概成したところです。</p> <p>関口川及び織笠川においても、水門本体が一部概成するなど、着実に整備を進めており、引き続き、早期完成に向けて工事を推進していきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 3 町内二級河川の維持管理について 町内二級河川は、これまでの大雨や洪水の影響から、河床に土砂の堆積が多く見られるほか、草木が生い茂っていることで河道が狭められるなど、川に流れが阻害されている箇所が見受けられる。なかでも、沿岸に住宅が立ち並ぶ津軽石川及び荒川川については、大雨により河川が増水するたびに、地域住民は浸水への不安を抱えており、また、織笠川は近年の大雨による増水で越水しており、大沢川では生い茂るヨシで河道域が覆われているため増水すると越水する危険性があることなどから、地域住民から治水対策や環境改善への強い要望がある。については、河床の土砂浚渫、河川内の雑木の除伐など、町内二級河川を適正に維持管理されるよう要望</p>	<p>県では、平成28年台風第10号災害を契機に設立した「三陸圏域大規模氾濫減災対策協議会」での議論や河道掘削・立ち木伐採の年次計画等に基づき、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から治水対策を順次進めているところです。 平成30年度までに、台風第10号災害で越水した織笠川霊堂地区において、越水要因と想定した根井沢橋上流の狭隘箇所の河道掘削及び立ち木除去を実施したところです。 ご要望のありました大沢川については、令和元年9月に河道内の草刈りを実施したところであり、また、津軽石川や荒川川については、必要な箇所において公募型土砂撤去制度等の導入を検討していきます。 今後も、現地の立ち木や土砂の堆積状況等を把握しながら、引き続き適切な河川の維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(山田町) 4 県立山田病院の診療体制の充実について (1) 内科の常勤医師の配置を維持し、診療科目の充実を図ること</p>	<p>県立山田病院の内科医師の常勤体制については、引き続き診療体制の維持に取り組んでいきます。 県においては、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。</p>	<p>医療局</p>	<p>医師支援推進室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(山田町) 4 県立山田病院の診療体制の充実について (2) 現在、診療応援を行っている外科及び整形外科について、常勤の医師を配置し、リハビリテーションが行える人員体制と環境を整えること</p>	<p>県立山田病院の外科及び整形外科の常勤医師の配置については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況となっています。 県においては、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。(B) リハビリテーション職員の配置については、診療機能等を勘案しながら、患者数や業務量等に応じて配置することとしており、平成30年度から山田病院への応援体制を強化するため、宮古病院に理学療法士1名を増員したところです。今後も、地域の実情等に十分配慮しながら、必要な人員を確保することとしています。(A)</p>	<p>医療局</p>	<p>医師支援推進室 職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 4 県立山田病院の診療体制の充実について (3) 入院機能が十分に活かせるよう、日当直医及び看護師等の医療スタッフを確保すること</p>	<p>県立山田病院の日当直医については、常勤医師の確保に加え、関係大学や他の県立病院等からの診療応援により、必要な診療体制の確保に取り組んでいます。(B) 看護師等の医療スタッフの配置については、地域連携機能の充実を図るため、平成30年度から、退院を調整する看護師を1名増員したところであり、今後も地域の実情等に十分配慮しながら、必要な人員を確保することとしています。(A)</p>	医療局	<p>医師支援推進室 職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>
<p>(山田町) 5 磯根資源の回復について 全国有数の水揚げを誇る本県のウニやアワビの不漁が続いている。本町においても震災前(3か月平均)に23トンあったウニの漁獲量は、平成30年は11トン、アワビの漁獲量は36トンから13トンまで減少し、深刻な状況となっている。各漁協では国県補助事業や本町独自の支援事業を活用してアワビなどの種苗放流事業に取り組んでいるが、漁獲量の回復に至っていない現状である。ついては、引き続き調査・研究・指導に取り組み、資源の回復が図られるよう要望</p>	<p>アワビについては、東日本大震災津波によりアワビ種苗生産施設が被災し、平成23年から26年まで稚貝放流数が少なかったことに加え、餌となる海藻が不足し、やせた貝が多く、今後も漁獲量の減少が懸念されており、資源回復に向けた対策の実施が重要となっています。 このことから、県では、積極的な種苗放流を推進するため、国の事業を活用し、種苗購入費及び放流作業経費の一部を支援しているところであり、令和2年度も事業が継続されるよう要望しているところです。 また、より放流効果の高い容器放流の普及、餌料対策等の指導を行い、アワビ資源の早期回復が図られるよう取り組んでいきます。 ウニについては、身入りの良いウニを育成するため、餌料海藻の多い漁場や漁港内への移殖放流や蓄養など資源の有効活用を漁協へ指導していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(山田町) 6 被災地通学支援事業の継続について 平成31年3月に三陸鉄道リアス線が開通し、通学などの利便性は大きく向上した。また、平成30年3月から始まった被災地通学支援事業は、本町の高校生等が通学する際の経済的負担の軽減に大きく貢献している。しかし、三陸鉄道の通学定期運賃は、同事業による割引があってもJR東日本時代のものより割高であり、経済的負担は以前より増しており、このような状況で令和2年度に支援事業が終了すると経済的負担は非常に大きくなる。ついては、高校生等の通学に係る経済的負担の軽減のため、被災地通学支援事業を令和3年度以降も継続されるよう要望</p>	<p>被災地における通学交通費の負担軽減を図る被災地通学支援事業は、「いわての学び希望基金」を活用し、公共交通機関による通学定期券の割引販売に要する経費を補助するもので、事業期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間となっています。 事業の延長については、被災地における通学利用の実態や事業実施による経済的負担の軽減効果等を踏まえ、今後、検討していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 【台風第19号の大雨等による被害に関する要望について】 (1) 災害復旧制度の柔軟な運用及び改良復旧の推進について 道路・河川及びその他公共施設等の全面的な改良復旧に向け、災害復旧制度の柔軟な運用及び再び災害が発生しないよう改良復旧を推進することについて、県としても国に対し積極的に働きかけること</p>	<p>改良復旧については、再度災害防止の観点から河川等災害関連事業として制度化されており、国からも積極的な活用が通知されているところです。 県としても、被災状況等を踏まえながら、積極的な活用について国に働きかけを行っていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(山田町) 【台風第19号の大雨等による被害に関する要望について】 (2) 砂防えん堤の機能回復、砂防えん堤整備事業並びに治山事業の導入について 既存の町内砂防えん堤は、今般の台風被害により土砂及び流木が堆積し、土砂災害の防止機能が発揮されない状態となっていることから、堆積した土砂等を取り除き機能回復を図ること。また、大浦地区秀禅川上流付近並びに山田地区林道沢田線付近についても、土石流が発生し道路施設が損壊するなどの被害を受けたことから、砂防えん堤事業並びに治山事業を導入すること</p>	<p>県では、土砂災害対策として砂防えん堤などの整備を進めるとともに、施設の修繕や機能確保など維持管理に努めているところです。 台風第19号の大雨等では砂防堰堤が土砂等の流出を防止するなど効果を発揮したところですが、今後、その堆積量や上流の荒廃状況、下流への影響などを個々に調査し、堆積土の除去等が必要な場合には対応を検討していきます。 また、大浦地区の砂防えん堤の整備については、保全対象施設や、土砂災害の発生状況等を踏まえ、検討していきます。</p> <p>治山事業については、地域の実情を踏まえながら、「人家」や「重要な公共施設」などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しているところです。 要望のありました山田地区林道沢田線付近については、令和元年度内に測量設計業務に着手するよう取り組んでおり、その結果を踏まえ復旧対策を進めていきます。 今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、順次危険箇所の解消に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
		<p>農林水産部</p>	<p>森林保全課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 【台風第19号の大雨等による被害に関する要望について】 (3) 海岸に漂流した流木等の早期撤去について 海岸に漂流した流木等が、町内各漁港の一角に集められ仮置きされた状態であり、地元漁業者の営漁活動に支障を来していることから、早期に流木等の撤去を実施すること</p>	<p>漁港内泊地や用地に漂着した流木等の撤去は、全ての漁港で完了しており、漁船の安全な航行が可能となっています。 また、撤去・仮置した流木等については、順次運搬・処理を行っており、早急に完了するよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(山田町) 【台風第19号の大雨等による被害に関する要望について】 (4) 台風第19号被災者に対する独自支援策の早期提示について 今般の台風で被災された方に対する県独自の支援策(半壊20万円、床上浸水5万円)が検討されているが、被災者の早期の生活再建を図るため県独自の支援策を早急に示すこと</p>	<p>台風第19号災害においては、国による被災者生活再建支援制度のほか、国の制度が適用されない市町村の全壊世帯、大規模半壊世帯及び、国の制度の支援対象となっていない半壊世帯、床上浸水世帯に対しても支援金を支給する県単独事業を実施しています。 同事業については、令和元年9月補正予算で措置し、令和元年11月26日付けで補助金交付要綱を市町村に通知したところです。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(山田町) 【台風第19号の大雨等による被害に関する要望について】 (5) 被災した自治体のマンパワー確保について 今般の台風で被害を受けた県内市町村の多くは、東日本大震災津波の復旧・復興に取り組んでいる最中、更に膨大な災害復旧業務が発生することから、災害復旧を迅速かつ着実に行うため、県としても公共土木施設の復旧工事等を担う技術職員等の派遣措置を講じること</p>	<p>技術職員等の派遣については、県が、被災市町村から応援職員の派遣要請等をとりまとめ、県市長会・町村会を通じて県内市町村に対し派遣要請を行うほか、県職員を派遣するなど、県内での確保に努め、充足できない要請数分について、全国の市区町村に対し派遣要請を行い、必要な人材が確保されるよう努めているところです。 このうち、県職員の派遣については、普代村に1名を駐在させるとともに、令和元年12月まで農業土木職2名を被災市町村に派遣してきたところであり、今後も被災市町村の要請等を踏まえ、派遣についても検討していきます。</p>	総務部 政策地域部	人事課 市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 【台風第19号の大雨等による被害に関する要望について】 (6) 三陸鉄道の早期復旧への支援について 三陸鉄道は、本町の基幹的な公共交通機関として住民にとって必要不可欠であり、加えて沿線市町村においては地域振興、観光振興の核となる側面も有していることから、県としても三陸鉄道の早期復旧への支援策を講じること</p>	<p>三陸鉄道については、令和元年台風第19号被害からの早期復旧に向け、南阿蘇鉄道と同等の国の補助スキームを活用して国、県、沿線市町村の支援により三陸鉄道災害復旧事業を進めているところです。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(岩泉町) 1 台風等による豪雨災害の対応について (1) 災害時における人的支援体制の構築について 大規模な災害に備え、技術職員の派遣や応援体制、コンサルタント業務の実施など、早急な対応が取れるよう、県が主体となり事前の総合的な災害対策のシステム化を要望</p>	<p>災害時における人的支援体制については、県が被災市町村からの応援職員の派遣要請をとりまとめ、県市長会・町村会を通じて県内市町村に対し派遣要請を行うほか、県職員を派遣するなど、県内での確保に努め、充足できない要請数分については、全国の市区町村に対し派遣要請を行い、必要な応援職員が確保されるよう努めているところです。 また、国では、災害の規模が大きく、県内で応援職員を充足できない場合には、短期派遣の仕組みとして、被災市区町村応援職員確保システムを運用しているほか、令和2年度からは、都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずることとされたため、必要な場合には、これらの制度も活用しながら、被災市町村に迅速な支援が行えるよう取り組んでいきます。</p>	<p>総務部 政策地域部</p>	<p>人事課 市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(岩泉町) 1 台風等による豪雨災害の対応について (2) 災害復旧制度の抜本的な見直しについて 激甚化する台風災害や豪雨災害に対して、現行の災害復旧制度では無理が生じている現状にあるため下記について要望 ① 災害復旧は原形復旧が原則で、改良復旧はハードルが高く、今後さらに激甚化する災害から人命や財産を守るためにも、改良復旧が簡易にできるよう制度化を要望</p>	<p>改良復旧は、再度災害の防止の観点から制度化されていますが、簡易にできるような制度化については、要望の趣旨を踏まえ、国に要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町)</p> <p>1 台風等による豪雨災害の対応について</p> <p>(2) 災害復旧制度の抜本的な見直しについて</p> <p>激甚化する台風災害や豪雨災害に対して、現行の災害復旧制度では無理が生じている現状にあるため下記について要望</p> <p>② 災害査定は、原則2か月以内、かつ年内で終了する必要があるが、甚大な災害などでは、そのようなスケジュールでは全く対応が出来ないことから、制度の見直しを要望</p>	<p>平成28年台風第10号や令和元年台風第19号の災害など、甚大な被害が発生した場合は、査定の効率化による図面の簡素化など、早期査定が実施できるように制度が創設されており、また期間においても、査定準備状況を踏まえ、年を越えて必要期間実施するなど、国において柔軟に対応していただいています。</p> <p>制度の見直しについては、必要に応じて要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(岩泉町)</p> <p>1 台風等による豪雨災害の対応について</p> <p>(2) 災害復旧制度の抜本的な見直しについて</p> <p>激甚化する台風災害や豪雨災害に対して、現行の災害復旧制度では無理が生じている現状にあるため下記について要望</p> <p>③ 災害復旧工事は、制度上、合計3年で完了することとされており、繰越制度を最大限利用しても5年で完了させなければならず、激甚化する災害では、その期間で完了させることが非常に厳しいことから、制度の見直しを要望</p>	<p>災害復旧事業については、早期復旧が必要なことから、原則発災年を含む3か年で復旧に必要な予算措置がなされるものです。</p> <p>なお、復旧期間の見直しについては、被災規模や復旧の進捗状況等を踏まえ、状況に応じた期間の延長等を国へ要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(岩泉町)</p> <p>1 台風等による豪雨災害の対応について</p> <p>(2) 災害復旧制度の抜本的な見直しについて</p> <p>激甚化する台風災害や豪雨災害に対して、現行の災害復旧制度では無理が生じている現状にあるため下記について要望</p> <p>④ 予算は初年度に手厚く配分されるが、初年度に工事発注することは難しく、翌年度は明許繰越予算となり、予算上完了させるには期間的に無理が生じることから、大規模災害の際には予算配分について柔軟な対応を要望</p>	<p>大規模災害が発生した際の予算配分等については、規模や発生時期により執行可能予算が異なるため、被災公共団体を意向を踏まえた配分となるように、柔軟な対応がなされているところです。</p> <p>引き続き、被災市町村の意向等を踏まえ、柔軟な対応が行われるように国へ要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町) 1 台風等による豪雨災害の対応について (3) 災害復旧の委託業務における財源措置について 災害復旧を実施するためには、災害査定準備や災害復旧工事の発注などについて、コンサルタントなどに委託業務を発注し、測量設計などを行う必要があるが、委託業務については、財源措置が乏しく、多額の単独費での支出が伴うことから、補助金による手厚い財源措置を講じるよう要望</p>	<p>国庫負担申請用査定設計に要する経費については、原則単独費となっておりますが、橋梁等の特殊な災害のほか、激甚災害指定された場合は、査定設計委託費補助により、財政支援が講じられます。引き続き、地元負担の軽減を図るよう国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(岩泉町) 1 台風等による豪雨災害の対応について (4) 土砂災害危険箇所の土砂流出防止対策について 本町の土砂災害危険箇所は1,037箇所(令和元年6月末現在)があるが、そのうち対策がなされている箇所は28か所となっている。ついては、未対策箇所についての早急な調査及びその対策を講じられるよう要望</p>	<p>土砂災害対策については、避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所や、被災履歴がある箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(岩泉町) 2 道路交通ネットワークの整備促進について (1) 一般国道340号の整備促進について 一般国道340号については、相当区間が未改良の状態にあり、特に岩泉側の落合地区から押角間の未改良区間9kmは幅員も狭く、見通しが悪いことから、早期の改良整備に着手されるよう要望</p>	<p>国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続していることから、整備の必要な区間と認識しています。 このうち、平成26年度に事業化した峠部(押角峠)の約3.7km区間について、令和元年度はトンネル舗装や設備工事を進め、令和2年度の完成に向けて引き続き整備推進に努めていきます。 また、峠部以外の未改良区間については、事業化を見据えながら、必要な調査を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町) 2 道路交通ネットワークの整備促進について (2) 一般国道455号の防災機能強化について 一般国道455号については、盛岡市玉山地区から当町小本地区までの整備促進を図るため、調査費を予算化するとともに、防災の観点から、今後の大規模災害においても二度と寸断することがないよう、道路の嵩上げと道路の切り替え整備について要望</p>	<p>一般国道455号は岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しております。 盛岡市玉山地域などの急カーブ・急勾配の解消及び拡幅整備については、路線としての信頼性を高めるための改良の必要性を勘案しながら検討していきます。(C) また、異常気象時においても救援活動等が可能な、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を目指し、町内6か所において、再度災害防止を考慮した道路のかさ上げ等により、防災機能の強化を行っていきます。(B)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>
<p>(岩泉町) 2 道路交通ネットワークの整備促進について (3) 一般県道大川松草線の整備促進について 一般県道大川松草線については、起点の大渡地区から唐地公民館までの区間について、バス路線でもあることから2車線に、唐地公民館から櫃取の区間については、車両のすれ違いが容易となる道幅に、また、道路改良が完了するまでは、各所に待避所を早急に整備されるよう要望</p>	<p>一般県道大川松草線の「本町～大広」工区については、平成25年度に事業着手し、大川小学校前まで道路改良工事が完了したところです。 令和元年度は残りの区間の用地取得を進めるとともに、用地取得が完了した所から一部工事に着手しました。(A) 待避所整備を含め、その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>(岩泉町) 2 道路交通ネットワークの整備促進について (4) 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線については、未改良部分の整備促進、特に普代小屋瀬線の松ヶ沢から燃壁付近と安家小中学校から川口付近については、車両のすれ違いが容易となるよう早期着手を要望</p>	<p>一般県道普代小屋瀬線の「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画としており、引き続き整備推進に努めていきます。(A) 松ヶ沢から燃壁付近の車両のすれ違いが容易となる整備については、「松林～坂本」工区として、地域の実情に応じた1.5車線の道路整備として平成25年度に事業化し、平成28年度には一部工事を実施したところであり、災害復旧工事と調整しながら整備推進に努めていきます。(A) 安家小中学校から川口付近の車両のすれ違いが容易となる整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 一般県道普代小屋瀬線のその他の区間及び一般県道安家玉川線についても、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町) 2 道路交通ネットワークの整備促進について (5) 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について 主要地方道宮古岩泉線については、岩瀬張橋付近から松の木橋の区間及び町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間並びに有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間の拡幅を要望。特に岩瀬張橋付近から松の木橋付近については、車両のすれ違いが容易となるよう早期着手を要望</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線については、町役場有芸支所付近から栃の木地区間の蝦夷館地区について平成24年度に一部区間の路肩拡幅を行っており、その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 一般県道有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間については平成24年度までに1.5車線の道路整備を行っております。 更なる道路整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(田野畑村) 1 中国産菌床をもちいて国内で生産されたしいたけに関する対応について 特用林産物として中山間地域での農林業を支える「菌床栽培しいたけ」について、中国から輸入された菌床(菌糸)及び、その菌床を使用し国内で生産されたしいたけの生産量が急増している。これらのしいたけについては、国内産と表示され市場に流通しており、本村においては生産者単価が下落するなど、国内産の菌床から生産されたしいたけの競争力低下が危惧されるとともに、食品としての安全性が懸念されている。このことから、県内産地の販売量や生産者単価への影響などの実態を調査の上、表示に対する改善や生産者支援などの対策を講じることについて、関係市町村と一丸となって国に働きかけるよう要望</p>	<p>日本国内に輸入された菌床から発生したしいたけについては、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に基づき、原産地を表示して販売されておりますが、県が行った聞き取り調査において、輸入菌床を使用したしいたけの生産及び販売事例が県内では確認されていません。生産者単価への影響については、平成30年度の県平均単価が前年に比べ低下していますが、しいたけの価格が天候や市場の需要動向など様々な要因により変動することから、輸入菌床から生産されたしいたけが価格へ及ぼす影響について調査することは難しいと考えています。 現在、林野庁が消費者庁と連携し、菌床の原産地の適切な表示方法について検討を行っているところであり、県としてはこの動向を踏まえつつ、適切な表示方法や生産者支援などの対策について必要に応じて国への働きかけを検討していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>林業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(田野畑村) 2 ツキノワグマの保護管理に係る特例捕獲許可の上限数の引上げについて 本村における捕獲のペースは6月末の時点で、平成29年8頭、平成30年7頭、令和元年12頭と急増しており、現在設定の事前配分上限数16頭では、特例適用期間(5月～10月)の前半で到達してしまい、それ以降は通常の捕獲許可手続きにより対応の遅れが懸念されることから、特例捕獲許可の上限数の引上げについて要望。また、村内でのツキノワグマ目撃情報の中で、主要地方道岩泉平井賀普代線(沿岸部)での目撃が毎年多いことから、クマの飛び出しによる衝突事故や人身被害の発生を防ぐため、道路沿いの草刈作業を適期かつ定期的実施することを要望</p>	<p>ツキノワグマは、年によって繁殖率が大きく変動するため、捕獲数と生息域の適切な管理を行わなければ、生息状況が悪化する恐れがあるため、毎年度、捕獲上限数を設定しています。 近年の出没・被害件数の増加を踏まえ、市町村の臨機による迅速な被害対応を促進するため、事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可など、市町村と連携して人身被害の防止や農林業等被害の軽減に最大限努めており、本年度は、特例許可の適用期間を延長するとともに、上限数である事前配分頭数を増加したところです。 県としては、ツキノワグマの地域個体群を長期にわたり安定的に維持しながら被害を軽減するため、これまでの捕獲の状況を踏まえながら、必要な検討を行っていきます。 なお、従前から不測の事態により人身に対する被害が発生している場合や、人身に対する危害が切迫しており緊急を要する場合において市町村に捕獲許可の権限を委譲しています。</p> <p>主要地方道岩泉平井賀普代線の草刈については、道路パトロールにより状況把握に努め、必要に応じて対応していきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>自然保護課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(田野畑村) 3 和野地区山腹崩壊の施業について 平成30年9月の大雨災害により、和野地区山腹の一部崩壊が確認され、その後も崩壊が拡大した。同エリアを通る村道は、被災した沿岸部と国道や学校、商店街がある内陸部を結ぶ主要な交通路線となっており、被災した沿岸域の住民や水産業従事者はかなりの距離の迂回を強いている。今後の復旧においても、その崩落規模から長期的な通行への支障が予測されることから、これらの復旧方針について、山腹崩壊斜面の復旧方法、仮設方法、工事期間、村道の全面通行止め期間等を含め、早期の通行確保が図られるよう検討を要望</p>	<p>治山事業については、地域の実情を踏まえながら、「人家」や「重要な公共施設」などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しているところでは、地質調査等を実施し、その結果を踏まえ、一部区域の工事に着手しており、残りの区域についても早期に復旧対策を進めていきます。 今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、順次危険箇所の解消に努めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林保全課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(田野畑村) 4 明戸海岸の消波ブロック等の整備促進について 本村の明戸海岸について、東日本大震災の津波により消波ブロックが海中や波打ち際に散在しており、三陸海岸の風光明媚な景色が損なわれているため、消波ブロックの移設または撤去について、十分な予算の確保と計画的な整備の実施を要望。併せて、明戸海岸沖の人工リーフの再整備を検討の上、海水浴や海洋レジャーのフィールドとして利用できる海岸保全・整備を促進することを要望</p>	<p>明戸地区海岸の人工リーフは、波浪の低減と砂浜の侵食防止を目的に平成3年度に事業に着手し、平成10年度に工事が完成しています。 東日本大震災津波により人工リーフの一部(消波ブロック)が飛散したところですが、当該箇所の水深が浅く、作業台船による引上げなどができないことから、この消波ブロックの撤去方法について、これまで検討を進めてきたところです。引き続き、明戸地区の海岸保全上、最適な対策と必要な予算の確保について検討していきます。(B) なお、人工リーフの再整備については、現在、砂浜の侵食が確認されていない状況であることから、今後の砂浜の侵食状況等を踏まえ、その必要性について検討していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>
<p>(田野畑村) 5 北山崎園地のトイレ改修について 北山崎園地のトイレ(県管理)で、老朽化により一部使用出来ない箇所があり、利用に支障をきたしている。インバウンド需要への対応と併せて、洋式トイレへの変更を含めた大規模改修を要望。また、同園地内のビジターセンターには洋式トイレが一つもなく、誘客にも影響するものであり、早急な洋式化を図ることを要望</p>	<p>自然公園等施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 御要望のトイレの改修については、現地調査の上、自然環境整備計画(令和2年度～6年度)に位置付け、整備に向け取り組みます。また、整備に関する費用に係る十分な予算の確保についても国に要望しているところです。 北山崎ビジターセンターは、みちのく潮風トレイルのサテライト施設に位置付けられており、機能の充実強化のための十分な予算の確保についても国に要望しているところです。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>自然保護課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(田野畑村) 【台風第19号災害に関する要望】 6(1) がけ地や急傾斜地の復旧に向けた県事業の創設</p>	<p>台風第19号などによるがけ崩れ等の復旧については、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業など、既存の国の補助事業を活用し対策を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(田野畑村) 【台風第19号災害に関する要望】 6(2) 地域産業の再生支援と観光誘客への広域的対応</p>	<p>県では、被災した中小企業の施設・設備の復旧に向けて、既存の「中小企業経営安定資金(災害対策)」に加え、県が保証料を全額補給することにより、利用者に保証料を負担させない融資制度である「中小企業災害復旧資金」を9月補正予算で措置したところです。</p> <p>また、国による「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」の「地域企業再建支援事業(自治体連携型補助金)」を活用し、被災した事業者の復旧に要する経費の4分の3を市町村に補助する「地域企業再建支援事業費補助」を12月補正予算で措置しました。</p> <p>引き続き、被災事業者の復旧・復興の取組を加速し、早期に地域経済を立て直していくよう取り組んでいきます。</p> <p>さらに、観光誘客に向け、観光ホームページやSNS等での情報発信、誘客イベントなど、あらゆる機会を捉えて、本県に安心してお越しいただけることを発信しているところです。</p> <p>今後も、幅広い関係者との連携を強化し、国内外の観光客の誘客拡大に取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課 観光課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(田野畑村) 【台風第19号災害に関する要望】 6(3) 常習化する自然災害に備えるための防災体制の強化</p>	<p>県では、平成28年の台風第10号災害の教訓を踏まえ、大雨豪雨による災害が予想される場合、市町村における災害対応を支援するため、関係機関及び有識者等で構成する「岩手県風水害対策支援チーム」を平成29年5月に設置し、市町村における避難勧告等の発令状況を確認し市町村に助言する体制を整備しています。</p> <p>令和元年台風第19号接近時には、当該チームを2回招集し、明るい時間帯に避難を完了するなど、適切な災害対応について県から市町村に助言したところであり、引き続き風水害に対応した取組を強化していきます。</p> <p>また、自治体等の職員の災害対応力の向上を図るため、岩手大学と連携し、「防災・危機管理エキスパート育成講座」等を開設しているほか、市町村の防災担当者を対象とした図上訓練や研修会を実施し、災害対応力の強化に努めています。</p>	<p>総務部</p>	<p>総合防災室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(普代村) 1 県営堀内漁港北側整備部分の活用策について 県営堀内漁港の北側整備部分については、平成18年度まで地域水産物供給基盤整備事業において整備いただいたが、堀内漁港の船の港勢が減少したことから漁港拡大が過度の整備になるとの判断により休止(中止)となり、以後10年以上にわたり手つかずの状態となっている。については、堀内漁港北側整備部分において藻場造成やウニ・アワビなどの増養殖施設等として有効活用の先行事例となるよう、積極的な検討・取組を要望</p>	<p>堀内漁港は、ワカメ等の海面養殖業の生産拠点として重要な役割を有していることから、国の動向を踏まえつつ、水産業振興施策と併せ、基礎となる漁港等の整備を推進していきます。 令和2年度につきましては、北側整備部分の活用における地域ニーズに基づき、ウニ、アワビの増養殖場としての活用など、漁港の多目的利用に向けた調査に取り組むこととしています。 また、令和元年度から、地域経営推進費により、太田名部漁協において魚礁を設置し、ナマコの増殖試験を実施しているところであり、試験で得た知見を今後の漁港泊地の有効活用に活用していきます。</p>	農林水産部	水産振興課 漁港漁村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(普代村) 2 一般県道普代小屋瀬線の改良について 一般県道普代小屋瀬線の本村内、茂市地区(年内渡橋)と普代元村(国道45号)間2.5キロメートルは一部の一次改良に止まっており、沿線住民から生活に密着する国道アクセス路線として早急な整備が強く求められている。本路線の早急な事業化・着工について要望</p>	<p>国道45号から1.8kmの区間については、平成29年度に1.5車線の道路整備計画による道路概略設計の完了後、計画について地元との合意形成を図ったところです。 御要望の区間については、令和2年度より、現地測量・設計に着手予定です。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(普代村) 3 主要地方道岩泉平井賀普代線の改良促進について 主要地方道岩泉平井賀普代線の本村普代橋から黒崎間は、地形・地質が悪く法面崩落が多発し、危険な個所が連続しており、早期の危険解消が急務な状況のため、普代橋から普代浜トンネル間の災害防除事業の促進と歩道整備について要望。また、太田名部トンネルから黒崎トンネル間は、東日本大震災以降少しの高波でも通行できなくなる状況にあるため、海側の消波対策等についても要望</p>	<p>平成30年度着手した普代浜トンネル付近落石崩壊危険箇所の落石対策詳細設計が令和元年度完了したことから、令和2年度は、普代浜トンネル付近の用地測量を実施する予定であり、引き続き防災対策を進めていきます。(A) 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている状況です。 御要望の普代橋から普代トンネル間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 御要望の区間は、令和元年度消波対策工法の設計が完了する予定であり、引き続き波浪時の道路への波打ちによる影響の解消に向けて取り組んでいきます。(A)</p>	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(普代村) 4 主要地方道岩泉平井賀普代線・三陸沿岸道路普代インターチェンジ付近の改良工事について 普代道路に接続する、主要地方道岩泉平井賀普代線の普代インターから普代村役場間は、大雨時には度々冠水しているため、道路の嵩上げ・水路の改修等による冠水対策を通じ、災害等が発生した際にも安全に安心して車での避難行動ができるよう、早急な対策について要望</p>	<p>普代川の沢山橋から下流区間については台風第10号の出水状況を踏まえた浸水原因の検証と対策検討を平成30年度から継続して行っているところです。 なお、普代川の検討を踏まえ、普代川の溢水以外の要因の可能性の有無について、主要地方道岩泉平井賀普代線及びその周辺地区の排水処理も含めて普代村と連携し、確認・検証を進めていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>(普代村) 5 二級河川普代川・茂市川及び普代川河口の整備について 二級河川普代川及び茂市川は、大雨時に氾濫を繰り返しており、本村旭日区内では、床下浸水等の家屋への被害が度々発生している。また普代川河口は、導流堤が東日本大震災津波で被災し、現在も復旧等工事が進められており、ふ化放流事業用の鮭の遡上にも極めて大きな支障が出ている。については、その越波対策を含め河口部分の復旧整備の促進と、普代川・茂市川の河床整備・護岸整備などの治水対策について万全を期していただくよう要望</p>	<p>【河口部分の復旧・整備及び越波対策について】 普代川の河口部分の越波対策を含めた復旧整備として、越波の低減と河口閉塞を防止するため、導流堤の高さを従前より嵩上げすることとし、令和2年度の完成を目指して工事を進めているところです。 また、導流堤復旧後には汀線の状況を経過観察しながら、事業の効果を検証していくこととしています。(A) 【普代川・茂市川の河床整備・護岸整備などの治水対策について】 普代川及び茂市川の平成28年8月の台風第10号災害により被災した河川管理施設について、平成30年度までに工事を完成したところです。 また、治水対策については、台風第10号の出水状況を踏まえ、昨年度から原因の検証を行っているところであり、更には令和元年台風第19号被害の状況や周辺の土地利用状況や緊急性、重要性を勘案しながら検討することとしております。(B)</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>(普代村) 6 普代水門の震災遺構としての活用について 普代水門を震災遺構として内外に広く伝承するとともに、開かれた場として整備し、みちのく潮風トレイル・三陸ジオパークとも併せ、村としても普代浜園地キラウミの整備を進めることで、震災学習・インフラツーリズムの場としての活用が期待される。については、普代水門を見学される方々の利便性を向上するため、見学展望デッキの整備について支援を要望</p>	<p>普代水門については、震災学習・インフラツーリズムの場としての活用が見込まれることから、既存の防潮堤天端を見学用スペースとして活用するなど、引き続き貴村と支援方策について協議を進めていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(普代村) 7 黒崎園地周辺のバリアフリー化と施設整備について (1) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業と老朽化が進む黒崎野営場の一体的再整備</p>	<p>みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け皿として、大きな可能性を持っていると認識している。 県ではこれまでも、東日本大震災津波により被災した三陸復興国立公園内の自然歩道や園地など自然公園施設の早期復旧と、老朽化が進んでいる施設の計画的な修繕に取り組むとともに、これらの施設整備に要する費用に対し、十分な予算を確保するよう国に要望してきたところです。 御要望のありました、黒崎野営場の施設修繕については、現地調査の上、公共预算の動向等を見極めながら、自然環境整備計画への位置付けについて引き続き検討していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>(普代村) 7 黒崎園地周辺のバリアフリー化と施設整備について (2) みちのく潮風トレイルの利用者の十分な安全対策と路程管理への支援</p>	<p>みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け皿として、大きな可能性を持っていると認識している。 県ではこれまでも、東日本大震災津波により被災した三陸復興国立公園内の自然歩道や園地など自然公園施設の早期復旧と、老朽化が進んでいる施設の計画的な修繕に取り組むとともに、これらの施設整備に要する費用に対し、十分な予算を確保するよう国に要望してきたところです。 御要望のありました、みちのく潮風トレイルの安全対策については、現地調査の上、公共预算の動向等を見極めながら、自然環境整備計画への位置付けについて引き続き検討していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>(普代村) 7 黒崎園地周辺のバリアフリー化と施設整備について (3) 陸中黒崎灯台を観光地化するための環境整備及び展望台施設のバリアフリー化に対する支援</p>	<p>みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け皿として、大きな可能性を持っていると認識している。 県ではこれまでも、東日本大震災津波により被災した三陸復興国立公園内の自然歩道や園地など自然公園施設の早期復旧と、老朽化が進んでいる施設の計画的な修繕に取り組むとともに、これらの施設整備に要する費用に対し、十分な予算を確保するよう国に要望してきたところです。 御要望のありました、黒崎灯台施設のバリアフリー化については、現地調査の上、公共预算の動向等を見極めながら、自然環境整備計画への位置付けについて引き続き検討していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(普代村) 【令和元年台風第19号災害に関する要望について】 (1) 被災者生活再建支援法の適用外となる被災者への支援の充実</p>	<p>台風第19号災害においては、国による被災者生活再建支援制度が適用されない市町村の全壊世帯、大規模半壊世帯及び、国の制度の支援対象となっていない半壊世帯、床上浸水世帯に対しても支援金を支給する県単独事業を実施しているところであり、県としては、市町村と連携し、被災者の生活再建を支援していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(普代村) 【令和元年台風第19号災害に関する要望について】 (2) 災害応急対策等への特別交付税による財政措置</p>	<p>県では、県内で甚大な被害が発生していることを踏まえ、国に対して、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度を含め、復旧・復興に要する経費に対する特段の財政措置を要望しています。 今後も引き続き村との連携を密にし、復旧・復興事業に係る財政需要や財政状況等を適切に把握するとともに、国に対しても村の実情を丁寧に説明しながら、特別交付税の重点配分など必要な財政措置が講じられるよう働きかけていきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>(普代村) 【令和元年台風第19号災害に関する要望について】 (3) 災害復旧事業の早期実施と制度の拡充等</p>	<p>県では、令和元年台風第19号災害発災後、広域振興局や農業改良普及センター等に相談窓口を設置し、農林漁業者の今後の生産活動の継続や再開に向けた助言を行ってきたところです。 また、農林水産業被害に対する早期復旧に向け、国の支援策も活用しながら、 ①農業施設や機械の整備、修繕等に要する経費 ②種苗の播き直しや代替粗飼料の確保に要する経費 ③農地及び農業用施設の復旧に要する経費 ④林道の復旧に要する経費 ⑤水産業共同利用施設の復旧に要する経費 ⑥漁港施設、漁港環境集落施設の復旧に要する経費 ⑦被災した農業者や漁業者を対象に、借入に係る金利負担の軽減措置などについて、令和元年度9月補正予算を措置し、復旧を進めているところです。 県としては、被災農林漁業者の復旧に係る負担を軽減し、意欲を持って生産活動ができるよう、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら取組を進めていきます。</p> <p>市町村が実施する公共土木施設の災害復旧事業については、関係実務に関する助言や技術的支援を行い、国等の関係機関とも連携しながら早期復旧に向けて取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
		県土整備部	砂防災課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(普代村) 【令和元年台風第19号災害に関する要望について】 (4) 普代川・茂市川の河道整備及び治山・砂防施設の整備</p>	<p>普代川及び茂市川の平成28年8月の台風第10号災害により被災した河川管理施設について、平成30年度までに工事を完成したところです。 また、治水対策については、台風第10号の出水状況を踏まえ、昨年度から原因の検証を行っているところであり、更には令和元年台風第19号被害の状況や周辺の土地利用状況や緊急性、重要性を勘案しながら検討することとしております。(B) 台風第19号により土砂流出した箇所、今後の降雨等で更なる土砂流出等のおそれがある箇所において、必要な対策を進めることとしています。 なお、「普代の沢」では、既に事業化しており、早期整備に向け取り組んでいきます。(A)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課 砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>
<p>(普代村) 【令和元年台風第19号災害に関する要望について】 (5) 災害復旧に向けた助言・指導並びに土木技術職員等マンパワーの確保</p>	<p>技術職員等の派遣については、県が、被災市町村から応援職員の派遣要請等を取りまとめ、県市長会・町村会を通じて県内市町村に対し派遣要請を行うほか、県職員を派遣するなど、県内での確保に努め、充足できない要請数分について、全国の市区町村に対し派遣要請を行い、必要な応援職員が確保されるよう努めているところです。 県としては、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を強化するよう要望するとともに、引き続き被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(普代村) 【令和元年台風第19号災害に関する要望について】 (6) 土砂撤去など単独事業への補助・助成制度の創設</p>	<p>道路や河川に堆積された崩土及び林木等の除去については、災害復旧事業債の活用が可能となっており、後年度に元利償還金の47.5～85.5%が普通交付税により措置されます。 また、県では、県内で甚大な被害が発生していることを踏まえ、国に対して、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度を含め、復旧・復興に要する経費に対する特段の財政措置を要望しています。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(普代村) 【令和元年台風第19号災害に関する要望について】 (7) みちのく潮風トレイルの早期開通</p>	<p>みちのく潮風トレイルは、国、県、市町村など管理者が多様にわたっており、台風第19号による被災施設について、管理者ごとに復旧に向けて対応している状況です。 復旧に必要な事業費の確保に向け環境省と協議し、復旧可能な箇所から早期に工事に着手していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>(軽米町) 1 国道、県道、主要地方道の改良整備等について (1) 一般県道二戸軽米線の改良整備促進 (要望区間:一般県道二戸軽米線 延長 1,300m)</p>	<p>御要望の区間については、人家が連坦し、幅員が狭く、通学路でありながら歩道が設置されていないことから、改良整備が必要と認識しており、令和2年度より、現地測量及び詳細設計に着手する予定です。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(軽米町) 1 国道、県道、主要地方道の改良整備等について (2) 県代行事業の新規採択 町道板橋米田岡堀線「深渡橋」の県代行事業による橋りょう整備施工 (要望箇所:深渡橋 橋長L=120m)</p>	<p>県代行事業による道路整備については、事業の必要性、緊急性、重要性等が高く、用地補償が完了した箇所の中から、県全体の道路整備状況を踏まえ総合的に検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>(軽米町) 1 国道、県道、主要地方道の改良整備等について (3) 主要地方道軽米名川線の改良整備 (要望区間:向高家地区 延長 300m)</p>	<p>主要地方道軽米名川線の向高家地区については、用地課題等の理由により事業を断念した経緯があります。 早期の整備は難しい状況ですが、今後、ルート変更の可能性を含め、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(軽米町) 1 国道、県道、主要地方道の改良整備等について (4) 国道340号の改良整備 国道340号東北自動車道八戸線軽米IC～高家間のルート変更を伴った改良整備</p>	<p>国道340号の東北自動車道八戸線軽米IC～高家間の峠道については、2車線が確保されており、一定の交通機能を有していることから、早期の整備は難しい状況ですが、今後、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(軽米町) 2 二級河川瀬月内川の河川改修について 瀬月内川の整備を河川整備基本方針に組み入れていただき、抜本的な河川改修を早期に実施いただくよう要望(要望区間:新井田橋から尾田地区 延長13km)</p>	<p>瀬月内川(せつきないがわ)の浸水被害の軽減のため、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による国費を活用し、令和元年度、河道掘削や立木伐採を進めていきます。また、河川改修については、平成30年度から河川整備基本方針の策定作業を進めているところです。 なお、河川改修事業の実施については、沿川の土地利用状況や家屋の近年の浸水被害実績などを踏まえ、事業導入の可能性について引き続き検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(軽米町) 3 地域医療体制の整備について 県立軽米病院常勤医師6名体制の維持及び県立一戸病院精神科医師の確保を要望</p>	<p>県立軽米病院の医師の確保については、関係大学に対して医師の派遣を強く要請していますが、派遣元である大学においても、医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況となっています。 また、県立一戸病院の精神科については、複数の関係大学の精神科医局を訪問するなど、医師確保に努めているところですが、大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。 県においては、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に努めます。</p>	<p>医療局</p>	<p>医師支援推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(軽米町) 4 県立軽米高等学校の教育の充実と存続について 県においては、県下の小規模高校の共通の課題である、魅力ある学校づくり及び教育の質の維持・向上に向けた施策の一層の推進を要望。第一に教職員の確保に向けた少人数学級の導入の検討を要望。また隣接校との兼務発令、学校間連携の仕組みづくりやICT機器を活用した授業の導入など、小規模高校の教職員体制に対応した具体的な施策についての検討を要望</p>	<p>軽米高校においては、高等学校の教職員定数を定める標準法に基づいて定数を定めた上で、地域連携型の中高一貫教育の推進及び芸術科目の指導体制確保のため、計2名の加配を継続しています。 一方、高等学校における少人数学級の導入には、教職員定数の充実が必要であり、教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。 今後も国の標準法を踏まえつつ、隣接校同士が兼務発令等によって小規模校の課題である選択科目に係る専門教員の不足を相互に補完できるよう、学校の特色、現状、隣接校を含めた教科バランス等を勘案して教職員配置を検討していきます。(B、02) また、ICT機器を活用した授業については、県教育委員会において、遠隔授業に係る文部科学省の指定を受け、「小規模な高等学校における教育の質を確保するための遠隔授業の実証的調査研究」を行い、効果や課題について検討をしてきたところです。小規模校同士が連携し、相互の教育資源を活用する遠隔授業は、小規模校における教育の質を保障する上で有効な手段であり、令和元年度から対象校を2校から軽米高等学校を含む7校に拡大し、多様な組合せでの連携を実証しており、引き続き実用化に向けた取組を推進していきます。(B、02)</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>(軽米町) 5 企業誘致に係る支援について 県北地域をはじめとする当町への雇用機会の創出を図るため、企業情報の提供及び製造業やソフトウェア業などの企業誘致の推進について要望</p>	<p>県では、「特定区域における産業の活性化に関する条例」等に基づく地方税の減免措置や、平成29年度から対象業種の拡大や補助要件の緩和を行った企業立地促進奨励事業費補助制度をPRするとともに、県北広域産業力強化促進事業費補助制度を活用し、中小企業の設備投資を支援することにより地域全体の産業競争力を強化し、企業誘致に結びつけていきます。 また、企業誘致を含めたものづくり産業の振興については、産業人材の育成・確保の取組が重要であることから、県では、「県北ものづくり産業ネットワーク」等による、出前授業、工場見学等の実施を支援するとともに、UIターン促進の取組を強化しているところであり、今後も連携を強化しながら軽米町と一体となって取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(軽米町) 6 再生可能エネルギー対策の普及推進について 国は令和11年度の再生エネルギーを22～24パーセントとする目標を掲げており、この目標を達成するためには、送電網の増強整備が重要であるが、岩手県北部地域においては施設整備の基盤となる送電網が脆弱であり、再生可能エネルギー事業の促進において緊急課題となっているため、施設整備の基盤となる送電網の強化や設備費用の地域間格差解消、送電網整備に係る工期の短縮に向けて、国に要望するなど積極的な取組を要望</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行っており、今後も要望を継続していきます。 なお、電力インフラが脆弱な地域においては、接続費用が買取価格で想定する費用を上回るなど、地域間格差が生じており、本県の恵まれた再生可能エネルギーの活用を促進するためには、送電網の増強支援とともに、接続費用の地域間格差解消に向けた施策の展開が必要であると認識しています。 現在、電力系統の運用調整を担う電力広域的運営推進機関により、本県を含む東北北部エリアなどの送変電設備の増強が必要な地域について、複数事業者が共同で設備増強することにより費用負担の軽減を図る取組(＝募集プロセス)が進められているところです。 また、国においては、混雑時の出力抑制など、一定の条件下で接続を認める取組(＝日本版コネク&マネージ)が進められています。 県においては、このような新たな取組の効果を注視しつつ、市町村や事業者等との意見を踏まえながら、引き続き国に対して送配電網の強化を働きかけるなどの取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(洋野町) 1 テレビ共同受信施設の設備更新に対する支援について テレビ共同受信施設の光化を含む施設更新にかかる財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県における支援制度の創設について要望</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。 また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。 今後も、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	政策地域部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(洋野町) 2 社会資本整備総合交付金の確保について 本町のまちづくりが計画どおり推進できるよう社会資本整備総合交付金の国における予算の確保及び要望額に対する十分な配分が図られるよう要望</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和元年6月及び11月に行った「令和2年度政府予算提言・要望」等により、継続的に国へ提言・要望を行っています。 令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度政府予算案では、公共事業関係費全体で概ね令和元年度と同額程度の予算が確保され、また、社会資本整備総合交付金等に加え、地方自治体事業の集中支援を可能とする個別補助制度が創設・拡充されました。 今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するため、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国に働きかけるなど、財源確保に努めていきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(洋野町) 3 道路施設の定期点検への財政支援について 橋りょう等の道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、国が定める統一的な基準により、橋りょう・トンネル・横断歩道橋・門型標識・シェッド・大型カルバート等の点検を5年に1回の頻度で近接目視により行うことが道路管理者の義務として明確化されている。これに要する経費は、社会資本整備総合交付金の対象となるものの、事業費の約37パーセントは自治体負担となる。また、一般的調査や経常的な点検・調査等の経費については、地方債の対象とならないとされていることから、自治体の一般財源負担となり、財政基盤の脆弱な本町にとって、公共施設の老朽化対策などに大きな影響を受けるため、定期点検経費の地方負担額への財政支援について国への働きかけを要望</p>	<p>道路施設の老朽化対策については、各道路管理者が点検・補修をすることとされており、その財政措置については、これまでも国の防災・安全交付金などにより措置されているところですが、県としても、計画的に点検、診断、補修等を実施できるよう、国に対し財政支援を要望しています。 御要望のあった、道路施設の定期点検に対する財政支援についても、今後も引き続き国に対して働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(洋野町)</p> <p>4 八戸・久慈自動車道(高規格幹線道路)の早期整備促進について</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興に不可欠な「命の道」としての道路整備を推進するため、その予算を十分確保いただくとともに、安全で安心な生活環境を向上させるために極めて重要な高速道路網である「八戸・久慈自動車道」の一日も早い完成を要望</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される幹線道路ネットワークの構築が必要不可欠と考えています。県ではこれらの復興道路等について、国の『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針に沿って着実に整備を進め、三陸沿岸道路について、復興・創生期間が終了する令和2年度までに全線完成することを国に対し要望しています。</p> <p>令和元年8月8日には、三陸沿岸道路について、令和2年度の全線開通の見通しが公表されたところです。</p> <p>県としては、今後とも関係機関と連携を図りながら、国に対し早期全線完成に向けて強く要望働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(洋野町)</p> <p>5 地域公共交通の維持確保対策について</p> <p>本町では、地域住民の生活交通手段の確保は重要な政策と捉え、財政状況が厳しい中であっても、町営バス3台による自主運行のほか、民間路線バス2路線は、町と関係市町村からの委託補助金により、また、久慈大野線は国庫補助である地域間幹線系統補助を受けて維持運行している。しかし久慈大野線の国庫補助採択は極めて厳しい状況が続いており、関係機関と共同で利用促進対策を講じているほか、町単独事業として高校生を対象に地域生活バス路線利用促進奨励制度を設け、路線の維持確保に取り組んでいるが、令和2年度には被災地特例による激変緩和措置が終了するため、補助対象から外れる可能性がある。県の配慮により平成30年度から被災地通学支援事業を実施いただいているが、人口減少が進む過疎地域における住民の暮らしを守るため本、地域間幹線系統補助の激変緩和措置の継続並びに地域公共交通に係る積極的な支援を要望</p>	<p>県では、国が「当分の間」としている地域間幹線系統補助に係る激変緩和措置について、地域の生活の足の確保のため、一定程度継続するよう、国に対し要望を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。</p> <p>また、県では、令和元年度新たに関係市町村やバス事業者等をメンバーとしたバス路線活性化検討会を開催し、バス路線の利用促進策や路線の見直しの検討を行っているほか、また、地域内公共交通構築検討会において、市町村への支援のあり方等について検討しているところであり、全県的な視点で適切な公共交通体系を構築していきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(洋野町) 6 県立種市高等学校及び大野高等学校における教育環境の充実について</p> <p>岩手県では、平成28年3月に策定された「新たな県立高等学校再編計画」の前期計画(平成28年～令和2年度)に基づき、平成30年度に種市高等学校普通科が、また、令和元年度には大野高等学校普通科が1学級の減となった。本町の高等学校教育の機会は何とか確保されたものの、1学級減に伴う教職員数の減が今後支障を来すことが懸念される。ついで、高等学校教育機会の確保はもとより、特色ある学校づくり・魅力ある学校づくりに向けて、教職員の加配措置等による「教育の質の確保」をはじめ、「教育環境の充実」について要望</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。</p> <p>こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図っていきます。</p> <p>また、教職員の配置については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律(標準法)」に基づいた上で、種市高校には普通科・専門学科併設校としての多様なカリキュラムを実現するために1名を加配しており、大野高校には学校の実情などを考慮し配置するとともに、近隣の高校の教員が兼務することにより、教育課程の充実を図っているところです。</p> <p>今後においても、国の標準法に基づきながら、学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討するとともに、高等学校における教育環境の充実に向け、市町村等と様々な形で意見交換を行いながら、引き続き、学校の魅力づくりと教育の質の確保について取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>(洋野町) 【令和元年台風第19号災害からの復旧・復興について】 (1) 公共土木、農林水産施設の早期復旧 ① 災害査定迅速かつ柔軟な対応と、十分な事業費の確保</p>	<p>農地・農業用施設や林道、漁港施設等の復旧については、発災以降、国に対し、被災した農林水産関係施設の復旧に必要な予算の確保について要望してきたところであり、令和元年11月に公表された国の支援策を活用するとともに、国の支援策の対象とならない小規模な農地・農業用施設の復旧については県単独予算で措置するなど、復旧に向けた取組を進めてきたところです。</p> <p>また、災害査定については、国による机上査定限度額の引上げ等の効率化により、早期査定が実施され、令和2年1月10日までに完了したところであり、現在、復旧工事の早期発注に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、市町村等と連携しながら、一日も早い復旧に向け、取り組んでいきます。</p> <p>台風第19号災害においては、査定の効率化などにより早期査定が実施されたところであり、また市町村の査定準備状況を踏まえ、年を超えて査定を実施するなど柔軟な対応を行ってきたところです。</p> <p>災害復旧事業費についても、速やかに国の補正予算が編成され令和2年1月30日に決定されています。</p>	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
		県土整備部	砂防災課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(洋野町) 【令和元年台風第19号災害からの復旧・復興について】 ① 公共土木、農林水産施設の早期復旧 ② 原型復旧だけでなく、改良復旧の積極的な推進</p>	<p>台風第19号災害からの復旧に当たっては、将来にわたって安全性の確保に資する改良復旧が必要と認識しており、農林水産施設について、単に元に戻す原形復旧ではなく、災害に強い施設とするなど機能強化等の改良復旧も実現できるよう、国に対して働きかけていきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>改良復旧は、再度災害防止の観点から河川等災害関連事業として制度化されており、国からも積極的な活用が通知されているところであり、県としても積極的に推進していきます。</p>	県土整備部	砂防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(洋野町) 【令和元年台風第19号災害からの復旧・復興について】 ② 治水対策の推進 災害の未然防止に係る河道掘削及び樹木伐採の推進</p>	<p>浸水被害を防止するため、家屋連担箇所を中心に堆積土砂や立木により河川内の障害物が多い箇所を優先的かつ計画的に除去しているところであり、平成30年度は有家川の間沢地区について支障木除去を実施しました。令和元年度は有家川の萩の渡地区について支障木除去を実施中であり、また有家川の下権谷地区について河道掘削を実施中です。 今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、対応が必要な箇所について、計画的に河川の障害物除去の対応を進めていきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(洋野町) 【令和元年台風第19号災害からの復旧・復興について】 ③ 復旧・復興への財政支援 応急対策や補助の対象とならない漁港海岸の堆積砂や流木の除去等復旧・復興対策に係る特別交付税等の財政措置</p>	<p>県では、県内で甚大な被害が発生していることを踏まえ、国に対して、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度を含め、復旧・復興に要する経費に対する特段の財政措置を要望しています。 今後も引き続き町との連携を密にし、復旧・復興事業に係る財政需要や財政状況等を適切に把握するとともに、国に対しても町の実情を丁寧に説明しながら、特別交付税の重点配分など必要な財政措置が講じられるよう働きかけていきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村) 1 県道の整備促進について (1) 県道野田山形線の村内計画区間は改良済みとなったものの、久慈市への迂回路として、引き続き狭隘部分の拡幅整備を要望</p>	<p>主要地方道野田山形線の狭隘(きょうあい)部分の拡幅整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(野田村) 1 県道の整備促進について (2) 県道野田長内線(広内～中沢地区)は震災後数日間にわたり通行不能となったほか、低気圧などによる高潮の際にも危険な状態となり、地元住民からの強い要望もあることから、災害に強い道路として嵩上げなどの早急な整備を要望</p>	<p>一般県道野田長内線の御要望区間については、高潮対策として、現道沿いの区間に消波ブロックを平成26年度までに設置したところです。 御要望のありました道路の嵩上げ等の対策は、消波ブロック設置後も高潮による通行止めが発生していることや、通行止め時の広域迂回等を踏まえ、令和元年度は、対策工法の設計及び現地測量を進めています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(野田村) 2 津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備について (1) 野田湾の津波・高潮対策について 被災地の安心・安全なまちづくりや早期の住宅再建を図る上で、防潮堤・水門などの施設の早期完成と、国道45号の嵩上げを要望</p>	<p>前浜地区の防潮堤については、平成30年6月に完成し、現在は防潮堤背後の防潮林の造成を進めています。 今後も、地域住民の生命・財産が守られるよう、防潮林を整備していきます。</p> <p>野田湾の津波・高潮対策については、現在、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業を進めているところですが、今後も引き続き、令和2年度の事業完了を目標に早期完成を目指し必要な予算を確保しながら事業を推進します。 また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工しているところであり令和2年度完了を目標に事業を推進します。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林保全課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村) 2 津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備について (2) 下安家地区の津波・洪水対策について 復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策がなされているものの、地域住民や漁業関係者は依然として津波や洪水への不安を募らせている状況であり、水門等の津波対策や河川、さけ・ますふ化場への洪水対策など早急に講じられるよう要望</p>	<p>下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところです。 津波対策については、数十年から百数年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところであり、東日本大震災のような、最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のための、ソフト対策による多重防御による対策を進めておりますのでご理解願います。なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も支援したいと考えております。(C) また、洪水対策については、台風第10号の出水により浸水被害を受けた家屋等を守るため、治水対策の検討を平成30年度から進めており、令和元年度は詳細設計業務を実施しています。 なお、治水対策の検討にあたっては、地形的な特性や土地利用状況を考慮しつつ、貴村や地域の方々の意見をいただきながら整備に向けて取り組んでいきます。(A)</p>	県土整備部	河川課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>(野田村) 3 海岸保全対策について 本村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施いただいているが、特に、十府ヶ浦海岸の砂浜の浸食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しているため、早急に対策を講じられるよう要望。また、砂浜の再生についても早急に対策を講じられるよう要望</p>	<p>十府ヶ浦海岸の海岸線については、令和元年度の津波防御機能確保を目標に水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事を進めています。(A) 砂浜の侵食については、施設完成後の汀線の状況を注視しながら、野田村及び関係機関と調整し、対応を検討していきます。 野田玉川海岸については、現状を把握するため令和元年度測量調査業務を実施しており、これまでも毎月実施している海岸パトロールと併せて、今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。(C)</p>	県土整備部	河川課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村)</p> <p>4 河川の整備促進について</p> <p>本村の城内地区は、浸水被害多発地区であり、その対策として、本町地区から下流は既に河川整備が完了している。しかし城内地区の浸水対策は、更に上流部で計画されている分流河川整備が完成して初めてその効果を発揮するものであるため、現工事の早期完成と、完成後は直ちに分流河川整備に着手いただくよう要望。また、浸水被害を低減するため、二級河川宇部川の堤防の嵩上げ及び法面のコンクリート被覆並びに二級河川明内川及び泉沢川を含めた計画的な河道掘削を早急に実施されるよう要望</p>	<p>二級河川明内川の分流河川整備については、現在、村道前田小田川線沿いに分水路及び分水路の整備を進めているところであり、令和2年度完了を目指しています。(A)</p> <p>明内川上流部の放水路整備については、近年の出水被害状況など緊急性、重要性等を勘案しながら検討していきたいと考えており、令和元年度から明内川上流部の対策工法の比較検討を進めていきます。(B)</p> <p>平成28年度および平成30年度においては、台風第10号の被害を踏まえ、土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所を優先的に河道内の流下能力確保に努めています。(A)</p> <p>令和元年台風第19号被害を踏まえて、今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、計画的に堆積土砂の撤去や支障木除去を進めていきます。</p> <p>今年度は宇部川の野田地区について河道掘削と支障木除去を実施しています。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(野田村)</p> <p>5 旧秋田川の浸水被害対策について</p> <p>この地区の浸水被害は、洪水及び波浪時に河口水位の上昇によるバックウォーターで旧秋田川水門付近の河川水位が上がり排水できないことが大きく起因するものと考えられ、河道掘削は暫定的措置であることから、早急に原因調査と宇部川の水位が高くなった際に、旧秋田川から宇部川へ強制的に放流できる等の対策の実施を要望</p>	<p>旧秋田川に係る過去の内水(ないすい)による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しています。</p> <p>まずは、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において秋田川及び宇部川で河道掘削を行ってきたところです。(A)</p> <p>なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置し、平成30年度には秋田川に、洪水時の水位観測に特化した水位計(危機管理型水位計)を設置し、地域住民の円滑で迅速な避難行動や水防活動に資するため、水位観測体制の充実を図っています。(A)</p> <p>また、洪水時に旧秋田川の水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備については、県全体の内水対策にかかる緊急性等を総合的に勘案し、事業化を検討していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村) 6 北岩手・北三陸横断道路の整備促進について 内陸北部から三陸沿岸北部を結ぶ道路整備においては、高規格道路など抜本的改良の新たな整備計画は未だ見えてこない現状である。「北岩手・北三陸横断道路」を新たに地域高規格道路に位置付け、早急に整備されることを要望</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。 県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識しており、御要望の「北岩手・北三陸横断道路」を県北地域を横断する新たな地域高規格道路への位置付けについては、国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、県北地域の道路ネットワークのあり方について関係市町村とともに幅広く検討していきたいと考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(野田村) 7 医療費等の財政支援継続と助成の拡充について (1) 子どもの医療費助成事業の拡充について 県においても更に基準を見直し、対象者の範囲を拡充するとともに、財政支援の範囲についても拡充されるよう要望</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、医療費助成の対象者の範囲の更なる拡充や、受給者負担及び所得制限の撤廃を行う場合、多額の財源を確保する必要があるため、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(野田村) 7 医療費等の財政支援継続と助成の拡充について (2) 被災者の医療費等の一部負担免除に係る財政支援の継続について 被災者の命と健康を守るため、安心して医療が受けられるよう、財政支援を継続するよう要望</p>	<p>これまで財政支援の継続に当たっては、災害公営住宅の整備状況など被災地の生活環境や被災者の受療状況等を総合的に勘案しつつ、市町村の意向を踏まえて、毎年度判断してきたところです。 いまだ多くの被災者の方々が、応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面で不安を抱えている状況を考慮し、被災者の健康面、経済面での不安を軽減し、医療や介護サービス等受ける機会を確保するため、令和2年においても、これまでと同様の財政支援を継続します。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村)</p> <p>8 被災者住宅再建に係る支援制度の延長及び拡充について</p> <p>いまだ希望する形での住宅再建ができていない被災者もあり、全ての被災者が公平・確実に住宅再建の各種支援制度の適用を受けることができるよう、申請期間の延長を要望。また、現行の制度では、住宅の自力再建の場合、国の被災者生活再建支援金が最大300万円支給されるが、住宅価格の高騰等により、その効果は十分とは言えないため、被災者の自力再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の拡充について要望</p>	<p>県においては、東日本大震災復興基金を活用して、震災で家屋等に被害を受けた方に対し、太陽光発電導入費補助を行っています。この補助金については、被災者の状況等を勘案しながら、毎年度、事業継続の検討を行っているところであり、令和2年度においても引き続き、事業を実施することとしております。次年度以降についても、復興状況等を見極めながら、被災者が公平に支援を受けられるよう、補助事業の継続について検討を進めることとしています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、復興基金を財源に、市町村と共同で補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等を市町村に対して間接補助する「生活再建住宅支援事業」を実施しており、その事業実施期間については、平成30年2月に、令和2年度まで2年間延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行なうこととしました。今後とも住宅再建の状況等を勘案しつつ、市町村の意見も伺いながら、事業を進めていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
	<p>被災者生活再建支援金の申請期間については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、やむを得ない事情があると認められる場合には、国の通知により1年を超えない範囲で繰り返し再延長できるとされており、本支援金の事務を行う公益財団法人道府県センターと協議し、令和2年1月に、被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間の再延長が必要な市町村について、令和3年4月10日までの延長が決定されました。更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、同センターと協議していきます。</p> <p>また、被災者生活再建支援制度の拡充の要望については、令和元年6月11日に知事から関係省庁に対して行ったほか、これまでも国に対し、繰り返し行ってきていますが、国では、更なる措置については、慎重な姿勢を取っているところです。</p> <p>このため、県では、復興基金を財源に、市町村と共同で、最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等に補助する「生活再建住宅支援事業」を実施しており、その事業実施期間については、平成30年2月に、令和2年度まで2年間延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。</p> <p>さらに、平成25年度に追加交付された震災復興特別交付税215億円を全額沿岸被災市町村に配分し、それぞれ実情に応じた住宅再建支援策を講じていただいておりますが、引き続き、国に対し、被災者生活再建支援制度の支援額の増額について、強く要望してまいります。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村) 9 被災者児童生徒就学支援等事業の継続について 被災児童生徒就学支援等事業を活用し、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちに対し、学用品費や給食費の援助を実施している。今後も継続した取組が必要であるため、復興が完遂するまで、同事業の継続の国への働きかけを要望</p>	<p>東日本大震災津波による壊滅的な被害により、いまだに経済的理由により就学に困難を来している幼児・児童・生徒が数多く在籍しており、市町村が行う就学援助事業に対し、平成23年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金により支援が行われています。 県教育委員会としては、就学支援を必要とする幼児・児童・生徒が解消されるまで、当該交付金事業による財政措置を継続するよう引き続き国に要望してまいります。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(九戸村) 1 九戸インター工業団地への企業誘致促進について 九戸インター工業団地及び周辺地区への企業誘致について要望</p>	<p>県では、「特定区域における産業の活性化に関する条例」等に基づく不動産取得税などの地方税の減免措置や、平成29年度から対象業種の拡大及び補助要件の緩和を行った企業立地促進奨励事業費補助制度をPRしながら、企業誘致に取り組んでいるところです。 また、平成29年度に創設した県北広域産業力強化促進事業費補助制度を活用して、九戸村の食品加工業者が、2カ年にわたり設備投資を行うなど、具体的な成果も見られるところであり、今後より一層の地域全体の産業競争力の強化し、企業誘致につなげていきます。 企業誘致は、地域の情報発信が重要であることから、県としても九戸村と一体となって、情報共有や同行訪問など緊密な連携を図りながら、引き続き優良企業の誘致に取り組めます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>(九戸村) 2 岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センターの医療体制の充実について 九戸地域診療センターでは、現在1名の常勤医師で運営している。令和元年度九戸地域診療センター事業運営方針に示されている常勤2名確保及び常勤換算3名以上の診療体制を実現いただくよう要望。また、当村が進める地域包括ケアシステムに適合する地域包括ケア病床など、地域にあった形態の病床復活整備について引き続き検討いただくよう要望</p>	<p>九戸地域診療センターの常勤医師の確保については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いています。 県では、関係大学への派遣要請、即戦力となる医師の招聘活動、奨学金養成医師の計画的な配置などに積極的に取り組んでいるところであり、今後も必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。 また、常勤医師の確保に加え、二戸保健医療圏内の他の県立病院からの応援により、診療体制の維持に取り組んでいるところであり、引き続き、他の病院からの応援により外来診療体制の充実に努めます。(B) 九戸地域診療センターについては、本県の危機的な医師不足の中、限られた医療資源の下で良質な医療を提供するため、平成21年4月に病床を休止したところであり、こうした状況については現在も変わらないものと認識してまいります。このため、地域包括ケア病床を含めた病床の再開は、依然として難しい状況ですが、平成29年4月に県立軽米病院、平成31年4月に県立一戸病院、令和2年1月に県立二戸病院に地域包括ケア病床を設置するなど、二戸保健医療圏の地域包括ケアシステム構築の取組に参画しているところであり、今後も県立病院として関係機関と連携しながら取り組んでいきます。(C)</p>	医療局	医師支援推進室 経営管理課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(九戸村) 3 国道340号の歩道整備について 村内の国道340号には歩道が未整備となっている地区(戸田、鹿島、小倉、長興寺上、道地)があり、いまだに整備計画が示されていない。これらの区間はいずれも小中学校の通学路として、また地域住民の生活道として利用されているが、幅員が狭く歩行スペースが確保できず、危険な状況であるため、歩道未設置区間を早期に解消されるよう要望</p>	<p>歩道整備については、各地域から多くの要望があることから、地域の意向も踏えながら必要性や緊急性、熟度の高い箇所から整備を進めています。 御要望の区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移、地域の沿道状況や県全体の進捗等を踏まえて総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>(九戸村) 4 国道340号の改良整備について (1) 伊保内地区については、大型車両に対応した幅員の確保と、子供たちや高齢者が安心して通学・買い物できる道路環境の早期実施</p>	<p>伊保内地区の大型車両に対応した幅員の確保等については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>(九戸村) 4 国道340号の改良整備について (2) 小田沢地区については、急カーブを解消し安全に通ることができる線形への道路改良等、地区の状況に対応した整備の早期実施</p>	<p>小田沢地区については、急カーブ区間の安全対策も含め、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業費の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>(九戸村) 5 二級河川瀬月内川の河川改修について 今後の重大災害の発生を未然に防止するためにも、早期に河川改修整備を進められるとともに、河道掘削、支障木伐採等についても継続して実施いただくよう要望</p>	<p>瀬月内川(せつきないがわ)の浸水被害の軽減のため、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による国費を活用し、令和元年度、河道掘削や立木伐採を進めています。 また、河川改修については、平成30年度から河川整備基本方針の策定作業を進めているところです。 なお、河川改修事業の実施については、沿川の土地利用状況や家屋の近年の浸水被害実績などを踏まえ、事業導入の可能性について引き続き検討していきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(九戸村) 6 岩手県立伊保内高等学校の存続について 一学年一学級の配置校に対し、生徒の多様な進路実現等に対応するため、標準法によらない教員加配を行うなど、小規模高等学校の学校経営の充実が図られるよう要望するとともに、今後詳細が検討される後期計画においても伊保内高等学校の存続と、今後、学校規模により子どもたちの進路選択、進路実現に差が生ずることのないよう、小規模校教育の質の確保について要望</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。</p> <p>こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図っていきます。</p> <p>伊保内高校の教職員については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(標準法)に基づいた上で、学校の実情等を考慮し配置するとともに、近隣の高校の教員との兼務によって、生徒の教科・科目選択の幅を狭めないよう対応しています。</p> <p>今後においても、国の標準法に基づきながら、学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討するとともに、高等学校における教育環境の充実に向け、市町村等と様々な形で意見交換を行いながら、引き続き、学校の魅力づくりと教育の質の確保について取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員 会事務 局</p>	<p>教職員 課 学校調 整課</p>	<p>B 実現 に努力 している もの</p>
<p>(一戸町) 1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産への令和3年登録実現のため、御所野遺跡に焦点を当てた本県独自の周知活動をさらに充実させ県民挙げての機運醸成を図ること</p>	<p>御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、令和元年7月30日に開催された文化審議会世界文化遺産部会の審議において、令和元年度のユネスコへの推薦候補として決定され、令和2年1月、ユネスコへ推薦されました。</p> <p>世界文化遺産への早期登録に向けては、本県をはじめ4道県14市町で構成する縄文遺跡群世界遺産登録推進本部による国内フォーラムの開催や今年度新たな取組として共通サインの整備などの普及啓発活動を実施しています。</p> <p>これに加え、県単独事業により、「平泉の文化遺産」「橋野鉄鉱山」の2つの世界遺産とともに、「縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた県民の機運醸成を図るため、縄文遺跡群を中心とした世界遺産関連のパネル巡回展を開催するほか、本県で開催される全国的イベントと連携した情報発信を行なっています。</p> <p>また、平成30年度に引き続き「御所野縄文WEEK」を開催するほか、令和元年度新たに、縄文文化に触れるイベント「ごしよのJOMONナイト」、隣県と連携した縄文遺跡群のパネル展、地域経営推進費を活用した機運醸成イベントの開催などにより、普及啓発に取り組んでいます。</p>	<p>文化ス ポーツ 部</p>	<p>文化振 興課</p>	<p>A 提言 の趣旨 に沿っ て措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一戸町) 1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について (2) 御所野遺跡を核に、他の世界文化遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地を結ぶ広域的な観光ルートを確立するため、旅行商品の造成支援や国内外に向けたプロモーション活動等を拡充すること</p>	<p>北海道・北東北の縄文遺跡群の御所野遺跡については、県北地域の観光資源として重要であると認識しており、これまでも国内外への情報発信を行うとともに、平泉、橋野鉄鉱山等の優れた文化遺産をつなぐ広域ルート構築に向けてバスツアー商品の造成支援など誘客拡大に取り組んできたところです。 今後も世界遺産を核とした「歴史・文化」をテーマとした広域周遊や、県北圏域の優れた観光資源との組み合わせによる滞在型観光の促進を図り、国内外の観光客の誘客拡大に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(一戸町) 1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について (3) 町が実施する「道の駅」等の整備に対し、広域観光振興や県北圏域の地域振興の観点から、財政的支援を行うこと</p>	<p>「道の駅」等の整備については、一戸町における整備計画の検討状況や国土交通省等関係機関との調整状況、国の補助制度の活用見込みなどの情報を町と共有しながら、地域経営推進費や県北広域交流拠点施設整備費補助金による支援について、対応を検討していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>(一戸町) 1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について (4) 「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」を活用したガイドアプリ開発等の体験環境整備について、国の補助に加えて更なる財政支援を行うこと</p>	<p>国の補助メニューである「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」については、埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うための設備整備(展示設備の整備)や、普及・啓発に係る事業(収蔵品の再整理等)を対象としての補助を行うものです。県の嵩上げ補助については、世界遺産関連事業など県としての施策推進の分野や史跡等文化財の災害復旧など特殊事情がある場合に限って行っているところですが、北海道・北東北の縄文遺跡群に係るガイドアプリ開発等の環境整備については、令和2年度当初予算において計上しているところです。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(一戸町) 2 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について (1) 泌尿器科外来など休止されている診療科を再開すること</p>	<p>県立一戸病院において休止となっている泌尿器科及び眼科の診療再開に向けた医師の配置については、関係大学に対して医師の派遣を強く要請していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に困難な状況です。 県においては、引き続き、関係大学等に医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活動や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一戸町) 2 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について (2) 常勤の整形外科医師を確保するとともに、外科医師及び精神科医師を増員すること</p>	<p>県立一戸病院の整形外科の常勤医師の配置、外科及び精神科の常勤医師の増員については、関係大学に対して医師の派遣を強く要請していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に困難な状況です。 県においては、引き続き、関係大学等に医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活動や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>(一戸町) 2 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について (3) 新たに設置された地域包括ケア病床や重度認知症患者デイ・ケアがさらに有効に運用されるよう、地域包括ケアシステム構築に向けて医療介護連携の強化に努めること</p>	<p>地域における医療と介護の連携については、市町村が主体となり在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいただく必要があり、県では、在宅医療人材育成研修や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き岩手県版補足資料」の活用などの推進などにより市町村の取組を支援してきました。 また、医療や介護の人材の確保や資源の偏在という課題に対しては、広域的な対応も必要となり、二戸保健医療圏では、医療介護関係者の協議体であるカシオペア地域医療福祉連携研究会に二戸保健所も参画し、医療と介護の連携強化について協働して取り組んでいるところです。 県としては、引き続き地域の協議体に参画しながら、人材の養成や情報提供などを通じて、地域における医療介護連携の強化につながる取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
	<p>医療局では、平成31年1月に策定した「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」において、地域包括ケアシステムの構築に参画することとしています。 県立一戸病院においては、一戸地域包括ケアシステム検討委員会やカシオペア地域医療福祉連携研究会等に参画するなど、医療と介護の連携強化に繋がる取組を行っています。 また、平成31年4月から地域包括ケア病床及び重度認知症患者デイ・ケアを開始したところであり、今後も関係機関と連携しながら、地域の医療ニーズに対応した病院運営に努めていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一戸町) 3 岩手県立一戸高等学校総合学科の学級数維持等について (1) 一戸高等学校総合学科の1学年3学級を維持すること</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。</p> <p>こうした考えに基づき、生徒が産業人材としての確かな基盤を身に付けられるよう、専門分野の教育環境の整備を図ることとしており、二戸地区では、ものづくり産業等の地域産業を担う人材のほか、介護福祉人材の育成が求められていることから、専門系列の学びを行っている一戸高校と福岡工業高校について、専門分野の学科等の機能を維持し、ブロック内の専門教育の拠点となる学校として統合を行い、4学級規模の学校として設置することとしています。</p> <p>後期計画の策定に当たっては、今後も、地域の方々の御意見を十分に伺いながら、丁寧に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>(一戸町) 3 岩手県立一戸高等学校総合学科の学級数維持等について (2) 法律に基づく教員定数以上に教員の加配を行い、総合学科の特色を生かした現在の各系列講座を維持すること</p>	<p>一戸高校の教員については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(標準法)に基づいた上で、総合学科校としての多様なカリキュラムを実現するために1名の加配を行っています。今後も、標準法に基づきながらも、学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討していきます。</p> <p>また、生徒の進路実現に向け、自分の将来を見据えた系列や科目を選択できるシステムの構築や、「産業社会と人間」と「総合的な探究の時間」を相互に関連付けてキャリア教育を実施する等、総合学科高校の特徴を生かし、より一層、教育活動の充実に努めていきたいと考えています。</p> <p>今後においても、市町村等との丁寧な意見交換に努め、学校の魅力づくりや教育の質の確保等について、地域と連携して取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>(一戸町) 3 岩手県立一戸高等学校総合学科の学級数維持等について (3) 一戸高等学校の特色や魅力を県内だけでなく県外にも積極的に発信し、県外からの生徒の受入れを積極的に進めること</p>	<p>県外からの生徒の受入れについては、外部有識者による「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」から平成30年8月に提出された提言を踏まえ、令和2年度入試から、県教育委員会との間で協議が整った学校について、受入れを開始します。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一戸町) 3 岩手県立一戸高等学校総合学科の学級数維持等について (4) 青森県と締結している「県境隣接地域県立高等学校入学志願者取扱協定」に一戸高等学校と一戸町を加えること</p>	<p>現在、青森県との県境地域においては、「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」を締結し、隣接地域での高校への相互の入学を可能としています。協定の変更には、両県で相互に生徒が進学することを前提に、青森県教育委員会とも協議が必要となります。 仮に、御要望のように対象外の高校が同協定に加わった場合には、その高校が立地している市町村から青森県の高校への進学も可能となり、生徒が流出する事態も想定されるため、慎重な検討が必要と考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	C 当面は実現できないもの
<p>(一戸町) 4 「北岩手循環共生圏(仮称)」の創造に向けた取組への支援について (1) 北岩手9市町村と横浜市の連携強化について、県においても主体的に取り組むこと</p>	<p>「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」では、北いわての持つ豊富な再生可能エネルギー資源を生かした地域振興を図ることとしており、北岩手9市町村と横浜市とが連携した取組を含め、関係市町村と密接に連携を図りながら取り組んでいきます。 本県では、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有効に活用し、引き続き、風力や地熱発電等の再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むほか、国に対して再生可能エネルギーの利活用の充実を図るよう要望しているところであり、今後も継続していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>(一戸町) 4 「北岩手循環共生圏(仮称)」の創造に向けた取組への支援について (2) 北岩手9市町村が連携して行う、横浜市への再生可能エネルギー供給拡大やヒト・モノの交流拡大を図る取組に対し、財政支援を行うこと</p>	<p>北岩手9市町村が連携して行う取組に対しては、令和元年度と同様、令和2年度も引き続き「地域経営推進費」を活用して支援することとしています。今後も、国の「地方創生推進交付金」や、圏域の振興及び他圏域への波及効果を図る先駆的・戦略的事業を対象とする「広域振興事業」など、様々な手法による支援方法を検討していきます。 本県では、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有効に活用し、引き続き、風力や地熱発電等の再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むほか、国に対して再生可能エネルギーの利活用の充実を図るよう要望しているところであり、今後も継続していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
		環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(一戸町) 5 学校における情報化の推進について (1) 各教科等の特質を生かして、自らICTを活用し、また児童生徒に教えることのできる教員の育成を進めるとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成する学習活動のモデルケース確立に向け、当町の小・中学校の充実したICT環境を生かした適切な人材配置や研究指導等を行うこと</p>	<p>教育の情報化を推進するため、教員を対象とした「小学校プログラミング授業づくり研修講座」や「授業におけるICT活用研修講座」の実施など、教員のICT活用指導力の向上に向けた取組を行っており、引き続き研修内容の充実を図るとともに、適切な人材配置に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>(一戸町) 5 学校における情報化の推進について (2) 学校教育における情報セキュリティ確保について、技術的支援や財政的支援などの抜本的な対策を講じるとともに教職員に対する情報セキュリティ教育を拡充すること</p>	<p>平成29年10月に文部科学省において策定された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、都道府県や市区町村において、早急に十分な対策を講じることができるよう財政措置について国に要望しており、今後も引き続き国に要望していきます。(B、02) また、県教育委員会では、教員を対象に、情報セキュリティをはじめとする情報モラルの指導力向上に向けた研修を行っており、引き続き研修内容の充実を図っていきます。(B)</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>(一戸町) 5 学校における情報化の推進について (3) 県立学校と市町村立学校が共同利用可能な校務支援システムの導入について、他都道府県の導入状況や県内市町村の意向を踏まえ、早急に検討を行うこと</p>	<p>他県等の事例においては、県立学校と市町村立学校が同一のシステムを使用することにより、事務作業の軽減化が図られるなどのメリットがある一方で、市町村等が運用している現在の校務支援システムと新しいシステムとの整合性等について十分な調整や、セキュリティを確保するために新たなネットワークを構築する必要があること等の課題も示されているため、導入や運用の状況等も参考にしながら、今後研究を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(住田町)</p> <p>1 地域医療体制の充実と連携強化について 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化を図るため次の事項を要望 (1) 保健・医療・介護連携体制構築のための連携強化</p>	<p>保健・医療・介護が連携する体制の構築は、市町村が主体となって地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、地域の関係者が連携して取り組むことが重要です。 県では、保健・医療・介護に係る関係機関・団体と連携して、在宅医療人材育成の研修や先進事例などの情報の提供、地域医療情報ネットワークの整備などを通じて地域における連携体制構築のための取組を支援してきました。 県立大船渡病院附属住田地域診療センターにおける連携強化についても、引き続き上記の取組の推進や実情に応じた助言・支援等を通じて、地域の関係機関・団体間の連携強化に資する取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>(住田町)</p> <p>1 地域医療体制の充実と連携強化について 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化を図るため次の事項を要望 (2) 訪問診療・外来診療の充実と拡充</p>	<p>訪問診療については、医師1名(正規職員2名で交代)及び看護師1～2名で週2回実施しています。今後も引き続き実施していきます。(A) 外来診療については、常勤医師の配置に加え、非常勤医師の応援や県立大船渡病院からの応援により、その診療体制の維持に取り組んでいるところであり、引き続き、圏域内の他の医療機関との役割分担と連携を進めることにより外来診療体制の充実に努めます。(B)</p>	医療局	医事企画課 医師支援推進室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>(住田町)</p> <p>1 地域医療体制の充実と連携強化について 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化を図るため次の事項を要望 (3) 初期救急医療体制の確保</p>	<p>初期救急医療体制については、正規の常勤医師が3名のため、土日祝日や夜間に対応することは困難ですが、引き続き二次保健医療圏の基幹病院である大船渡病院を中心に他の医療機関とも連携し、初期救急医療の受入体制を確保するよう努めていきます。</p>	医療局	医事企画課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(住田町) 2 一般県道の整備及び河川改修の促進について (1) 一般県道釜石住田線の未改良地区の速やかな整備促進 ① 上有住字小松から中淬間の気仙川と一体となった抜本的な改良整備促進</p>	<p>一般県道釜石住田線の未改良区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、復興道路等のネットワーク完成後における道路需要の変化も見極めながら、どのような整備や改良が可能か総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(住田町) 2 一般県道の整備及び河川改修の促進について (1) 一般県道釜石住田線の未改良地区の速やかな整備促進 ② 上有住字土倉から大洞間の気仙川と一体となった改良整備促進</p>	<p>一般県道釜石住田線の未改良区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、復興道路等のネットワーク完成後における道路需要の変化も見極めながら、どのような整備や改良が可能か総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(住田町) 2 一般県道の整備及び河川改修の促進について (2) 気仙川流域における河川改修事業の早期完了</p>	<p>気仙川流域の河川改修事業については、平成27年度に気仙川川向工区の河川改修工事に着手し、これまでに、すみた荘付近の築堤・護岸が完了し、下流側火石工区住田フーズ株式会社付近の工事を実施中です。引続き令和元年度も地権者の皆様から用地買収等の御協力をいただき、平成29年度から着手した大股川下大股工区も併せて工事推進を図り事業の早期完了を目指します。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(住田町) 2 一般県道の整備及び河川改修の促進について (3) 上有住字中淬(檜山川合流点)以北の気仙川を県管理河川への変更</p>	<p>気仙川指定河川上流端については、当該地を上流端とした経緯などをふまえ、流域の重要性等を勘察しながら検討をしていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(住田町) 3 中山間地域における教育振興について 県立併設型中高一貫教育校の本町への設置</p>	<p>県立学校における併設型中高一貫教育は、平成21年度から、次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材の育成等を基本理念として、一関第一高等学校附属中学校(及び一関第一高等学校)において行われています。平成30年度末に、附属中学校の第1期生が4年制大学を卒業したところであり、医学部など6年制の大学に進学した生徒もいること等から、他地域への設置等、今後の在り方については、その進路状況等を十分に見極めた上で、検討する必要があります。</p> <p>また、中学校卒業予定者数が少なく、今後も減少傾向が見込まれる地域への併設型中高一貫教育校の設置については、入学志願者確保や集団生活を通じて社会性を育むという観点等、課題も多いものと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	D 実現が極めて困難なもの
<p>(大槌町) 1 主要地方道大槌小国線土坂峠トンネルの早期着工について 主要地方道大槌小国線(大槌町～宮古市小国、延長=約35km)は、町民が県都盛岡市へ向かう主要道である。国道340号の立丸峠トンネルの共用が開始され、これに隣接する土坂峠のトンネル化は、復興後を見据えた経済活動の促進や交流人口の拡大を図る上でも必要不可欠であり、より大きな効果が期待できる。については、長年の町民の悲願である土坂峠トンネルの早期着工について要望</p>	<p>主要地方道大槌小国線は、東日本大震災津波において、避難道路や内陸からの緊急物資の輸送道路として有効に機能したことから、県では「復興関連道路」として位置付け、交通あい路の解消や防災対策等を推進することとしています。</p> <p>御要望の土坂峠トンネルを含む区間については、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備を進めており、そのうち600m区間については、平成18年度に完了し、残りの500mについては、平成31年2月に工事が完了し、令和元年度は、道路台帳整備を実施し、現道拡幅区間の事業が完了しました。</p> <p>トンネルを含む残りの区間の整備については、急峻な地形であり大規模な事業が想定されることから、より慎重な検討が必要であると考えており、事業の必要性や重要性、緊急性等を考慮するとともに、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、さらには整備が進む復興道路等や国道340号の整備を踏まえた道路ネットワークの状況等も考慮しながら、総合的に判断していきます。</p> <p>なお、本路線は、岩手県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられており、災害時における安全性の高い通行の確保を図るため、平成19年度から土坂峠地区で法面対策事業を実施しています。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大槌町) 2 復旧・復興のための財政支援の継続と財源確保について (1) 東日本大震災の「復興・創生期間」の終了後も確実に被災地が復興を成し遂げるために必要な復興事業費に対する財源の手当てを要望</p>	<p>復興・創生期間の終了後も、被災地においては、中長期的に取り組むべき課題もあることから、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、当該期間終了後も必要な事業及び制度を継続するとともに、復興に必要な予算が確実に確保されるよう、令和元年6月及び11月に実施した令和2年度政府予算提言・要望において、平成30年度に引き続き要望したところです。</p> <p>また、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の案を審議した令和元年12月9日開催の復興推進委員会においても、本県からは、復興の取組として一律に期限を適用することなく、引き続き被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、必要な事業及び制度を実施することや、被災地のニーズに応じた自由度の高い支援制度の継続について、知事から要請したところです。</p> <p>この結果、令和元年12月20日に閣議決定した当該基本方針では、復興・創生期間後においても、必要な復興事業を確実に実施するための東日本大震災復興特別会計の継続などの財源確保などについて盛り込まれたほか、各分野における取組として、復興・創生期間内に未完了となる災害復旧事業について事業が完了するまで支援を継続することや、当該期間後5年以降も心のケアなどの被災者支援や被災した子どもに対する支援等に適切に対応することについて記載されるなど、本県が国に働きかけてきたものが概ね盛り込まれたものと考えています。</p> <p>今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(大槌町) 2 復旧・復興のための財政支援の継続と財源確保について (2) 「復興・創生期間」の終了時における復興事業の完遂を確実なものとするため、必要とする応援職員や任期付職員等への財源の手当てなど、人材確保対策支援を要望</p>	<p>被災市町村への人的支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県による職員の派遣及び任期付職員の採用・派遣などに取り組んできました。</p> <p>特に他自治体への働きかけについては、平成25年度から被災3県合同で県外自治体への直接要請を行い、継続した派遣を依頼しているほか、平成28年度からは県外自治体等を対象とした被災自治体視察事業を実施するなど、取組を強化してきました。</p> <p>県としては、令和2年度も職員及び任期付職員を被災市町村に派遣することとしているほか、引き続き被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を強化するよう要望するなど、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大槌町) 2 復旧・復興のための財政支援の継続と財源確保について (3) 令和3年度以降、普通交付税の算定における国勢調査人口の特例措置等が終了することにより、交付税額が大きく減少し、財政運営に支障が生じるため、被災地を対象とした特例的な財政支援を要望</p>	<p>普通交付税の算定基礎となる「人口」について、現在、東日本大震災の津波被災自治体においては、平成28年度以降の算定に用いる平成27年国勢調査人口について特例措置が適用されており、特に国勢調査人口の減少率が10%を超えた市町村について、交付税減額的大幅な緩和が図られています。令和3年度の交付税算定から令和2年国勢調査の人口を用いることとされています。 県では、国に対して、地方交付税の総額確保と、財源保障機能・財源調整機能の維持・充実を要望しているところですが、被災自治体の財政運営に支障が生じないよう、今後も本県の実情を伝えるなど適切な対応を行ってまいります。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>(大槌町) 3 災害公営住宅の特別家賃低減事業について 災害公営住宅の特別家賃低減事業について、復興・創生期間後(令和3年度以降)も、事業の継続を要望</p>	<p>令和3年度以降の災害公営住宅の特別家賃低減事業については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針により、「災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、復興交付金の廃止に伴い、これまでの復興交付金による支援から別の補助に移行した上で引き続き支援する」とこととなりました。今後の事業の推移を注視していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>(大槌町) 4 災害公営住宅の家賃低廉化事業について 災害公営住宅の家賃低廉化について、復興・創生期間後(令和3年度以降)も、交付要綱の存続を要望</p>	<p>令和3年度以降の災害公営住宅の特別家賃低減事業については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針により、「災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、復興交付金の廃止に伴い、これまでの復興交付金による支援から別の補助に移行した上で引き続き支援する」とこととなりました。今後の事業の推移を注視していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>(大槌町) 5 被災した子どもに対する支援について 震災を起因とする心のケア等が必要な児童生徒に寄り添い、個々の状況に合わせたサポートができるよう、教職員の加配、スクールカウンセラー等の配置、就学援助費の支給を継続されるよう要望</p>	<p>被災地への教員の加配措置については、国から措置される復興加配(令和元年小中学校108人、高等学校31人、特別支援学校9人、合計148人)を被災地等の小中学校並びに県立学校に配置し、児童生徒の心のケアに努めているところです。復興加配の今後の措置については、国に対し被災地の状況を説明しつつ、その継続を求めています。(B) スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。 今後も各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。(B) 就学援助費の支給については、就学支援を必要とする児童生徒が解消されるまで、被災児童生徒就学支援等事業交付金制度を継続するよう、引き続き国に要望していきます。(B)</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育課 学校調整課 教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 1 いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について (1) 台北及び上海に加えて他のアジア諸国との定期便就航に向けた県の積極的な取組を今後継続すること</p>	<p>台北定期便及び上海定期便の就航により、本県の外国人観光客も両地域を中心に増加しているところです。今後も国際線の更なる運航拡大を図るため、近年チャーター便が運航されている香港等に対して誘致活動を展開していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(花巻市) 1 いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について (2) 2020年夏ダイヤ改正に向けて実施される政策コンテストに、岩手県として応募することを検討いただき、羽田便の就航に向けた積極的な取組を要望</p>	<p>羽田便については、航空会社より、新幹線との競合や羽田空港の発着枠の問題等から実現の見通しは厳しいとの見解が示されているところですが、国内外とのアクセス向上やインバウンド誘客、ILC誘致の実現に向けて取り組んでいる本県にとって、国際ハブ空港である羽田空港との接続は重要であると認識していることから、航空会社に対して羽田便の開設について継続して要望していきます。 なお、令和2年2月の政策コンテスト枠への応募については、航空会社との合意が困難であったことから見送りました。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(花巻市) 1 いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について (3) ゲートウェイ空港となる、新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等への国際便のさらなる拡充と地方空港へスムーズに移動できるよう、国内線乗り継ぎを促進させるための施策を講じることを要望。また、過去に就航実績のある中部国際空港、関西国際空港、那覇空港といわて花巻空港との直通便を復活させること</p>	<p>ゲートウェイ空港となる新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等への国際便の更なる拡充について、県では、花巻空港の国際線の運航拡大を図ることを優先に航空会社への誘致活動に取り組んでいるところであり、台北、上海以外の国際便の花巻空港への就航可能性を見極めながら判断していきます。 また、ゲートウェイ空港との乗り継ぎについて、航空乗継利用促進協議会を通じて、乗継空港における利便性向上等を国に要望しており、今後も継続して取り組んでいきます また、過去に就航実績のある空港との直通便の再開については、就航中の大阪線(伊丹)など既存路線との競合性や需要見通しなどを踏まえながら、必要に応じて航空会社への働きかけを検討していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 1 いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について (4) いわて花巻空港をはじめとした地方空港への国際定期便や国際チャーター便の更なる誘致促進について要望</p>	<p>地方空港への国際便の拡充については、北海道東北地方知事会を通じて、地方航空路線の維持・拡充を図るために必要な対策を講じるよう提言するなどの働きかけを行っており、今後も引き続き取り組んでいきます。</p>	政策地域部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(花巻市) 2 道路整備の推進について (1) (仮称)花巻PAスマートインターチェンジの整備促進について 花巻PAスマートインターチェンジの整備促進に向けた確実な予算確保について国へ要請されるとともに、県道花巻和賀線と連結するためのアクセス道路の整備について要望</p>	<p>スマートインターチェンジは、高速道路の利便性が向上することに加え、物流の効率化、医療機関へのアクセス向上、観光振興などの面で地域に多様な効果をもたらす事業であるとともに、既存の道路ストックを「賢く使う」という点においても、有効な施策であると認識しており、平成元年6月11日に行った令和2年度政府予算提言・要望等において、整備を推進するための必要な予算を確保するよう国に要望しています。(B) また、平成30年8月10日に(仮称)花巻PAスマートICが国の準備段階調査箇所として採択となり、令和元年9月20日には連結が許可されました。 県道花巻和賀線へのアクセス道路については、令和2年度より現地測量・設計に着手予定です。(A)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>(花巻市) 2 道路整備の推進について (2) 国道4号花巻・北上市境における4車線拡幅整備について 国道4号の山の神地区交差点改良の早期完成に向けた確実な予算確保と着実な整備、花巻・北上市境における2車線区間の4車線拡幅整備の早期事業化について要望</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、平成元年6月11日に行った令和2年度政府予算提言・要望等において、一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 引き続き一般国道4号における2車線区間の4車線化の早期事業化について国へ強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 2 道路整備の推進について (3) 主要地方道花巻大曲線の整備促進について 本路線の未改良区間の早期完成に向け、確実な予算確保と整備促進について要望</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。 8号橋下部工工事については平成29年6月に完了したところであり、8号橋上部工工事については、令和元11月に概成しました。 また、4号トンネルについては、工事契約手続きを進めており、今後も引き続き整備推進に努めていきます。(A) 一方、西鉛地区から旧野外活動センターまでの区間の整備については、地形が厳しく、多額の事業費が見込まれることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(花巻市) 2 道路整備の推進について (4) 主要地方道盛岡和賀線の歩道整備促進について 北湯口地区の約1,600mと大瀬川地区の約500mの歩道整備促進について要望</p>	<p>御要望の箇所については、令和元年度、大瀬川地区で用地調査、北湯口地区で橋梁地質調査を実施しています。</p>	県土整備部	道路環境課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(花巻市) 3 県立高等学校のあり方について (1) 県立高等学校の再編について ① 大迫高等学校については、今後も関係団体と連携して生徒確保のための取組を実施するのでご支援をお願い</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。 こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図っていきます。 大迫高等学校については、平成31年度入試から新たに導入された県外留学生受入制度により、初の入学生を迎えたところです。学校と地域、関係団体との連携が今後も継続され、魅力ある教育活動が展開されることにより生徒確保につながるよう期待するものであり、同校の今後の志願状況等の変化について注視していきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 3 県立高等学校のあり方について (1) 県立高等学校の再編について (2) 現在検討が進められている「新たな県立高等学校再編計画後期計画」の策定に当たっては、前期計画の成果や課題について十分な検証を行い、岩手中部ブロックについては、地域の実情に即し、これ以上の再編を行わないよう要望</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。 こうした考えに基づき、後期計画(案)においては、各地域の学校をできる限り維持することとし、原則として学級数調整を盛り込まないこととしています。 後期計画の策定に当たっては、今後も、地域の方々の御意見を十分に伺いながら、丁寧に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>(花巻市) 3 県立高等学校のあり方について (2) 県立の併設型中高一貫教育校の新設について 花巻市に新たな県立の併設型中高一貫教育校を設置し、意欲ある子供たちにより良い学習環境を提供していただくよう要望</p>	<p>県立学校における併設型中高一貫教育は、平成21年度から、次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材の育成等を基本理念として、一関第一高等学校附属中学校(及び一関第一高等学校)において行われています。平成30年度末に、附属中学校の第1期生が4年制大学を卒業したところであり、医学部など6年制の大学に進学した生徒もいます。 他地域への併設型中高一貫教育校の設置については、これまでも他の自治体から要望をいただいているところですが、その必要性については、今後の中学校卒業予定者数の推移、中高一貫教育校を導入した際の地域の義務教育への影響等を十分に見極めた上で、検討する必要があると考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 4 再生エネルギー事業の規制に係る法整備について 関係法令の一つである環境影響評価法については、これまで対象外となっていた太陽光発電事業が対象事業として追加されたが、対象規模要件は大規模なものであり、市町村が対応に苦慮している中・小規模の事業は対象とならない。風力・地熱発電事業についても対象となるのは規模の大きいものに限定されていることから、対象規模の範囲拡大について要望。さらに、事業者が太陽光や風力、地熱発電など再生可能エネルギー発電事業を実施する場合において、その立地場所の選定に関して防災や環境保全、景観保全等の観点から国又は地方公共団体が規制を及ぼすことが可能となるようFIT法の改正など所要の法整備について国に要望。特に国による法整備が遅れる場合は、上記の課題に対応するための条例の整備について県に要望</p>	<p>環境影響評価法の対象事業の種類・規模の拡大については、太陽光発電事業について、一定規模以上の施設を環境影響評価法に基づくアセスメントの対象とするため、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が7月5日に公布され、令和2年4月1日に施行されることとなったことから、県においても、岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正を行い、太陽光発電事業を岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とすることとしました。(令和元年12月27日公布、令和2年4月1日施行)</p> <p>なお、風力及び地熱発電事業に係る条例に基づくアセスメントのあり方についても、法の趣旨を尊重したものとすることから、引き続き国の動向を注視していきます。</p> <p>発電事業者の立地場所の選定に関する規制については、国では、電源別事業計画策定ガイドラインを定め、事業者が事業を行うに当たっての遵守事項及び推奨事項を規定し、これに違反した場合や怠った場合には、同法に基づく指導・助言等の対象となりえるとしているところです。このため、まずは事業者に対し、当該ガイドラインに基づき、発電施設の稼働等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること等を求めていくことが肝要であると考えます。</p> <p>国に対しては、「環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策の展開」について要望しているところですが、具体的には、近年、急速に導入が拡大した太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確実に聞く仕組みを早期に構築するなど、環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望しているところであり、こうした要望に対する国の対応、動向等を見極めていきます。</p> <p>なお、事業者が事業を実施するに当たって生じたトラブルに対しては、関係部局や国、市町村と情報を共有し、連携しながら対応していきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境生活企画室</p> <p>環境保全課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(花巻市) 5 子育て環境の充実のための岩手県における医療費助成事業の拡大について 岩手県内における取組として、子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援の取組として、小学生の外来や中学生等を対象とした県単医療費助成事業の拡大及び実施について県に要望</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議の上、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。</p> <p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、対象者の範囲を更に拡充した場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 6 地域医療の確保について (1) 県立中部病院の産科医療の確保について 県立中部病院産科医療が岩手医科大学の協力をいただきながら、現状のとおり維持されるよう、また、「医師の働き方改革」の施行を見据え産科医師の養成など、医師の増へと繋がる施策を実施されるよう要望</p>	<p>県立中部病院の産婦人科及び小児科については令和2年1月1日現在で、常勤医師を産婦人科6名(育児休業中1名含む)、小児科4名をそれぞれ配置し、地域周産期母子医療センターとしての役割を担っているところです。 産婦人科については、派遣元である大学から医師の派遣を縮小するとの方針が示されたところですが、県立中部病院における分娩取扱いの継続について現在関係大学との調整を行っているところです。 また、産科医の確保に向け、令和2年度の貸付者から、将来、産婦人科を志す私立大学の医学生に対し、医療局奨学資金に産婦人科特別枠として2名分の奨学金枠を設けることとしています。 産婦人科及び小児科の医師については、派遣元である大学において医師の絶対数が不足しており、大変厳しい状況となっておりますが、今後とも、関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置などにより常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>(花巻市) 6 地域医療の確保について (2) 助産師・看護師の確保について 県においても、助産師・看護師の養成及び確保へと繋がる事業の実施について要望</p>	<p>県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナースセンターによる再就業支援などに取り組んでいます。 特に、助産師の確保及び定着については、修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職を支援を行うとともに、子育て世代の助産師を対象とした交流会を実施するなど、復帰・復職への支援の充実に努めています。 これらを総合的に推進しながら、引き続き、看護職員の人材確保対策の充実・強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(花巻市) 6 地域医療の確保について (3) 公立・公的医療機関等の「再編統合」検討について 病院の再編統合の検討に関しては、地域の実態を踏まえ、地域医療構想調整会議等を通じて市町村・住民と十分に話し合い、慎重に対応いただくこと、また、国との協議においては、医師不足・医師偏在を解消するための抜本的な改善策を検討されるよう要望</p>	<p>本県では、再検証の対象とされた医療機関の大半において、既に一定程度病床機能の転換や病床数の見直しが進められており、直ちに病院機能の大幅な見直しが求められるものではないと考えています。 地域医療構想調整会議では、個々の医療機関の機能や診療実績の実態も確認しながら地域の実情に即した協議を行い、各地域で効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでいく考えです。 また、総務省が設置した「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」では、地域医療構想のほか、医師の地域偏在対策についても協議することとされています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 6 地域医療の確保について (4) 岩手中部地域情報ネットワーク事業の支援について 中部ネットについて、令和2年度以降についても補助を継続されるよう要望。また、岩手県が県内の各医療・介護情報ネットワークと連携し県内各医療圏域全てをカバーするシステムの構築と効率的な運用を推進されるよう要望</p>	<p>沿岸4圏域及び岩手中部地域における地域医療情報ネットワークの整備について、運営計画の確認や必要な情報提供等を行うとともに、システム導入事業に対し、地域医療再生基金(～H28)や地域医療介護総合確保基金(H29～)を活用して支援を行ってきたものです。 一方で、すでに運用されているシステムの維持管理や更新費用については、医療介護総合確保基金が充当できないこととして国から通知が发出されていますので、各地域のシステム導入時において、導入費用については補助することとし、一方、システムの運営費や更新費用は補助しないことで、支援してきた経緯があることから御理解をお願いします。 また、全県的なシステムを構築には、本県における統一的運用ルールの整備などが課題となるほか、地域ごとに異なる医療・介護資源の状況や人口規模などの条件も勘案して整備を進める必要があります。 また、国においては医療機関や薬局等で患者の診療情報や服薬情報などのデータ共有が可能となる、全国的な保健医療情報ネットワークの整備について検討が行われているところであり、令和2年夏までに工程表を示すこととされています。 県としては、このような国の動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制のあり方について、県内関係者から意見をいただきながら引き続き検討していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(花巻市) 7 農林業・農村政策の対応について (1) スマート農業推進のための支援策の充実について ① 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について スマート農業機器は高額であり、なかなか導入に踏み切ることが出来ない農業者が多い現状のため、国に対し、補助事業の補助率及び上限額の高上げを要望</p>	<p>スマート農業は、担い手が減少する中、労力軽減、規模拡大、生産性の向上など、担い手が希望を持てる魅力ある農業の実現に向けて、重要な取組と考えています。 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)」については、こうした取組を進める上で有効であることから、令和元年6月に、県では国に対し、必要な予算の十分な措置及び補助率を1/2に引き上げるよう要望したところです。 なお、平成30年度までの経営体育成支援事業では補助上限額が1経営体あたり300万円とされていましたが、令和元年度の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(先進的農業経営確立支援タイプ)」では、個人1,000万円、法人1,500万円に補助上限額が引き上げられたところです。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 7 農林業・農村政策の対応について (1) スマート農業推進のための支援策の充実について (2) スマート農業機器の導入を推進するため、国に対し、次の項目についての規制緩和を要望 ・農業用ドローン散布に適した高濃度登録農薬の登録拡大を推進すること ・ロボットトラクターの無人走行による圃場間移動が可能となるよう基準緩和すること</p>	<p>国は、規制改革推進に関する第5次答申を受け、規制改革実施計画を令和元年6月21日に閣議決定するなど、規制改革を進めています。 その中で、農業用ドローンについては、 ① 空中散布用の航空局標準マニュアルを令和元年7月30日に策定 ② 既存の散布用農薬の希釈倍率の変更登録申請の場合は作物残留試験を不要とする としています。 今後、ロボットトラクターの無人走行も含めて、国の規制改革の動向を注視しながら、必要に応じて対応を検討していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>(花巻市) 7 農林業・農村政策の対応について (2) 有害鳥獣被害対策について 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、被害の防止にかかる抜本的な取組の強化について要望。特にニホンジカについては、農作物への被害が増加傾向にあり、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動を行っているが、当該交付金予算が要望額に満たないため、市単独で予算措置している状況であることから、鳥獣被害防止総合対策の十分な予算を確保するよう要望</p>	<p>本県では、野生鳥獣の個体数管理や被害防止のため、狩猟期間の延長や新規狩猟者の確保などに取り組んでいるところです。 令和元年6月に国に対し個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標の達成に向けて、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図ること、及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、有害捕獲活動の上限単価引き上げや必要な予算措置することについて要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。</p>	環境生活部 農林水産部	自然保護課 農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(北上市) 1 北上市内の一般国道4号の4車線拡幅について 4車線化の事業促進のため、北上市・花巻市・金ケ崎町・奥州市の3市1町と民間企業・団体による国道4号岩手県南地域整備促進期成同盟会を設立し、国への要望活動を行っているため、早期事業化に向け国への働きかけを要望。また、今後見込まれる都市計画決定などの県における許認可手続きについては、迅速な対応を要望</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、平成元年6月11日に行った令和2年度政府予算提言・要望において、一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 引き続き一般国道4号における2車線区間の4車線化の早期事業化について国へ強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(北上市) 2 「(仮称)北上金ケ崎パシフィックルート」の整備促進について 「北上川バレープロジェクト」における産業集積と、「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」における物流機能の相乗効果による県土全域の更なる発展を図るため、北上・金ケ崎地域と三陸地域を結ぶ物流ルートの確保が不可欠のため、北上金ケ崎ICから国道107号までを結び沿岸地域へと繋がる「(仮称)北上金ケ崎パシフィックルート」の整備促進を要望</p>	<p>御要望の北上金ケ崎ICから国道107号までを結ぶルートの整備は、早期の事業化は難しい状況ですが、東北横断自動車道釜石花巻間の全線開通による物流の変化や周辺の開発動向などを見極めながら、物流ルートとして整備が必要な区間やその道路規格等について検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(北上市) 3 北上コンピュータ・アカデミーの今後の運営について 同校が北上市内のみならず、広く県内の人材育成に寄与しており、引き続き県内における高度情報技術者の育成拠点としての役割を果たしていくため、高等教育機関が皆無である当地域の実情を考慮の上、今後の運営について県の関与を深めるよう要望</p>	<p>北上コンピュータ・アカデミーは、開校以来多くの人材を輩出し、地域の情報化と経済の発展に寄与しており、継続して運営できるよう財源の確保を図ることが重要と考えています。 そのため、県では、これまでも北上市と連携し国への要望活動を行っており、国の職業能力開発校設備整備費等補助金により、コンピューターリース料についての支援措置が継続されてきたところです。 令和元年度は、7月に、北上市と連携し、国に対し「令和2年度以降の職業能力開発校設備整備費等補助金による支援(国による全額支援)の継続」について要望し、令和2年度政府予算に盛り込まれたところです。 今後とも、北上コンピュータ・アカデミーの運営についての調査研究に協力していくとともに、北上市との緊密な連携のもと、北上コンピュータ・アカデミーでの訓練がしっかり行えるよう、引き続き、「国の全額負担による財政支援の継続」について取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(北上市) 4 北上市産業支援センターとの連携強化について (1) 岩手県よろず支援拠点県南サテライトの設置 現在実施されている出前による相談体制を生かしながら、県南地域をターゲットとした支援拠点サテライトを北上市産業支援センター内に設置することによる相談支援センター内に設置することによる相談支援体制の強化を要望</p>	<p>岩手県よろず支援拠点は、平成26年6月に「いわて産業振興センター」内に設置され、商工団体や金融機関と連携しながら、開設以来28,000件以上の相談に対応しており、盛岡地区以外の事業者も気軽に相談できるよう、県内各地で合同相談会を開催しています。 特に北上地区においては、北上市産業支援センターや北上信用金庫と連携し、平成29年度から、ほぼ毎週のように開催し、事実上のサテライト展開となってきたところです。 また、北上市産業支援センターには、事業者からよろず支援拠点の利用照会があった場合は、合同相談会を御案内いただくなど、同拠点と連携した対応を行っています。 県としては、よろず支援拠点の相談業務を通じて、事業者の売上拡大や経営改善を支援していきたいと考えており、公益財団法人いわて産業振興センターとともに、同拠点と商工団体、金融機関及び関係支援機関との連携を深めていきます。 このため、県では、令和元年6月に実施された「令和2年度政府予算等に係る提言・要望」において、よろず支援拠点にて相談支援などに対応する専門スタッフの拡充等について要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(北上市) 4 北上市産業支援センターとの連携強化について (2) 北上市産業支援センター内の自動車分解展示の更新 地場産業の自動車産業への進出及び講座を受講した学生が高い技能や技術を習得し、地場産業を支える人材となることで企業誘致の増加を図るため、より新しい車両であり、隣接する金ケ崎町で製造されている最新車種の分解展示の実施を要望</p>	<p>自動車部品の分解展示場は、平成20年8月に開設して以来、小学生の見学から大学等の講座、ものづくり企業の従業員教育等人材育成に活用されてきたほか、自動車産業への参入や取引拡大を目指す企業に対し、自動車部品・構造に関する具体的な情報を提供するなど、本県ものづくり産業の発展に貢献してきました。 現在、本県は、トヨタ自動車東日本(株)岩手工場による小型車の生産拡大に伴い、部品メーカー等の集積が加速しており、今後も新型車種の生産等さらなる発展が見込まれる状況にあります。 このような中、自動車部品の分解展示場の役割は今後も重要と考えており、トヨタの東北拠点化の動向や隣県の類似施設との機能分担等を踏まえながら、引き続き充実に努めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(北上市) 4 北上市産業支援センターとの連携強化について (3) いわてデジタルエンジニア育成センターの継続 いわてデジタルエンジニア育成センターは、県の委託事業と当市補助金により運営されているが、3次元設計開発に係る人材育成や企業支援が安定的に行われるよう体制を強化するとともに、産業集積地である当市において引き続き運営するよう要望</p>	<p>いわてデジタルエンジニア育成センターは、平成21年7月に県と北上市が連携し「北上オフィスプラザ」内に設置され、3次元設計技術に関する「人材育成」と「企業支援」の2つの柱のもと、これまで事業を実施してきたところです。 人材育成事業については、求職者、在職者、学生、教員向けの講習を実施し、これまで2千人余りの方々が受講しています。これら受講者のうち、221人が求職者で、そのうち99人が自動車関連企業等に就職するなど、当センターの人材育成に係る取組は県内全域に広まり、企業や専門高校にとどまらずこれ以外の高校からも3次元設計開発における人材育成機関として高い評価を受けています。 また、当センターが有する専門的な3次元ソフト及び当該ソフトに精通している講師が、多様な企業支援を行うことで、企業の競争力の強化にも貢献しています。 3次元設計開発技術は、設計業務の効率化にとどまらず、受注の拡大や生産プロセスの効率化にも繋がる技術であり、ものづくり産業の振興を図る上で、ますます重要になっています。さらには、AIやロボットなどの第4次産業革命技術の導入を進めるための基盤であることから、その支援を行う当センターの機能の強化等を図るため、令和元年度、当センターの支援機能の充実や、長期安定的な運営のあり方などを検討するため、北上市をはじめ第三者等で構成するいわてデジタルエンジニア育成センター運営協議会を設置し、令和元年10月の第2回運営協議会において、センターの今後の目指す姿やその実現に向けた取組、運営体制の方向性等を取りまとめた長期ビジョンを策定したところです。 県としては、この長期ビジョンを踏まえ、引き続き北上市や関係機関と連携しながら、安定的なセンター運営のあり方について検討していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(北上市) 5 北上済生会病院新病院建設に対する支援について (1) 予算確保 県の医療施設近代化施設整備事業費補助金が交付要綱の基準額どおりに交付できるよう、その財源である厚生労働省の地域医療介護総合確保基金の十分な予算確保について要望</p>	<p>県の医療施設近代化施設整備事業費補助金は、平成30年度まで国の「医療提供体制施設整備交付金」を財源として実施してきましたが、国の事業見直しに伴い、令和元年度から、国の医療介護提供体制改革推進交付金及び県費で造成している「地域医療介護総合確保基金」を財源として実施することになったところです。 令和元年度分は、医療施設近代化施設整備事業費補助金の基準額どおりに交付することができましたが、引き続き、国に対して、基金の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金の十分な確保について要望を行っています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(北上市) 5 北上済生会病院新病院建設に対する支援について (2) 信号機の新設 新病院開院後、周辺道路における渋滞発生が予想されることから、北上市九年橋三丁目地内、市道上川原常盤台線と市道川原町南田線の丁字路交差点への信号機の新設について要望</p>	<p>北上済生会新病院は、令和2年11月に移転開院予定であり、移転後は新病院周辺道路において、通院などによる車両や歩行者の増加が予想されます。今後、新病院周辺の交通量の変化、交通渋滞、交通事故の発生状況などに基づき、信号機設置の判断を行います。</p>	警察本部	交通規制課	C 当面は実現できないもの
<p>(北上市) 6 周産期医療体制の充実について 地域周産期医療母子医療センター機能を担う県立中部病院の産婦人科・小児科の医師数の維持・増加を要望</p>	<p>県立中部病院の産婦人科及び小児科については令和2年1月1日現在で、常勤医師を産婦人科6名(育児休業中1名含む)、小児科4名をそれぞれ配置し、地域周産期母子医療センターとしての役割を担っているところです。 産婦人科については、派遣元である大学から医師の派遣を縮小するとの方針が示されたところですが、県立中部病院における分娩取扱いの継続について現在関係大学との調整を行っているところです。 また、産科医の確保に向け、令和2年度の貸付者から、将来、産婦人科を志す私立大学の医学生に対し、医療局奨学資金に産婦人科特別枠として2名分の奨学金枠を設けることとしています。 産婦人科及び小児科の医師については、派遣元である大学において医師の絶対数が不足しており、大変厳しい状況となっておりますが、今後とも、関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置などにより常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>(北上市) 7 有害鳥獣の捕獲及び駆除の強化について ここ数年、当市ではニホンジカをはじめ、イノシシ、クマによる農作物の被害が発生しており、その都度、捕獲や駆除を行うほか、県及び市の事業による電気柵を設置し対策を行っているが、被害は増加傾向にあるため、県における捕獲及び駆除の強化を要望</p>	<p>県では、野生鳥獣の個体数管理等のため、狩猟期間の延長に加え、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用したニホンジカやイノシシの全県での捕獲、ツキノワグマについて事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の実施などを行っています。 また、農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国事業「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動などへの支援を行っているほか、このような取組を効果的に進めるため、全県対象の「岩手県鳥獣被害対策連絡会」、広域振興局単位の「県南地域野生鳥獣被害防止対策連絡会」を設置して、県と市町村の鳥獣被害対策の情報共有や、各地域の課題の解決に取り組んでおり、今後も継続して取り組んでいきます。 なお、令和元年6月に国に対し、ニホンジカをはじめとする有害鳥獣の個体数管理や被害防止対策の強化について、国における支援の継続・拡充を図るよう要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。</p>	環境生活部 農林水産部	自然保護課 農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 1 地方財政基盤の充実強化について (1) 地方創生の実現に向けて、地方公共団体が自主性を発揮して施策を進められるよう、合併市町村の財政需要を遺漏なく地方財政計画に反映させ臨時財政対策債の廃止に合わせた地方交付税の増額による十分な財政措置を講じること</p>	<p>合併市町村の財政需要については、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえて、平成26年度から、合併時点では想定されていなかった財政需要を地方財政計画に計上の上、普通交付税の算定に反映されているところですが、今後とも県内市町村の実情を適切に反映したものとなるよう、市町村と連携し国に働きかけていきます。 併せて、地方財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の大量発行によることなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき国税の法定率を引き上げるよう、今後とも国に対して要望していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>(奥州市) 1 地方財政基盤の充実強化について (2) 普通交付税の算定においては、「人口と面積」といった規模だけでなく地方の実情に沿った算定方法に改め、地域間格差を是正するような予算の確保・充実を図ること</p>	<p>自治体間の格差是正については、新たに令和2年度から、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、自治体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、地方財政計画に「地域社会再生事業費」が計上され、普通交付税で算定されることとなっており、条件不利地域に重点配分される方針が示されているところです。 県では、国に対して、地方交付税の総額確保と、財源保障機能・財源調整機能の維持・充実を要望しているところですが、今後とも本県の実情を伝えるなど適切な対応を行っていきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>(奥州市) 1 地方財政基盤の充実強化について (3) 合併特例債の発行期限は、東日本大震災の被災地市町村は合併後25年間まで延長されているが、合併算定替えの終了などに伴い財源不足が深刻化することから、上限額の拡大を含め、更なる支援策を講じること</p>	<p>合併特例債の発行に関し、県では、合併市町が健全な財政運営ができるよう、新市町建設計画の変更や地方債発行に係る協議の際に、実質公債費比率等への影響を考慮しながら助言を行ってきたところです。 東日本大震災の被災市町村においては合併特例債の発行期限が延長されていることから、発行期限内における合併特例債の計画的な発行について、今後も引き続き合併市町への支援を行うとともに、県内合併市町の合併特例債の発行状況や新市町建設計画の計画期間を踏まえ、必要に応じて国に働きかけていきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 2 ILC実現に向けた取組について ILCの実現に向けて方針を早期に決定するよう国へ強く働きかけとともに、受入環境整備等県全域の課題解決に向けた取組を強力に推進するほか、県内はもとより国内での機運醸成に向けた普及啓発、情報発信のより一層の強化を要望</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や震災復興、地方創生にも大きく寄与するものと考えています。 そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところであります。 平成31年1月7日に、日本政府が初めてILC計画に対する前向きな関心を示す意思表示を行ったことを受け、同年6月には、北海道・東北地方知事会など東北の関係団体が一丸となり、国に対し、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を明示するとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、更に国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けるよう要望したところであります。 また、平成31年3月の政府関心表明で示された国内外での議論については、令和2年1月、日本学術会議が公表した「第24期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2020)」において、ILCは学術大型研究計画に選定されるなど、国内の学術プロセスにおける議論が行われ、国外においても、令和2年5月策定とされる欧州素粒子物理戦略の議論が進捗していることから、今後、更にILC計画の議論が進展するものと考えています。 県においては、全庁を挙げてILC計画を推進するため、ILC推進本部を設置し、部局横断の分科会において検討を行っており、外国人居住環境分科会では、奥州市等と連携しながら、外国人研究者等の居住環境整備について検討を進めているところです。 さらに、ILC100人委員会の活動支援のほか、県内外のイベントでILCのPRをするなど、関係団体と連携して、国民的な理解増進・普及啓発を行っています。 引き続き、ILCを契機とした地域の発展に向けて、関係団体等との連携を強化しつつ、国への働きかけを行うとともに、受入環境の整備やILCに対する機運醸成などについて取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(奥州市) 3 医療格差の解消について (1) 現在設置されている地域医療構想調整会議においては、利害が錯綜し結論を見出すことが難しい状況であることから、岩手県においては、今まで以上に積極的な関与を要請するとともに、地域の実情に沿った協議の場となるよう努めること</p>	<p>地域医療構想調整会議では、病院経営に精通した地域医療構想アドバイザーとも連携しながら、病床機能等に関するデータの分析結果の提供や客観的・専門的な助言などを行い、議論の活性化を図るとともに、個々の医療機関の機能や診療実績の実態も確認しながら地域の実情に即した協議を行い、各地域で効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでいく考えです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 3 医療格差の解消について (2) 岩手県として、公立病院の医師不足や全国規模の医師偏在を解消するため、国に対して抜本的な改善策を検討する協議の場を設置するよう強く求めること</p>	<p>再編統合の議論が必要であるとする公立・公的病院の公表を受けて、総務省は「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」を設置したところであり、協議の場では、地域医療構想のほか、医師の地域偏在対策についても協議することとされています。 また、全国的な医師の不足と地域偏在を根本的に解消するためには、国を挙げて実効性のある施策に取り組む必要があることから、本県から、青森、福島、新潟、長野、静岡の各県に提案を行い、6県の知事が発起人となって「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」を設立したところであり、知事の会では、関係者への理解促進や国民の機運醸成を図りながら、実効性のある医師確保・偏在対策の実現に向け、国に働きかけを行うこととしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(奥州市) 3 医療格差の解消について (3) 岩手県においては小児科、産婦人科医師の不足は深刻な問題であることから、国に対して問題解決に向けた積極的な支援を行うよう強く求めること</p>	<p>県では、医師の偏在解消に向けて、国全体で医師の計画的養成などに取り組むことを主眼とする「地域医療基本法(仮称)」の草案を本県独自に作成し、その制定の必要性について国に対し継続して提言しているところであり、特に産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消させる施策の充実についても強く要望を行っています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(奥州市) 4 北上川における築堤等の整備促進について (1) 水沢黒石町地内左岸鶴城・大久保地区(藤橋上下流2,600m)及び小谷木橋上流右岸水沢地区(小谷木橋上流5,200m)の洪水対策</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部(概ね紫波町～奥州市の区間)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、僅か5年間に2度も甚大な浸水被害を受けています。 国では、北上川中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、鶴城・大久保(つるぎ・おおくぼ)地区及び水沢地区(水沢区佐倉河八幡地区～北常磐地区)については、現在整備を進めている他地区の事業進捗を見ながら整備を進めたいと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 4 北上川における築堤等の整備促進について (2) 前沢地域の無堤地帯(赤生津地区及び白鳥館地区)の遺跡(世界遺産)の保護に配慮した築堤促進</p>	<p>国では、赤生津(あこうづ)地区の流下能力の確保を図るため、平成24年度は赤生津(あこうづ)橋下流において約5万㎡の河道掘削を実施しており、平成25年度からは、赤生津(あこうづ)橋下流において、用地調査を行うとともに一部区間の用地補償を行っているところと聞いています。 また、白鳥館(しろとりだて)地区については、世界遺産追加登録地の予定となっており、世界遺産追加登録を巡る一連の動向や、北上川中流部の上下流地域での事業進捗を見ながら治水対策を進めると聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>(奥州市) 5 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について (1) 一般国道4号 水沢東バイパスの早期全線開通</p>	<p>一般国道4号の水沢東バイパスについては、平成17年度までに国道397号から北側の4.6kmを供用しており、令和元年度は、南側の道路設計や用地取得及び姉妹町地区の改良工事等を推進し、国道397号から南側2.3kmを部分供用すると伺っております。 県としては、引き続き国に対し整備促進を要望してまいります。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(奥州市) 5 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について (2) 一般国道4号 折居交差点改良の整備促進</p>	<p>一般国道4号折居交差点の渋滞解消整備については、平成25年度、交通事故の削減、交通の円滑化を目的とした右折車線等を整備する事業として事業化され、令和元年度は用地取得や改良工事を進めると聞いています。 県としては、引き続き国に対し整備促進を要望してまいります。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(奥州市) 5 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について (3) 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の検討 ① 金ヶ崎大橋～水沢東バイパス(北口)</p>	<p>一般国道4号については、現在、水沢東バイパスのほか金ヶ崎拡幅や北上拡幅で事業が行われており、県としては、引き続き、これらの事業中箇所の整備促進を要望してまいります。 御要望の金ヶ崎大橋から水沢東バイパス北口までの間を含む一般国道4号の2車線区間についても、4車線化の早期事業化に向けて引き続き国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 5 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について (3) 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の検討 ② 水沢東バイパス(南口)～前沢竹沢交差点</p>	<p>一般国道4号については、現在、水沢東バイパスのほか北上拡幅や金ヶ崎拡幅で事業が行われており、県としては、引き続き、これらの事業中箇所を整備促進を要望していきます。 御要望の水沢東バイパス南口から前沢竹沢交差点までの間を含む一般国道4号の2車線区間についても、4車線化の早期事業化に向けて引き続き国へ働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(奥州市) 5 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について (3) 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の検討 ③ 前沢向田交差点～平泉前沢インターチェンジ</p>	<p>一般国道4号については、現在、水沢東バイパスのほか北上拡幅や金ヶ崎拡幅で事業が行われており、県としては、引き続き、これらの事業中箇所を整備促進を要望していきます。 御要望の前沢向田交差点から平泉前沢インターまでの間を含む一般国道4号の2車線区間についても、4車線化の早期事業化に向けて引き続き国へ働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(一関市) 1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について (1) 隣接市町との連携に資する幹線道路網の整備について 1.新笹ノ田トンネルの早期事業化</p>	<p>一般国道343号は、内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。 新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えております。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(一関市) 1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について (1) 隣接市町との連携に資する幹線道路網の整備について 2.県際連携に資する幹線道路網の整備 ① 国道4号高梨交差点以南の4車線拡幅整備</p>	<p>一般国道4号の高梨交差点以南の4車線拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて引き続き国へ要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市)</p> <p>1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について</p> <p>(1) 隣接市町との連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>2. 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>② 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備</p>	<p>一般国道342号花泉バイパス以南の整備については、平成24年度に白崖地区の事業に着手し、用地取得を進め、平成29年度から改良工事に着手しました。</p> <p>令和元年度も、引き続き用地取得及び改良工事を推進しています。</p> <p>今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>また、白崖地区を除く区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(一関市)</p> <p>1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について</p> <p>(1) 隣接市町との連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>2. 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>③ 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現</p>	<p>一般国道456号の宮城県境付近七曲峠の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(一関市)</p> <p>1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について</p> <p>(1) 隣接市町との連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>2. 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>④ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の改良整備</p>	<p>主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の改良整備については、県際連携に資する道路として必要性を認識しており、幅員狭小区間における安全で円滑な交通の確保を図るため、令和2年度から現地測量・設計に着手予定です。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(一関市)</p> <p>1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について</p> <p>(2) 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1. 幹線道路網の整備</p> <p>① 国道4号大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備</p>	<p>一般国道4号の拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて引き続き国へ要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(一関市)</p> <p>1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について</p> <p>(2) 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1. 幹線道路網の整備</p> <p>② 主要地方道一関大東線柴宿から摺沢までの抜本的な改良整備</p>	<p>主要地方道一関大東線の東山町柴宿から大東町摺沢間においては、生田地区及び流矢地区を生田工区として整備を進め、平成26年度に整備を完了したところです。</p> <p>同区間の抜本的な改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(一関市)</p> <p>1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について</p> <p>(2) 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1. 幹線道路網の整備</p> <p>③ 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化</p>	<p>都市計画道路山目駅前釣山線の御要望の区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>都市計画課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(一関市)</p> <p>1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について</p> <p>(2) 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1. 幹線道路網の整備</p> <p>④ 一般県道折壁大原線大原弘川地区から上川原地区までの整備改良</p>	<p>一般県道折壁大原線の大原弘川地区から上川原地区までの改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市)</p> <p>1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について (2) 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2.国土交通省直轄事業と連携した一級河川の河川整備促進</p> <p>① 黄海川堤防の改修</p>	<p>北上川黄海堤防は平成20年に概成しておりますが、支流黄海川堤防は北上川黄海堤防に比して高さが不足しており、洪水時には北上川本流からの背水の影響が懸念される状況です。 このような状況を踏まえ、県では、黄海川の支川処理方法について、引き続き国と協議を行ってまいります。</p>	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの
<p>(一関市)</p> <p>1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について (2) 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2.国土交通省直轄事業と連携した一級河川の河川整備促進</p> <p>② 滝沢川排水機場の整備</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した区間や資産が集中している箇所等において、優先的に進めています。 御要望の箇所は、平成23年9月の台風15号や平成24年5月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋への浸水被害は無く、冠水した場合の道路の迂回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については難しい状況です。</p>	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの
<p>(一関市)</p> <p>1 幹線道路網の整備及び河川整備の促進について (2) 幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2.国土交通省直轄事業と連携した一級河川の河川整備促進</p> <p>③ 磐井川堤防の早期完成(JR橋梁部分)</p>	<p>国では、一関遊水地事業における周困堤として、磐井川の堤防改修工事を平成22年から実施しており、平成30年度までに青葉地区、田村地区の工事を完了し、令和元年度は上の橋左岸の末広地区の工事に着手する予定と聞いています。 直轄管理区間の河川整備については、県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行ってまいります。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (1) 若者の地元就職と人材確保への支援について ① 「ジョブカフェ一関」を共同運営する県の財政負担割合の拡充と就業支援員による市内高等学校に対する地元就職への支援強化</p>	<p>ジョブカフェ一関は、平成17年度に県が設置し、平成19年度以降は一関市と共同で運営し、一関地域の若年者の就業支援の拠点として、学校、企業及び関係機関と連携しながら、就業相談、就職関連セミナーの開催、キャリア教育支援を行ってきたところです。 限られた財源の中で、財政負担割合の拡充については困難な状況にありますが、本年度の注力する取組として、高校生に対する就業支援を掲げ、一関管内の就業支援員4名により、支援内容の充実強化を図っているところです。 また、一関工業高校と千厩高校での生徒・保護者向け企業ガイダンスの開催、大東・花泉・千厩・一関工業・一関修紅高校の生徒を対象とした企業見学会の実施、一関二高での「高校生と若手社員等の交流会(イワテーブル)」の開催など、高校生の地元定着に向けた様々な取組を進めました。 さらに、令和元年度は、一関市が実施する、高校生に向けて地元企業を紹介するパネル展示事業や出前授業について、県として積極的に支援することにより、連携を一層強化しました。 加えて、北上川流域ものづくりネットワークと連携し、教員を対象とした企業見学会や「いわて県南広域企業ガイド」による地域企業の情報発信に引き続き取り組みました。 今後も、こうした取組を通じて、市内高等学校に対する地元就職への支援強化を図っていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(一関市) 2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (1) 若者の地元就職と人材確保への支援について ② 外国人労働者の受入にかかる行政情報、生活情報の多言語化についての支援体制の強化</p>	<p>外国人労働者の生活環境の支援については、平成31年4月の出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設を踏まえ、令和元年7月2日、ワンストップ型の相談窓口として、アイーナの国際交流センター内に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置しました。同センターにおいては、多言語による相談体制を強化するとともに、広く相談対応していくため、巡回相談や事業所等の訪問を実施しています。 また、市町村や国際交流協会等の関係機関と連携して、引き続き、日本語学習の支援や多言語による生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の構築に取り組んでいきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>国際室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(一関市) 2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (1) 若者の地元就職と人材確保への支援について ③ 国の支援制度に該当しない親元就農者に対する支援策の創設</p>	<p>本県農業を持続的に発展させていくためには、若い就農者を確保することが必要であり、親元就農者は、地域のリーダーとなる重要な担い手として期待されているところです。 このことから、県では「農業次世代人材投資事業(国庫)」、「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業(県単)」、「担い手育成基金事業(県農業公社)」などを活用するとともに、農業改良普及センターによる生産技術・経営力の向上に向けた指導などを行ってきたところです。 また、県では農業次世代人材投資事業の親元就農の場合の対象要件の緩和を国に対して要望した結果、①同一作物の規模拡大であっても販路開拓や新技術導入などの取組を行うことで対象となる、②農地の所有権移転が必須でなくなる等、活用しやすいよう交付要件の一部が緩和されています。加えて、親元就農者の当事業活用に当たっては、農業改良普及センターが関係機関・団体と連携して、引き続き、計画作成支援等を行っていきます。 今後においても、農業改良普及センター等が中心となり親元就農者の事業導入に向けてきめ細かに指導していくとともに、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業などの県単事業により、経営発展に必要な機械・施設の整備等の支援を行っていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (2) 看護師、介護職員等の医療・介護人材確保対策の充実について ① 医療・介護人材の確保、定着に向けた施策の更なる充実</p>	<p>【看護】 県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナースセンターによる再就業支援などに総合的に取り組んでおります。 今後も引き続き、看護職員の人材確保対策の充実・強化に努めていきます。(B)</p> <p>【介護人材】 介護人材については、県内各地にキャリア支援員を配置し、新規人材や潜在的有資格者の掘り起こし、マッチング支援などを行っているほか、労働環境の整備改善を促すセミナーの開催、研修の受講や介護ロボットの導入、介護人材確保に関して市町村等が行う取組を支援するための補助事業などに継続して取り組むとともに、令和2年度からは、外国人介護人材受入支援の取組を拡充し、指導職員向け研修会の開催や、介護ロボット導入支援の取組を拡充し、ICT導入に対する支援等にも取り組むため、所要の経費を当初予算に計上しています。 また、県社会福祉協議会では、県の財政支援のもと介護福祉士を目指す学生等に対して修学資金を貸し付けています。 今後も、国、県、市町村、関係団体及び養成機関で構成される岩手県介護労働懇談会等を通じて、関係機関が連携しながら、介護人材の確保・定着に取り組んでいきます。(A)</p>	保健福祉部	医療政策室 長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (2) 看護師、介護職員等の医療・介護人材確保対策の充実について ② 医療・介護人材確保対策への財政支援措置の充実</p>	<p>団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を推進するため、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、各都道府県は、事業計画を作成し、計画に基づいて事業を実施しているところです。 本県においても、医療・介護人材の確保や病床機能の分化・連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、基金を活用しながら事業を実施しているところですが、国に対しては、深刻な医師不足等の医療課題や介護人材確保・育成の課題などの実情を踏まえて基金を配分するよう要望するとともに、県内各地域の実情に応じて必要な事業を確実に実施できるよう、事業区分間の配分額の柔軟な調整を可能にすること、予算を安定的に確保すること及び制度を恒久化することを要望しているところであり、引き続き国に対し働きかけていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (3) 地域公共交通施策の充実について ① 地域公共交通活性化推進事業費補助金等の補助支援制度の拡充によるデマンド型乗合タクシーの本格運行2年目以降の運用費用への財政支援</p>	<p>市町村が運行する地域内公共交通に関しましては、公共交通体系の再編に伴い実証運行などの導入時期において、地域公共交通活性化推進事業費補助金の対象として支援していくこととしているところであり、導入時期が終了した本格運行2年目以降についてまで支援していくことは難しいと考えています。</p>	政策地域部	交通政策室	S その他
<p>(一関市) 2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (3) 地域公共交通施策の充実について ② デマンド型乗合タクシーや路線バス等への乗り換えポイントとなる停留所の整備に係る財政支援</p>	<p>広域バス路線と、デマンド交通などの地域内公共交通との適切な接続拠点の設定や接続利便性の向上は、地域内公共交通の維持確保に重要と考えており、市町村に対する支援については、引き続き検討していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (4) 特別支援教育の充実について 特別支援教育の充実を図るため、情緒学級の学級担任配置の基準(1学級在籍児童・生徒8人に教員1人)を、6人に1人に見直しするなどの改善を行うとともに、特別支援教育支援加配の非常勤講師について増員するよう県に対し働きかけるよう要望</p>	<p>情緒学級を含めた特別支援学級については、義務標準法に基づいて、教員を適切に配置しているところです。 さらに、県では各市町村の要望等を踏まえ、特別支援学級設置校のうち、対象の児童生徒数や障がいの程度を考慮し、指導がより困難な学校に対し、国からの定数を活用して、小学校32人、中学校12人、計44人の非常勤講師の特別支援教育支援加配を措置しているところです。 子どもたちへの教育支援は多様化の傾向を示しているところであり、今後も引き続き、市町村教育委員会と連携しながら必要な人員の配置に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 3 県際地域の医療提供体制等の充実について 1.地域医療体制の確保について (1) 県立病院医療体制の充実について ① 地域医療構想の実現に必要な協議に際し、地域に実態を考慮した慎重な対応</p>	<p>本県では、再検証の対象とされた医療機関の大半において、既に一定程度病床機能の転換や病床数の見直しが進められており、直ちに病院機能の大幅な見直しが求められるものではないと考えています。 地域医療構想調整会議では、個々の医療機関の機能や診療実績の実態も確認しながら地域の実情に即した協議を行い、各地域で効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでいく考えです。 また、総務省が設置した「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」では、地域医療構想のほか、医師の地域偏在対策についても協議することとされています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市)</p> <p>3 県際地域の医療提供体制等の充実について</p> <p>1.地域医療体制の確保について</p> <p>(1) 県立病院医療体制の充実について</p> <p>(2) 国と地方の協議の場において、公立病院の医師不足や全国規模の医師偏在を解消するための抜本的な改善策の検討</p>	<p>再編統合の議論が必要であるとする公立・公的病院の公表を受けて、総務省は「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」を設置したところであり、協議の場では、地域医療構想のほか、医師の地域偏在対策についても協議することとされています。</p> <p>また、全国的な医師の不足と地域偏在を根本的に解消するためには、国を挙げて実効性のある施策に取り組む必要があることから、本県から、青森、福島、新潟、長野、静岡の各県に提案を行い、6県の知事が発起人となって「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」を設立したところであり、知事の会では、関係者への理解促進や国民の機運醸成を図りながら、実効性のある医師確保・偏在対策の実現に向け、国に働きかけを行うこととしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市)</p> <p>3 県際地域の医療提供体制等の充実について</p> <p>2.県立病院の医療提供体制の充実について</p> <p>(1) 常勤医師の配置について</p> <p>① 千厩病院:循環器内科医、小児科医、皮膚科医、泌尿器科医、眼科医及び脳神経内科医</p>	<p>県立千厩病院において、常勤医師が不在となっている循環器内科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科及び脳神経内科への常勤医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に積極的に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市)</p> <p>3 県際地域の医療提供体制等の充実について</p> <p>2.県立病院の医療提供体制の充実について</p> <p>(1) 常勤医師の配置について</p> <p>(2) 大東病院:脳神経内科医及び整形外科医</p>	<p>県立大東病院において、常勤医師が不在となっている脳神経内科及び整形外科への常勤医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に積極的に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市)</p> <p>3 県際地域の医療提供体制等の充実について</p> <p>2. 県立病院の医療提供体制の充実について</p> <p>(1) 常勤医師の配置について</p> <p>③ 南光病院: 児童青年精神科医</p>	<p>県立南光病院への児童青年精神医の配置については、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に積極的に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市)</p> <p>3 県際地域の医療提供体制等の充実について</p> <p>2. 県立病院の医療提供体制の充実について</p> <p>(2) 常勤医師等の増員について</p> <p>① 磐井病院: 小児科医、産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医及び助産師</p>	<p>県立磐井病院の産婦人科については平成31年4月から、小児科については令和元年7月から、常勤医師を各1名増員したところです。</p> <p>県立磐井病院の救急科、麻酔科、呼吸器内科の常勤医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に積極的に取り組んでいるところであり、引き続き、医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>県立磐井病院の助産師については、分娩件数の増加等に対応するため、平成30年4月から2名増員したところであり、令和元年度においても必要な体制を維持しています。今後とも、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めていきます。(A)</p>	医療局	医師支援推進室 職員課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>(一関市)</p> <p>3 県際地域の医療提供体制等の充実について</p> <p>2. 県立病院の医療提供体制の充実について</p> <p>(2) 常勤医師等の増員について</p> <p>② 千厩病院: 総合診療内科医、消化器内科医及び整形外科医</p>	<p>県立千厩病院の総合診療内科については、令和元年7月から常勤医師を1名増員したところです。</p> <p>県立千厩病院の消化器内科及び整形外科の常勤医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に積極的に取り組んでいるところであり、引き続き、医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 3 県際地域の医療提供体制等の充実について 2. 県立病院の医療提供体制の充実について (2) 常勤医師等の増員について ③ 南光病院:精神科医(特にも中堅医師)、公認(臨床)心理士及び医療社会事業士(精神保健福祉士)</p>	<p>県立南光病院の精神科の常勤医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、特に中堅医師の確保等は非常に厳しい状況です。 県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に積極的に取り組んでいるところであり、引き続き、医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B) 県立南光病院の公認(臨床)心理士及び医療社会事業士については、医師の負担軽減や診療体制の充実等のため、平成30年4月から臨床心理士1名、医療社会事業士2名を増員したところであり、今年度においても、必要な体制を維持しています。なお、臨床心理士については、全員が公認心理士資格を取得しており、精神保健福祉士については、配置した医療社会事業士のうち、5名が取得しており、今後も病院において有資格者を養成することとしています。 今後とも、患者の動向や圏域内の医療機関の役割と連携の状況等を踏まえながら、必要な体制の整備に努めていきます。(A)</p>	医療局	<p>医師支援推進室 職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>
<p>(一関市) 3 県際地域の医療提供体制等の充実について 3. 奨学金養成医師の適正な配置について (1) 地域及び診療科による医師の偏在の解消</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和元年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計53名の養成医師を配置したところですが、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んだ結果、両磐医療圏には4名の配置となったところです。 医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度、臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図ったところです。また、診療科偏在の取組については、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設けたところであり、本制度について周知を図り、産科医等の養成の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 3 県際地域の医療提供体制等の充実について 3. 奨学金養成医師の適正な配置について (2) 公的基幹病院のほか、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置</p>	<p>地域病院等の中小医療機関への奨学金養成医師の配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、令和元年度は、県全体で4名の養成医師を配置したところであり、引き続き、地域病院等への配置数の拡大を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 3 県際地域の医療提供体制等の充実について 4.こども救急相談電話の受付時間の延長について</p>	<p>県では夜間、小児患者の保護者等からの電話相談に専門の看護師が対応し、適切な対処方法についてアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を平成16年10月から岩手県医師会に委託して、実施しています。 近年、相談件数は増加傾向にあり、保護者の不安解消や夜間・休日の救急外来への受診等について適切な助言を行ううえで、更に充実を図る必要があると考えています。 受付時間の延長にあたっては、相談員の確保や相談体制の見直し等が必要となることから、他県の相談実施体制等を参考にしながら、県医師会等関係者と協議していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (1) 原木しいたけ産地再生への支援 ① 地元産原木が使用できないことにより生じた原木購入費の掛り増しについて、新規参入者と規模拡大意向者への賠償実現に向けた支援</p>	<p>原木しいたけの産地再生を図るためには、安全な原木を確保し生産量の回復を図ることが必要であるため、原木価格の高騰分の掛り増し経費が賠償対象外となっている新規参入者や既存生産者の規模拡大部分についても賠償されるよう、東京電力に対し申し入れを行うとともに、国に対しても支援を要望しており、引き続き、こうした取組を進めていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (1) 原木しいたけ産地再生への支援 ② 令和2年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保と早期納入への支援</p>	<p>県では、安全な原木を確保するため、県森林組合連合会などの関係団体と連携し、毎年度、植菌時期までに、他の地域から必要な原木が供給されるよう取り組んでいます。引き続き、安全な原木が適期に確保されるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について ③ 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援</p>	<p>しいたけ原木として利用できない立木等について、東京電力は、「福島県以外では、しいたけ原木用の立木をパルプ材等として販売した場合、その価格差を営業損害として賠償する」としています。県としては、引き続き、財物賠償についても、国や東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう強く求めています。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について ① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示しているところです。また、その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に対し要望しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について ② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための全面的な支援</p>	<p>県では、汚染稲わら等の一時保管に要する経費を補助する「岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業等」を措置し、自然災害等で破損した一時保管施設の補修など、市町村が実施する施設の維持管理に係る取組を支援しており、引き続き、汚染稲わら等が適切に管理されるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について ③ 事故当時に汚染され一時保管されている乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援</p>	<p>市町村が当該乾しいたけを焼却処理する場合は、ほだ木と同様、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てることができます。県としても、当該乾しいたけの処理が進むよう、混焼する場合の生活ごみ等の混焼方法、焼却灰の埋立等について市町村に技術的助言をしていきます。また、関係市町村のほか関係団体等とも連携しながら、早期処理に向けて対応していきます。</p>	環境生活部 農林水産部	資源循環推進課 農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援 ① 産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援</p>	<p>県では、食の安全・安心を確保することが重要と考えており、流通関係者が出荷前に自主検査を行うよう指導するとともに、必要に応じて県が精密検査を行い、検査結果を県のホームページ等で速やかに公表して、風評被害の防止に努めています。 また、山菜の販売促進については、産直などが実施する販売促進活動等を関係機関・団体と連携し支援していきます。</p>	農林水産部	林業振興課 流通課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (4) 損害賠償の迅速化 ① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員の配置</p>	<p>産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要となる過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。 県では、広域振興局農政担当部が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。 なお、東京電力に対しても、産直施設等の民間事業者の実情に応じてきめ細かく対応し、被害の実態に即した十分な賠償を行うよう、様々な機会を通じて引き続き求めています。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (4) 損害賠償の迅速化 ② 未払いとなっている行政請求分の早期支払い</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応ずるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。 さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月及び平成28年3月に和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきており、令和元年7月には第3回目の和解仲介の申立てを実施したところです。 なお、国に対しても、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しています。 今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (4) 損害賠償の迅速化 ③ 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加</p>	<p>『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていません。 しかし、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。 そこで、東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。 また、国に対しても『東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書』等により十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しており、今後も、様々な機会を捉えて要望・要請活動を行っていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (5) 側溝土砂の処理基準の提示と新たな支援制度の創設 ① 放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理に向けて、国に対し除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、汚染濃度や除染実施区域外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講じるよう要望しています。なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費について、平成25年度以降「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援しています。</p>	環境生活部	資源循環推進課 環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 5 災害復旧対策の充実強化について (1) 災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進 災害復旧事業に早期に着手できるよう、公共土木施設、農業用施設等の災害査定を迅速かつ柔軟に対応するとともに、十分な財政措置を講じること。なお災害復旧事業については再び災害が発生しないよう改良復旧を積極的に推進すること。加えて特に発災直後の道路の通行確保及び農地の復旧にかかる土砂撤去費や河川堤防の応急復旧費なども、その緊急性に鑑み、柔軟に国庫補助等の対象として採択願いたい</p>	<p>災害査定については、査定の効率化の措置があり、図面の簡素化や机上査定の限度額を引き上げるなど、早期実施に努めているところであり、災害査定委託費補助など財政措置も講じられているところです。 また、改良復旧については、河川等災害関連事業として制度化されており、国からも積極的な活用が通知されているところです。 なお、道路の通行確保などに必要な費用についても、応急復旧工事として国の災害復旧事業の対象となっています。</p> <p>令和元年10月12日～13日にかけて発生した台風第19号の暴風雨による農地・農業用施設に係る災害の査定は、令和元年12月2日～25日に延べ9班体制で実施し、年内に11市町村から申請のあった全ての査定を完了しました。また、農地・農業用施設の早期復旧に向け、復旧に要する経費を令和元年9月補正予算で措置しました。今後も、農地・農業用施設の災害復旧事業の早期着手に向けて対応していきます。 災害復旧事業の改良復旧の推進については、農地・農業用施設の災害復旧事業は原形復旧が原則となっていますので、御理解願います。 農地・農業用施設の災害復旧では、農作物への被害防止及び施設等への二次被害防止の観点から、発災直後の応急的な仮設工事及び本復旧工事が国庫補助の対象となる場合がありますので、現地の状況を踏まえ、市町村等と連携して対応していきます。</p>	<p>県土整備部</p> <p>農林水産部</p>	<p>砂防災課</p> <p>農村建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(一関市) 5 災害復旧対策の充実強化について (2) 道路・河川・その他公共施設等の早期復旧に向けた支援 道路、河川、その他公共施設等の全面的な早期復旧に向け、財政的・技術的な支援を含め特段の措置を迅速に講じること</p>	<p>市町村が実施する公共土木施設の災害復旧事業については、関係実務に関する助言や技術的支援を行い、国等の関係機関とも連携しながら早期復旧に向けて取り組んでいます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 5 災害復旧対策の充実強化について (3) 財政上の配慮等 応急対策や被災者の救援、復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、行財政運営に支障が生じることのないよう、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による必要かつ十分な財政支援措置を講じること</p>	<p>道路の交通確保などの応急対策については、国の災害復旧事業で認められているところです。なお、災害復旧事業については、市町村負担分についても100%起債充当が可能であり、交付税措置も95%あるなど財政支援措置が講じられているところです。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(西和賀町) 1 国道107号の改良整備促進について 落石及び崩落箇所等の総点検を実施するとともに、トンネル化による整備が図られるよう要望</p>	<p>国道107号の落石及び崩落箇所については、平成29年度に道路防災点検を実施しました。また、道路パトロール等により危険箇所の把握に努め、緊急性の高い箇所から順次対策を進めているところです。(A) また、同路線の川尻～当楽間の落石・雪崩危険箇所のトンネルを含む整備については、多額の事業費を要することが見込まれるため、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>(西和賀町) 2 主要地方道花巻大曲線全線の早期供用開始について (1) 土砂崩落箇所の早期復旧(整備未改良区間の沢内字川舟地区)</p>	<p>主要地方道花巻大曲線川舟地区の平成30年4月に土砂崩落した箇所については、令和元年11月に本復旧工事が完成しています。(A) また、平成30年10月に土砂崩落した箇所については、仮復旧が完了し、令和元年11月に仮設道路にて通行開放より供用開始しています。 なお、本復旧については、令和2年度以降に工事着手し、完成に向けて取組んでいきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>
<p>(西和賀町) 2 主要地方道花巻大曲線全線の早期供用開始について (2) 小倉山工区の早期完成</p>	<p>主要地方道花巻大曲線花巻・西和賀町沢内間の小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。 8号橋については平成29年6月に下部工が完了したところであり、上部工工事については、令和元年11月に概成しました。 また、4号トンネルについては、現在、工事契約手続きを進めており、引き続き整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(西和賀町) 2 主要地方道花巻大曲線全線の早期供用開始について (3) 笹峠工区の未改良区間の工事再開</p>	<p>笹峠工区の未改良区間(岩手県側800m、秋田県側1,740m)の工事再開については、秋田県側の動向を踏まえながら、今後の整備方針を検討していきますが、早期の事業再開は難しい状況です。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(西和賀町) 3 主要地方道盛岡横手線(県道1号)の道路整備促進について 県においては継続的に道路改良を進めているが、依然として狭隘箇所、あるいは急カーブが連続する区間があることから、特に泉沢地区の急カーブの解消と、湯之沢～巻淵間の歩行空間整備の早期完成を要望</p>	<p>主要地方道盛岡横手線の泉沢地区については、人家連担区間における急カーブの存在等から整備の必要性を認識し、令和2年度より、現地測量・設計に着手予定です。(A) なお、湯之沢～巻淵間については、平成28年度より歩行空間整備事業に着手しており、早期完成に向け、引き続き事業を進めていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>
<p>(西和賀町) 4 秋田自動車道の4車線化について 北上JCT～大曲IC間が片側一車線の対面通行、いわゆる暫定二車線となっている。冬期間の安全性確保や補修工事及び事故による交通規制が頻発する路線であり、大きな課題が顕著化している状況にある。このような中、平成31年3月に湯田IC～横手IC間の約7.7kmが4車線化候補箇所を選定、事業化された。残る区間についても今夏頃までに策定される「高速道路における安全・安心計画(仮称)」に最優先箇所として位置付け、完全四車線化に向け県からも国やネクスコ東日本への働きかけを要望</p>	<p>県としても、高規格幹線道路における防災・減災機能の強化を図るためには、暫定2車線区間の4車線化等の推進が必要と考えており、令和元年6月11日に行った、令和2年度政府予算提言・要望において、秋田自動車道(湯田IC～横手IC)等の整備を推進するよう要望したところです。 県としては、引き続き整備が推進されるよう、国に働き掛けていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(西和賀町) 5 日本型直接支払い制度について (1) 中山間直接支払制度について 農業者が安心して営農を継続することを可能にするため、現行制度の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保するよう国に要請されるよう要望</p>	<p>「中山間地域等直接支払制度」は、中山間地域における農業生産活動が継続的に行われるよう、交付金により生産条件の不利を補正するため支援を行うものであり、県土の約8割が中山間地域である岩手県にとって、極めて重要な施策であると認識しています。 このため、県では令和2年度政府予算提言・要望において、日本型直接支払制度の取組拡大に向け十分な予算を措置することなどを国に要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(西和賀町) 5 日本型直接支払い制度について (2) 多面的機能支払制度について 多面的機能支払制度の資源向上支払(施設の長寿命化活動)分は、平成27年度以降申請の8割程度の配分にとどまっております、国に対し十分な予算確保を要望</p>	<p>県では、農業農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに担い手への農地集積等の構造改革を後押しするため、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところですが、多面的機能支払の資源向上支払分における令和元年度交付金の国の配分は、要望額の71%となっています。 このため、県では、国に対して、必要な予算の確実な措置について要請しており、今後も満額確保に向け、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの
<p>(西和賀町) 6 生活交通バス路線運行維持対策について (1) 県単補助要件の維持 県単補助では現在、補助要件である「平均乗車密度4人以上」を当分の間適用しないこととしており、この運用を維持すること</p>	<p>県では、平成30年度、「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むこととしております。 県単補助の補助要件については、被災地特例により「平均乗車密度4人以上」の要件を適用しないこととしておりますが、被災地特例や激変緩和措置が終了した場合への対応策を検討する場として、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、市町村への支援のあり方等について検討しており、全県的な視点で適切な公共交通体系の構築を図っていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(西和賀町) 6 生活交通バス路線運行維持対策について (2) 市町村が行う交通手段確保施策への支援 市町村が地域の实情に応じて行う交通手段の確保施策に係る支援を拡充すること</p>	<p>市町村が行う交通手段の確保については、県では引き続き、地域公共交通活性化推進事業費補助により新たなコミュニティバスやデマンド交通等の導入への支援を実施していきます。 また、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を国に対し要望しているところです。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(西和賀町) 7 地域医療の確保と医師対策について 現在、町立病院の常勤医師は3名だが、うち1名は定年延長をお願いし勤務いただいている。このような体制のもとで非常に多くの業務をこなしており、医師への過重負担が懸念されている。町では独自の奨学金による医師養成に取り組んでいるが、地域の小規模病院に勤務可能となるには長い期間を要するため、即効的な対策とは言えない状況にある。ついては、医師の安定的確保、病院経営の健全化と病院機能の維持に向け、令和元年度中断されている自治医科大学養成医師の継続的な派遣等、医師の配置について要望</p>	<p>自治医科大学養成医師については、自治医大卒業医師を毎年2～3名養成し、これまでも計画的に配置しているところですが、公的基幹病院でも十分な数の勤務医が確保できず、基幹病院としての機能維持が困難な状況にあるほか、自治医大養成医師の配置ルール上、中小病院への配置が可能な養成医師数も限りがあり、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。 県としては、市町村への医師の配置については、引き続き、即戦力医師の招聘や地域の状況に応じた自治医科大学養成医師の派遣に務めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望にも配慮しながら配置調整を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(西和賀町) 8 県立西和賀高等学校の存続と教職員数の維持確保について</p> <p>町としては、確かな実績を持つ西和賀高校を、中学生から積極的に選択する魅力を備えた学校として存続させたいと考え、地域が一丸となって取り組み町内外からの入学希望者を確保してまいります。県としても、生徒一人ひとりの将来の夢の実現に向けて行っている現在の「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」にあたる教職員数の維持確保について要望</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。</p> <p>こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図ってまいります。</p> <p>今後においても、市町村等との丁寧な意見交換に努め、学校の魅力づくりや教育の質の確保等について、地域と連携して取り組んでいきます。</p> <p>教職員については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(標準法)に基づいた上で、学校の実情等を考慮し配置しています。学級減に伴う教職員数についても、学校の特色と教育の質を維持できるよう、激変緩和策を講じながら配置しているところであり、標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行います。</p> <p>今後においても、国の標準法に基づきながら、学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討するとともに、高等学校における教育環境の充実に向け、市町村等と様々な形で意見交換を行いながら、引き続き、学校の魅力づくりと教育の質の確保について取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課 学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(金ケ崎町) 1 一般国道4号の4車線拡幅整備について (1) 一般国道4号金ケ崎拡幅の調査・設計・用地買収の推進を図ること</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、平成元年6月11日に行った令和2年度政府予算提言・要望において、ご要望の金ケ崎拡幅を含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。</p> <p>金ケ崎拡幅について、令和元年度は用地調査、調査設計等を実施し、用地買収に着手すると国から聞いていますが、事業推進が図られるよう、引き続き当該区間の早期完成について国へ強く働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(金ケ崎町) 1 一般国道4号の4車線拡幅整備について (2) 地域経済の活性化を図るため、「重要物流道路」として指定された幹線道路等のネットワークについて、地域ニーズに応じた必要な連携構築、機能強化や重点整備・支援を行うこと</p>	<p>国土交通省では、平成31年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。 平成31年4月1日には、まず供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路の指定が行われたところです。 県としては、指定された重要物流道路と代替・補完路の機能強化や重点整備について、国に強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>(金ケ崎町) 1 一般国道4号の4車線拡幅整備について (3) 岩手県南地域の製造業等の生産性向上のため、公共事業関係費を平成21年度以前の7～8兆円規模に回復させ、令和2年度当初予算における大幅な増額を図るほか、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設すること</p>	<p>県では、地方創生の基盤となる社会資本の整備等を推進するため、国の公共事業予算関係費の総額を安定的・持続的に確保するよう要望しています。 また、国では、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための緊急対策」において、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、概ね7兆円程度を目途とする事業規模をもって、3年間で集中的に実施することとしています。 県としては、計画期間終了後も引き続き防災・減災、国土強靱化に向けた取組を継続するよう国に強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>(金ケ崎町) 2 北上川流域における自動車・半導体産業に対する集中的投資について (1) 北上川流域に特化した岩手県土地開発公社を活用した産業用地の造成・整備</p>	<p>北上川流域を中心に自動車・半導体関連産業の集積が進む中、特に県南地域において産業用地が不足している状況であることは、県としても認識しているところです。 産業用地の整備については、基本的に市町村において対応するべきものと考えていますが、県としても、市町村の意向や企業ニーズの把握を行いつつ、市町村による産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っていきます。 また、岩手県土地開発公社による産業用地の造成・整備については、その必要性や財源等を総合的に勘案して判断することとしております。 なお、産業用地の整備には多額の費用を要することから、県では国に対して、産業用地の整備に対する支援を行うよう要望しているところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(金ケ崎町) 2 北上川流域における自動車・半導体産業に対する集中的投資について (2) 町が管理している町道のうち、重要物流道路にも指定された物流の主要経路であるとともに、県南・県央地域の企業をつなぐ産業道路であり、かつ近隣市町からの通勤経路となっている町道南花沢・前野線を県道に移管(総延長6,750メートル)すること</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要がある、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断の上行うこととしており、現在のところ、御要望の区間の県道昇格は難しい状況です。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(金ケ崎町) 3 JR東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR東日本(株)へ働きかけを要望 (1) 北上駅発着の普通列車を一ノ関駅発着に変更</p>	<p>JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望書を提出しており、平成31年3月の要望では、北上駅発着の普通列車の一ノ関駅発着に変更についても要望したところ です。 また、令和元年12月に設立されたJR線岩手県南地域利用促進協議会には、県南広域振興局が参加し、東北本線等の利便性向上に向け、地域と連携した活動を進めているところであり、今後も地域の意向が反映されるよう取り組んでいきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(金ケ崎町) 3 JR東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR東日本(株)へ働きかけを要望 (2) 六原駅に駅員の配置及び利用者の利便性向上</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望書を提出しており、平成31年3月の要望では、六原駅への駅員の配置についても要望したところ です。今後も地域の意向が反映されるよう取り組んでいきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(金ケ崎町) 3 JR東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR東日本(株)へ働きかけを要望 (3) 金ケ崎駅及び六原駅周辺のまちづくりに対する連携及び協力</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望書を提出しており、今後も地域の意向が反映されるよう取り組んでいきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(金ケ崎町) 4 県立胆沢病院の医療体制の充実について 県立胆沢病院の産婦人科医師の確保対策にご努め、安心して子どもを産み育てられる医療体制の充実を図ること</p>	<p>県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しており、胆江地域が含まれる県南圏域(岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏)は、県立中部病院、県立磐井病院及び北上済生会病院が地域周産期母子医療センターとなり、リスクの高い分娩を担うこととなっています。また、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携にも努めています。 県立胆沢病院の産婦人科への医師の配置については、派遣元である大学において医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。 産婦人科の医師については、まずは地域周産期母子医療センターの充実を図る必要があると考えます。</p> <p>岩手県保健医療計画においては、胆江地域が含まれる県南圏域は、県立中部病院、県立磐井病院、北上済生会病院が、地域周産期母子医療センターとして産科及び新生児医療を担うこととなっています。 県立胆沢病院では、現在、開業医による診療応援により、週1回婦人科の外来診療を行っています。 県立病院の産婦人科医師については、まずは、地域周産期母子医療センターである中部、磐井病院等の産科医の充実を図る必要があり、胆沢病院への確保は難しいものと考えています。 また、産科医の確保に向け、令和2年度の貸付者から、将来、産婦人科を志す私立大学の医学生に対し、医療局奨学資金に産婦人科特別枠として2名分の奨学金枠を設けることとしています。 今後においても、地元開業医と県立中部・磐井病院等の地域周産期母子医療センターとの連携強化や、小児医療遠隔支援システムなどICTの活用により、胆江地域の方々が出産や子育てに不安を感じずに安心できるよう、地域医療の確保に努めていくとともに、関係大学への医師派遣要請や即戦力医師の招聘等、胆沢病院の医療の充実に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの
		医療局	医師支援推進室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(金ヶ崎町) 5 骨髄等のドナーに対する支援策の充実について 骨髄バンクに対する理解促進を図り、骨髄等ドナー等に対する経済的支援対策の充実を図ること</p>	<p>県では、これまでも、保健所において毎月登録受付日を設けているほか、ドナー登録推進月間における普及啓発や献血会場でのドナー登録会の開催など、登録を促進する取組を行ってきたところです。しかし、本県の登録者数は全国の中でも少ない状況にあることから、登録者数の増加に向け、骨髄提供時の負担など登録希望者の不安に答えながら、必要性や手続きについて適切な説明を行うドナー登録説明員を養成し、新たな説明員が活動を始めています。</p> <p>また、登録者が骨髄提供を行いやすい環境の整備も重要であり、企業等における「ドナー休暇」制度の導入を促進するため、県内企業に対する普及啓発を行っているほか、令和2年度からは、市町村が行う骨髄提供者等への経済的支援に対し、補助を行うこととしたところです。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(平泉町) 1 平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの安全安心な交通確保を図る整備について 冬季においても安全安心で、信頼性の高い幹線道路ネットワークを形成するため、4車線化や冬期速度低下対策等を行われるよう要望</p>	<p>一般国道4号の拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて、令和元年6月に政府予算要望を行ったところであり、引き続き国へ要望していきます。</p> <p>なお、急勾配区間については、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、安全安心な道路交通を確保するため、国では、立ち往生などのスタック車両対策等、除雪対応を強化していると承知しています。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>(平泉町) 2 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について (1) 主要地方道一関北上線については、国道4号の渋滞回避ルートとして利用されており、通行車両が年々増加傾向にあるため、平泉町長島字田頭地内から同竜ヶ坂地内までの区間(2,750m)の路線変更を含む、歩道拡幅、急カーブ等の解消工事を促進されるよう要望</p>	<p>主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。</p> <p>御要望の平泉町長島字田頭地内から同竜ヶ坂地内までの整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(平泉町) 2 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について (2) 県道相川平泉線については、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭小であることから、大型観光バス、大型車両の走行に支障を来しているため、近隣市町村を結ぶ広域的なネットワークが形成されるよう改良整備の促進を要望</p>	<p>一般県道相川平泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、国際リニアコライダーの実現に向けた進展も睨みながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(平泉町) 3 「東稲山麓地域の世界農業遺産」への取組に向けた支援について 平成30年6月には、世界農業遺産への認定申請及び日本農業遺産の認定申請書類を国に提出したが、一次審査不通過となった。この取組は当地域の活性化を目指すことを目的としていることから、今後も推進していくため、世界農業遺産の認定に向け、引き続きの支援を要望</p>	<p>県では、平泉町を始め、一関市、奥州市等で構成する「東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会」において、本取組に対する理解促進や機運醸成、さらには地域の活性化を図りながら、申請に向けた準備を進めてきました。 平成30年6月、「気象災害から生命を守り、地域を継承してきた東稲山麓地域のリスク管理システム」として農林水産省に認定申請書を提出しましたが、残念ながら一次審査通過には至りませんでした。 同協議会では、認定に向けて再申請を目指すことを決定し、課題の整理や有識者からの助言を得るため、令和元年度に新たに企画推進チームを設置し、県としても特命課長を新設する等、再申請に向けた体制を強化したところです。 県としては、引き続き、3市町と緊密に連携を図りながら、世界農業遺産の認定に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農林水産企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(平泉町) 4 世界遺産登録10周年に向けた支援について 令和3年には「平泉の文化遺産」は、登録から10年を迎えることとなる。については、「仮称 世界遺産登録10周年記念実行委員会」を立ち上げ、イベントの開催や観光誘客などを図って行きたいと考えているため、登録5周年同様岩手県におかれても特段の配慮を要望</p>	<p>平泉世界遺産登録10周年に向けた取組については、県が行う事業内容及び関係機関・団体が実施する事業について関係機関と連携して取り組んでいきます。 また、県では、登録10周年となる2021年に、「道の駅平泉」の隣接地に「平泉の文化遺産」ガイドンス施設(仮称)の開館を目指し、整備を進めており、これまで以上に平泉世界遺産の価値を国内外に広く発信することとしています。</p>	<p>文化スポーツ部</p>	<p>文化振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>